

国の今後のこども政策について

1. 経過

- ・令和3年6月に政府が閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2021」の中で、児童虐待、不登校、ネットいじめ等の深刻化や少子高齢化の進行を受け、困難を抱える子供への支援等が抜け落ちないような体制のための行政組織の創設が掲げられた。
- ・令和3年9月に「経済財政運営と改革の基本方針2021」に基づき、子供の命や安全を守る施策を強化し、子供の視点に立って、子供を巡るさまざまな課題に適切に対応するためのこども政策の方向性について検討を行う「こども政策の推進に係る有識者会議」が設置され、令和4年11月に報告書が取りまとめられた。
- ・令和3年12月に政府は「こども政策の推進に係る有識者会議報告書」を基に作成された「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」を閣議決定した。
- ・令和4年6月に関連法案が参議院本会議で可決され、令和5年4月に「こども家庭庁」の設置、こどもに関する取組・政策の基本的な理念を定める「こども基本法」の施行を予定している。

2. 今後のこども政策の基本理念 ※こども政策の新たな推進体制に関する基本方針(概要)より

○常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（「こどもまんなか社会」）、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押し。
○そのための新たな司令塔として、こども家庭庁を創設。

今後のこども政策の基本理念	
こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策立案	◆ こどもは保護者や社会の支えを受けながら自己を確立していく主体と認識し、保護すべきところは保護しつつ、こどもの意見を年齢や発達段階に応じて政策に反映。若者の社会参画の促進。 ◆ 家庭が基盤。親の成長を支援することがこどものより良い成長につながる。子育て当事者の意見を政策に反映。
全てのこどもの健やかな成長、Well-beingの向上	◆ 妊娠前から、妊娠・出産、新生児期、乳幼児期、学童期、思春期、青年期の一連の成長過程において、良質かつ適切な保健、医療、療育、福祉、教育を提供。 ◆ 安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや体験ができ、幸せな状態（Well-being）で成長できるよう、家庭、学校、職域、地域等が一体的に取り組む。
誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援	◆ 全てのこどもが、施策対象として取り残されることなく、当事者として持続可能な社会の実現に参画できるよう支援。 ◆ こども本人の福祉というだけにとどまらない我が国社会の持続可能性にも資するとの認識。
こどもや家庭が抱える様々な複合する課題に対し、制度や組織による縦割りの壁、年齢の壁を克服した切れ目ない包括的な支援	◆ こどもの困難は、こどもの要因、家庭の要因、家庭内の関係性の要因、環境の要因等、様々な要因が複合的に重なり合って表出。問題行動はこどもからのSOS。保護者自身にも支援が必要。 ◆ 教育、福祉、保健、医療、雇用などに関係する機関や団体が密接にネットワークを形成し支援。18歳など特定の年齢で一律に区切ることなく、こどもや若者が円滑に社会生活を送ることができるようになるまで伴走。
待ちの支援から、予防的な関わりを強化するとともに、必要なこども・家庭に支援が確実に届くようプッシュ型支援、アウトリーチ型支援に転換	◆ 地域における関係機関やNPO等の民間団体等が連携して、こどもにとって適切な場所に向いてオーダーメイドの支援を行うアウトリーチ型支援（訪問支援）の充実。 ◆ SNSを活用したプッシュ型の情報発信の充実。
データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案、PDCAサイクル（評価・改善）	◆ 様々なデータや統計を活用するとともに、こどもからの意見聴取などの定性的な事実も活用し、個人情報を取り扱う場合にあってはこども本人等の権利利益の保護にも十分に配慮しながら、エビデンスに基づき多面的に政策を立案し、評価し、改善。

3. こども家庭庁について ※こども政策の新たな推進体制に関する基本方針(概要)より

こども家庭庁の必要性、目指すもの

- ◆ こども政策を更に強力に進めていくため、常にこどもの視点に立ち、こどもの最善の利益を第一に考え、こどもまんなか社会の実現に向けて専一に取り組む独立した行政組織と専任の大臣が必要。
- ◆ 新たな行政組織として、こどもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現に向けて、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護を任務とするこども家庭庁を創設。
- ◆ こどもにとって必要不可欠な教育は文部科学省の下で充実。こども家庭庁と文部科学省が密接に連携。

こども家庭庁の基本姿勢

- ①こどもの視点、子育て当事者の視点
こどもや若者の意見を年齢や発達に応じて政策に反映。子育て当事者の意見を政策に反映。
- ②地方自治体との連携強化
現場のニーズを踏まえた先進的な取組を横展開し、必要に応じ制度化。人事交流の推進。定期的な協議の場の設置。
- ③NPOをはじめとする市民社会との積極的な対話・連携・協働
NPO等の様々な民間団体や、民生・児童委員、青少年相談員、保護司等とのネットワークの強化。民間人の積極登用。

強い司令塔機能

- ◆ 内閣総理大臣の直属の機関として、内閣府の外局に。
- ◆ これまで別々に担われてきた司令塔機能をこども家庭庁に一本化し、就学前の全てのこどもの育ちの保障や全てのこどもの居場所づくりなどを主導する。
- ◆ 各省大臣に対する勧告権等を有するこども政策を担当する内閣府特命担当大臣を必置化。
- ◆ 別々に運営されてきた総理を長とする閣僚会議を一体的に運営。
- ◆ 別々に作成・推進されてきた大綱を一体的に作成・推進。

法律・事務の移管・共管・関与

- ◆ 主としてこどもの権利利益の擁護、こどもや家庭の福祉・保健等の支援を目的とするものは移管。
- ◆ こどもの権利利益の擁護、こどもや家庭の福祉・保健等の支援とそれ以外の政策分野を含んでいるものは共管。
- ◆ 国民全体の教育の振興等を目的とするものは、関係府省庁の所管としつつ、個別作用法に具体的な関与を規定するほか、総合調整。

新規の政策課題や隙間事案への対応

- ◆ こども政策に関し他省に属しない事務を担い、各省庁の間で抜け落ちることがないように必要な取組を行うとともに、新規の政策課題に取り組む。

体制と主な事務

- ◆ 内閣総理大臣、こども政策を担当する内閣府特命担当大臣、こども家庭庁長官の下に、内部部局として以下の3部門。
- ◆ 移管する定員を大幅に上回る体制を目指す。地方自治体職員や民間人材の積極登用。

企画立案・総合調整部門

- こどもの視点・子育て当事者の視点に立った政策の企画立案・総合調整
 - ・ こどもや若者から意見を聴くユース政策モニターなどの実施、審議会等委員等へのこども・若者の参画促進、SNSを活用した意見聴取等の検討
 - ・ こども政策に関連する大綱を一体的に作成・推進、地方自治体における関連計画の策定支援
 - ・ 児童の権利に関する条約に関する取組を主体的に実施（外務省と連携）
- 必要な支援を必要な人に届けるための情報発信や広報等
- データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善
 - ・ こどもや若者の意識調査、子どもの貧困対策や少子化対策に関する調査研究の充実、関連する国会報告（法定白書）の一体的な作成
 - ・ こどもや家庭に能動的なブッシュ型支援を届けるためのデジタル基盤の整備推進（デジタル庁と連携）

成育部門

- 妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療等
 - ・ 子育て世代包括支援センターによる産前産後から子育て期を通じた支援
 - ・ 産後ケアなどの支援を受けられる環境の整備
- 就学前の全てのこどもの育ちの保障
 - ・ 幼稚園・保育所・認定こども園（「3施設」）、家庭、地域を含めた取組の主導、未就園児対策
 - ・ 3施設教育・保育内容の基準の文部科学省との共同告示
 - ・ 認定こども園の事務の輻輳や縦割りの改善（施設整備費の一本化等）
- 相談対応や情報提供の充実、全てのこどもの居場所づくり
 - ・ 子ども・若者総合相談センター、子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点、地域子育て支援拠点の充実
 - ・ 放課後児童クラブ、児童館や青少年センター、こども食堂、学習支援の場などの様々な居場所（サードプレイス）づくり
 - ・ 児童手当の支給
- こどもの安全（性的被害の防止、事故防止、予防のための死亡検証(CDR)等）

支援部門

- 様々な困難を抱えるこどもや家庭に対する年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援
 - ・ 地域の支援ネットワークづくり（子ども・若者支援地域協議会、要保護児童対策地域協議会）
 - ・ 児童虐待防止対策の強化
 - ・ いじめ防止及び不登校対策（文部科学省と連携）
- 社会的養護の充実及び自立支援
- こどもの貧困対策、ひとり親家庭の支援
- 障害児支援

スケジュール

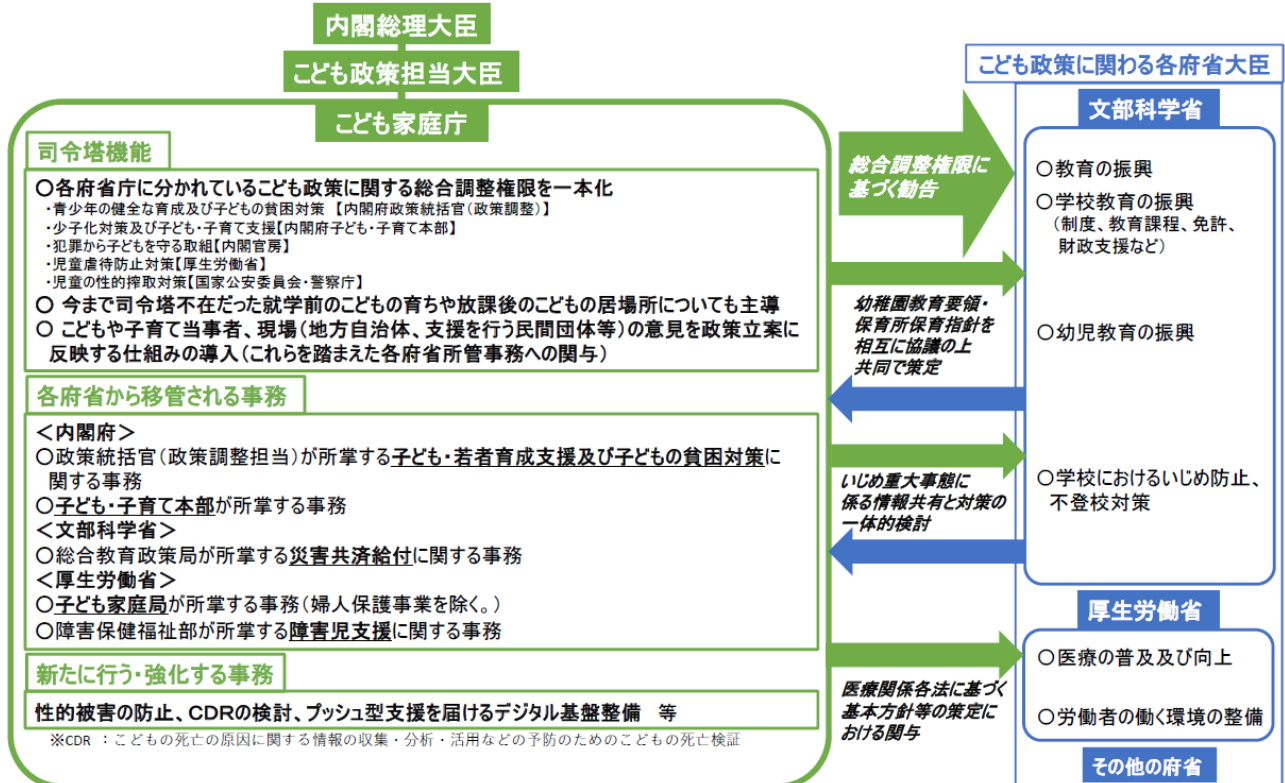
- ◆ 令和5年度のできる限り早い時期に創設。次期常会に法案提出。
- ◆ 「こどもに関する政策パッケージ」等に基づき、こども家庭庁の創設を待たずにできることから速やかに実施。

こども政策を強力に進めるための安定財源の確保

- ◆ 国民各層の理解を得ながら、社会全体での費用負担の在り方を含め、幅広く検討を進め、確保に努めていく。
- ◆ 応能負担や歳入改革、企業を含め社会・経済の参加者全員が広く負担していく新たな枠組みの検討。

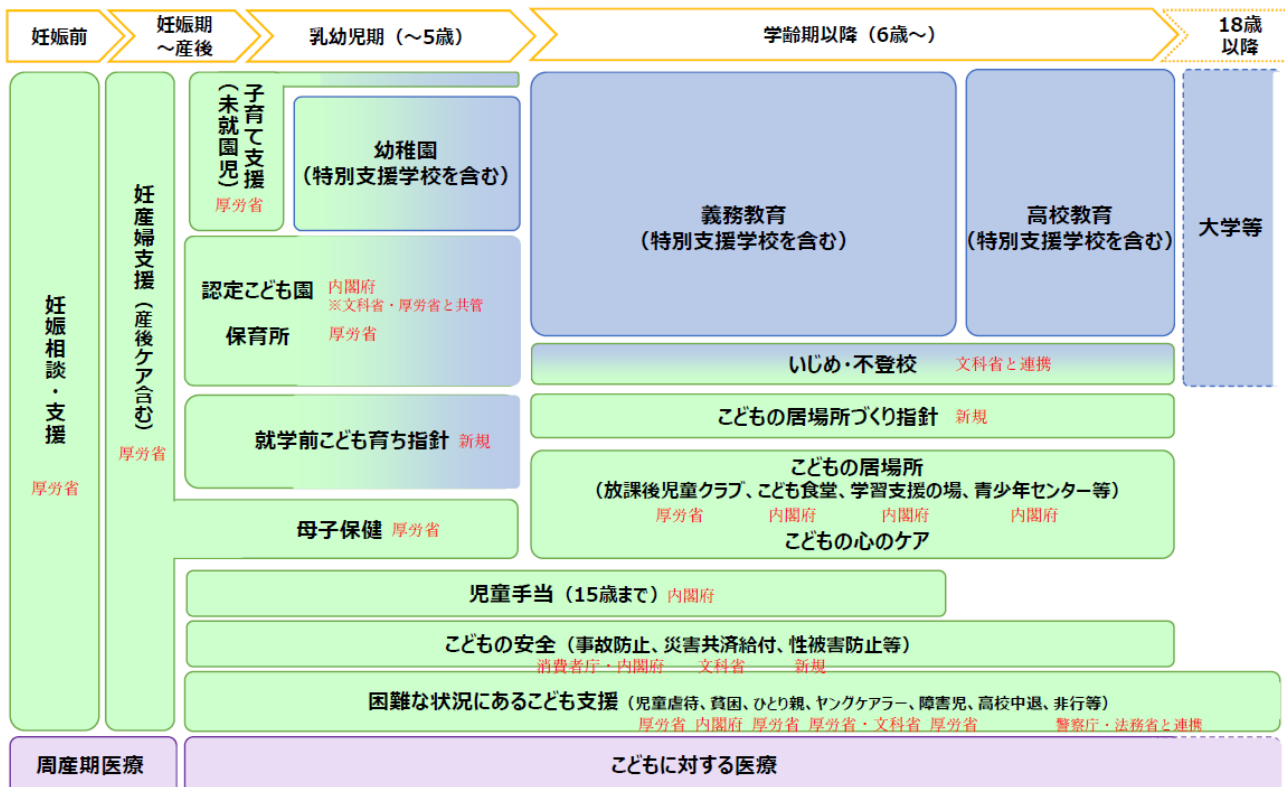
こども家庭庁の組織・事務・権限について(イメージ)

- 内閣府の外局として設置
- 令和5年度のできる限り早期に設置
- 内部組織は、司令塔部門、成育部門、支援部門の3部門体制
(移管する定員を大幅に上回る体制を目指す)



こども家庭庁の創設について(イメージ)

- こども家庭庁の創設により、
- こどもと家庭の福祉・保健その他の支援、こどもの権利利益の擁護を一元化
 - 年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援を実現
 - 就学前の育ちの格差是正
 - こども・子育て当事者の視点に立った政策の実現(プッシュ型情報発信、伴走型支援)



4. こども基本法について ※こども基本法（令和4年法律第77号）概要より

目的

- 日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、
 - ・次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、**自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、**
 - ・こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、**将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、**
- こども施策を総合的に推進すること

定義

- 「こども」……心身の発達の過程にある者
- 「こども施策」……①～③の施策その他のこどもに関する施策・これと一体的に講ずべき施策
 - ① **新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援**
 - ② 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、**就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援**
 - ③ 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

基本理念

- ① 全てのこどもについて、**個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること**
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の**福祉に係る権利が等しく保障され**るとともに、教育基本法にのっとり**教育を受ける機会が等しく与えられること**
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して**意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること**
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、**意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること**
- ⑤ **こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有する**との認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、**子育てに伴う喜び**を実感できる社会環境の整備

責務等

- 国、地方公共団体の責務
- 事業主の努力（雇用環境の整備）・国民の努力（こども施策への関心と理解等）

白書・大綱

- **年次報告（白書）**
- **こども大綱の策定**
（※少子化社会対策／子ども・若者育成支援／子どもの貧困対策の既存の3法律の白書・大綱と一体的に作成）

基本的施策

- 施策に対する**こども等の意見の反映**
- 支援の**総合的・一体的提供の体制整備**
- 関係者相互の**有機的な連携の確保**
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- **施策の充実及び財政上の措置等**

こども政策推進会議

- こども家庭庁に**こども政策推進会議**を設置。以下の事務を担当。
 - ① **大綱の案を作成**
 - ② こども施策の**重要事項の審議・こども施策の実施を推進**
 - ③ 関係行政機関相互の**調整** 等
- 会議は、会長（**内閣総理大臣**）及び委員（こども政策担当の**内閣府特命担当大臣・内閣総理大臣が指定する大臣**）をもって組織

附則

- 施行期日** 令和5年4月1日
- 検討** 国は、この法律の施行後5年を目途として、法律の施行状況及びこども施策の実施状況を勘案し、こども施策が基本理念にのっとり実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのっとりたこども施策の一層の推進のために必要な方策について検討
⇒法制上の措置その他の必要な措置を講ずる

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

こども家庭庁の取り組みについて

令和4年10月
内閣官房こども家庭庁設立準備室

こども家庭庁の検討経緯

令和3年

- 9月16日 子供の視点に立って、子供を巡る様々な課題に適切に対応するためのこども政策の方向性について検討を行うため、「こども政策の推進に係る有識者会議」を開催
- 11月29日 「こども政策の推進に係る有識者会議報告書」とりまとめ
- 12月2日 「こども政策の推進に係る作業部会」において「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針（原案）」とりまとめ
- 12月21日 「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」閣議決定
内閣官房に「こども家庭庁設置法案等準備室」を設置

令和4年

- 2月25日 両法案閣議決定・国会提出
- 4月4日 「こども基本法案」国会提出
- 6月15日 「こども家庭庁設置法」、「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」、「こども基本法」成立

令和5年

- 4月1日 こども家庭庁設置（予定）

こども家庭庁の概要

こども家庭庁の必要性、目指すもの

- ◆ こどもまんなか社会の実現に向けて、常にこどもの視点に立って、こども政策に強力かつ専一に取り組む独立した行政組織として、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護を任務とするこども家庭庁を創設
- ◆ 内部組織は、司令塔部門、成育部門、支援部門の3部門体制として、移管する定員を大幅に上回る体制を目指す。
- ◆ こどもにとって必要不可欠な教育は文部科学省の下で充実、こども家庭庁と文部科学省が密接に連携

強い司令塔機能

- ◆ 総理直属の機関として、内閣府の外局とし、一元的に企画・立案・総合調整(内閣補助事務)
- ◆ 各省大臣に対する勧告権等を有する大臣を必置化
- ◆ 総理を長とする閣僚会議を一体的に運営、大綱を一体的に作成・推進

法律・事務の移管・共管・関与

- ◆ 主としてこどもの福祉・保健等を目的とするものは移管
〔内閣府の子ども・若者育成支援及び子どもの貧困対策に関する事務や子ども・子育て本部が所掌する事務、文部科学省の災害共済給付に関する事務、厚生労働省の子ども家庭局が所掌する事務や障害児支援に関する事務などを移管〕
- ◆ こどもの福祉・保健等とそれ以外の政策分野を含んでいるものは共管
- ◆ 国民全体の教育の振興等を目的とするものは、関係府省庁の所管としつつ、個別作用法に具体的な関与を規定するほか、総合調整

新規の政策課題や隙間事案への対応

- ◆ 各省庁の間で抜け落ちることがないように必要な取組を行うとともに、新規の政策課題に取り組む

体制と主な事務

企画立案・総合調整部門

- こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策の企画立案・総合調整
- 必要な支援を必要な人に届けるための情報発信や広報等
- データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善

成育部門

- 妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療等
- 就学前の全てのこどもの育ちの保障
(幼稚園教育要領、保育所保育指針の双方を文部科学省とともに策定(共同告示) など)
- 相談対応や情報提供の充実、全てのこどもの居場所づくり
- こどもの安全

支援部門

- 様々な困難を抱えるこどもや家庭に対する年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援
- 児童虐待防止対策の強化、社会的養護の充実及び自立支援
- こどもの貧困対策、ひとり親家庭の支援
- 障害児支援
- いじめ防止を担い文部科学省と連携して施策を推進 など

施行期日

- ◆ 令和5年4月1日

こども家庭庁の組織・事務・権限について(イメージ)

- 内閣府の外局として設置
- 令和5年4月1日設立
- 内部組織は、司令塔部門、成育部門、支援部門の3部門体制
(移管する定員を大幅に上回る体制を目指す)

内閣総理大臣

こども政策担当大臣

こども家庭庁

司令塔機能

- 各府省庁に分かれているこども政策に関する総合調整権限を一本化
 - ・青少年の健全な育成及び子どもの貧困対策【内閣府政策統括官(政策調整)】
 - ・少子化対策及び子ども・子育て支援【内閣府子ども・子育て本部】
 - ・犯罪から子どもを守る取組【内閣官房】
 - ・児童虐待防止対策【厚生労働省】
 - ・児童の性的搾取対策【国家公安委員会・警察庁】
- 今まで司令塔不在だった就学前のこどもの育ちや放課後のこどもの居場所についても主導
- こどもや子育て当事者、現場(地方自治体、支援を行う民間団体等)の意見を政策立案に反映する仕組みの導入(これらを踏まえた各府省所管事務への関与)

各府省から移管される事務

- ＜内閣府＞
 - 政策統括官(政策調整担当)が所掌する子ども・若者育成支援及び子どもの貧困対策に関する事務
 - 子ども・子育て本部が所掌する事務
- ＜文部科学省＞
 - 総合教育政策局が所掌する災害共済給付に関する事務
- ＜厚生労働省＞
 - 子ども家庭局が所掌する事務(婦人保護事業を除く。)
 - 障害保健福祉部が所掌する障害児支援に関する事務

新たに行う・強化する事務

性的被害の防止、CDRの検討、プッシュ型支援を届けるデジタル基盤整備 等

※CDR : こどもの死亡の原因に関する情報の収集・分析・活用などの予防のためのこどもの死亡検証

こども政策に関わる各府省大臣

文部科学省

- 教育の振興
- 学校教育の振興
(制度、教育課程、免許、財政支援など)
- 幼児教育の振興

- 学校におけるいじめ防止、不登校対策

厚生労働省

- 医療の普及及び向上
- 労働者の働く環境の整備

その他の府省

総合調整権限に基づく勧告

幼稚園教育要領・
保育所保育指針を
相互に協議の上
共同で策定

いじめ重大事態に
係る情報共有と対策の
一体的検討

医療関係各法に基づく
基本方針等の策定に
おける関与

こども基本法の概要

目 的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

責務等

- 国・地方公共団体の責務
- 事業主・国民の努力

白書・大綱

- 年次報告（法定白書）、こども大綱の策定
（※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存の3法律の白書・大綱と一体的に作成）

基本的施策

- 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進会議

- こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置
 - ① 大綱の案を作成
 - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
 - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

施行期日：令和5年4月1日

検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとり、こども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

- こども基本法は、こどもに関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤として、こども施策の基本理念や基本となる事項を定めた包括的な基本法。
- 同法においては、以下のとおり、地方公共団体の責務や、地方公共団体に対する義務の定めがある

【第5条】 地方公共団体の責務

- 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する

【第10条】 都道府県こども計画、市町村こども計画の策定（努力義務）

- 都道府県は国のこども大綱を勘案し、また、市町村は国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案し、それぞれ、こども計画を定めるよう努めるものとする（こども計画の策定・変更時は遅滞なく公表すること）
- 各計画は、既存の各法令（※）に基づく都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することが可能
※ 子ども・若者育成支援推進法第9条、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条等

【第11条】 こども等の意見の反映

- 地方公共団体（※）は、こども施策の策定・実施・評価するに当たり、こどもや子育て当事者等の意見を聴取して反映させるために必要な措置（例：こどもや若者を対象としたパブリックコメント、審議会・懇談会等の委員等へのこどもや若者の参画促進、SNSを活用した意見聴取等）を講ずるものとする
※ 「地方公共団体」とは、地方自治法に基づく普通地方公共団体及び特別地方公共団体を指し、議会や執行機関のほか、法律の定めるところにより置かれる委員会（例：教育委員会）や、法律又は条例の定めるところにより置かれる附属機関が含まれると解される
- 具体的な措置、意見聴取の頻度等は、個々の施策の目的等に応じて様々であり、地方公共団体の長等は、当該施策の目的等を踏まえ、こどもの年齢や発達の段階、実現可能性等を考慮しつつ、こどもの最善の利益を実現する観点から、施策への反映について判断
- 聴取した意見が施策に反映されたかどうかについて、こどもにフィードバックすることや広く社会に発信していくことが望ましい

【第13条、第14条】 関係機関・団体等の有機的な連携の確保（努力義務）

- 地方公共団体は、こども施策の適正かつ円滑な実施のため、こどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努め、また、連携の確保に資するための情報通信技術の活用などを講ずるよう努めるものとする

こどもまんなか社会の実現に向けて 全国の地方自治体首長の皆様へ（野田大臣メッセージ）

平素よりこども政策の推進に御尽力いただき、深く感謝申し上げます。

こどもや若者に関する施策については、これまで様々に取り組んできましたが、一定の成果はありつつも、少子化、人口減少に歯止めがかからない状況です。また、児童虐待や不登校、こどもの自殺等、こどもを取り巻く状況は深刻になっており、さらにコロナ禍がこどもや若者、家庭に負の影響を与えていると考えられます。

私はこども政策担当大臣として、こどもをめぐる様々な課題に適切に対応するために、常にこどもの視点に立ち、その最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えた「こどもまんなか社会」を実現することが必要であると考え、日々取り組んでおります。

6月15日に「こども家庭庁設置法」、「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」及び「こども基本法」が成立し、本日公布されました。

こども基本法で示されたこども政策の基本理念等に基づき、こども政策を強力に推進していくための新たな司令塔として、令和5年4月1日にこども家庭庁を創設し、こどもを誰一人取り残すことなく、その健やかな成長を支援していきます。

改めて申し上げるまでもなく、こども政策の推進は国だけでできるものではありません。こども政策の具体の実施を担っていただいているのは地方自治体であり、国と地方自治体の連携が必要不可欠です。

地方自治体では、日々こども、若者、子育ての当事者や支援者の声を聴き、支援の重要な担い手であるNPO等をはじめとする様々な民間団体等と連携・協働する中で、現場のニーズを踏まえた新たな取組が生まれており、それらは地方創生にも資する取組です。国は、基本となるこども政策の理念、方向性を明確に打ち出すとともに、こうした地方自治体の先進的な取組の共有を図り、横展開を進め、必要に応じて制度化していくことが求められていると考えます。

私は、こども政策の推進については、国と地方自治体が車の両輪となり、現状と課題を共有し、それぞれの役割を十全に果たしていく必要があると思います。

こうした連携・協働の基盤を構築するために、今後、今まで以上に地方自治体の皆様の御意見を伺い、対話を重ねながら、国、地方自治体の双方向の情報発信と共有、人事の交流、定期的な協議の場等の実現について具体的に検討してまいります。

また、各自治体におけるこども政策担当部局の組織・体制については、それぞれの地域の実情等に応じて各自治体で検討・整備していただくものですが、こども政策に関わる部局間の連携、とりわけ首長部局と教育委員会の連携は今後ますます重要になってくると考えています。今後、こども家庭庁においては、こうした連携の先進事例等も発信・共有してまいりますので、是非御活用ください。

今後も検討の進捗等に応じて、随時、こども家庭庁やこども政策に関して地方自治体の皆様との情報共有に努め、国民の皆様には適時適切な情報の発信に努めてまいります。

地方自治体の首長の皆様におかれましては、「こども家庭庁設置法」、「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」及び「こども基本法」の公布を一つの重要な契機として、引き続きこども政策の推進に格段の御高配をいただきますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

- ・こども家庭庁の設置にあわせた令和5年4月より、政策立案機能の強化のため、より積極的に地方自治体からの職員の登用を行う。
- ・割愛(給与・手当を国が支給)による派遣を基本としつつ研修派遣も受け入れ、また公募することで、広く様々な地方自治体からの参画を図る。
- ・今月8月1日より、以下の内容で各地方自治体に向けHP掲載等により公募を開始。

地方自治体からの職員派遣(割愛等)に係る協力依頼

1. 派遣時期
令和5(2023)年4月(状況により調整可)
2. 任期(派遣期間)
原則2年間(双方の合意に基づき延長可)
3. 給与・手当
一般職の職員の給与に関する法律に基づき支給し、学歴経験年数等を勘案して算定。住居手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当等を支給。
4. 求める人材、職位(ポスト)
 - ・地方自治体において一定の実務経験を積み重ね、政策の企画立案等に携わっていただける中堅の事務職(職位としては、課長補佐又は係長・主査クラス)を想定。
 - ・事務職に加え、一定の専門的知識や技術スキルを身につけている専門職の配置も進めることとしており、例えば、①福祉職、②心理職などを求めている。職位としては専門官又は主査を想定。
 - ・地方自治体の状況により、研修生の派遣が可能な場合にも、検討を依頼。

経済財政運営と改革の基本方針2022

新しい資本主義へ～課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現～

第2章 新しい資本主義に向けた改革

(関係部分抜粋)

2. 社会課題の解決に向けた取組

(2) 包摂社会の実現

(少子化対策・こども政策)

少子化は予想を上回るペースで進む極めて危機的な状況にあり、児童虐待やいじめ、不登校等こどもを取り巻く状況も深刻で、待ったなしの課題である。このため、「こども家庭庁」を創設し、こども政策を推進する体制の強化を図り、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えていく。

結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会を目指し、「希望出生率1.8」の実現に向け、「少子化社会対策大綱」等に基づき、結婚、妊娠・出産、子育てのライフステージに応じた総合的な取組の推進、結婚新生活立上げ時の経済的負担の軽減や出会いの機会・場の提供など地方自治体による結婚支援の取組に対する支援、妊娠前から妊娠・出産、子育て期にわたる切れ目ない支援の充実、「新子育て安心プラン」の着実な実施や病児保育サービスの推進等仕事と子育ての両立支援に取り組む。妊娠・出産支援として、不妊症・不育症支援やデジタル相談の活用を含む妊産婦支援・産後ケアの推進等に取り組むとともに、出産育児一時金の増額を始めとして、経済的負担の軽減についても議論を進める。流産・死産等を経験された方への支援に取り組む。養育費の支払い確保と安全・安心な親子の面会交流に向けた取組を推進する。児童手当法等改正法 附則に基づく児童手当の在り方の検討に取り組む。

全てのこどもに、安全・安心に成長できる環境を提供するため、教育・保育施設等において働く際に性犯罪歴等についての証明を求める仕組み(日本版DBS)の導入、予防のためのこどもの死亡検証(CDR)の検討、未就園児等の実態把握と保育所等の空き定員の活用等による支援の推進、SNS等の活用を含めこどもの意見を政策に反映する仕組みづくり、学校給食などを通じた食育の充実、放課後児童クラブやこども食堂等様々なこどもの居場所づくり等に取り組む。こどもの貧困解消や見守り強化を図るため、こども食堂のほか、こども宅食・フードバンク等への支援を推進する。

こどもの成長環境にかかわらず誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障するため、児童虐待防止対策の更なる強化、ヤングケアラー、若年妊婦やひとり親世帯への支援、真に支援を要するこどもや家庭の早期発見・プッシュ型支援のためのデータ連携、医療的ケア児を含む障害児に対する支援、いじめ防止対策の推進等に取り組む。また、市町村における家庭支援機能の強化、里親支援の充実等家庭養育優先原則の徹底、社会的養育経験者等に対する自立支援の充実等改正児童福祉法の円滑な施行に取り組みつつ、認定資格の取得促進を含む児童相談所等の質・量の体制強化を推進する。

こども政策については、こどもの視点に立って、必要な政策を体系的に取りまとめた上で、その充実を図り、強力に進めていく。そのために必要な安定財源については、国民各層の理解を得ながら、社会全体での費用負担の在り方を含め幅広く検討を進める。その際には、こどもに負担を先送りすることのないよう、応能負担や歳入改革を通じて十分に安定的な財源を確保しつつ、有効性や優先順位を踏まえ、速やかに必要な支援策を講じていく。安定的な財源の確保にあたっては、企業を含め社会・経済の参加者全員が連帯し、公平な立場で、広く負担していく新たな枠組みについても検討する。

令和5年度 こども家庭庁概算要求の全体像

(単位：億円)

区 分	令和5年度 概算要求額	【参考】 令和4年度予算額 (移管予定分)
一 般 会 計	1 4 , 9 6 1	1 4 , 1 3 3
うち社会保障関係費	1 4 , 7 7 8	1 4 , 0 1 8
年金特別会計 (子ども・子育て勘定)	3 2 , 5 4 9	3 2 , 7 3 8
合 計	4 7 , 5 1 0	4 6 , 8 7 1

[計数整理の結果、異動を生ずることがある。]

(注) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と合致しないものがある。なお、上記の計数のほか、事項要求については、予算編成過程において検討する。

(注) 一般会計の金額は、年金特別会計に繰り入れる額を除いたもの。

予算編成過程で検討事項

- 「基本方針2022」の第2章2（2）「包摂社会の実現（少子化対策・こども政策）」で示された方針を踏まえた対応については、予算編成過程において検討する。
- 消費税率引上げに伴う社会保障の充実等については、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」第28条に規定する消費税の収入、地方消費税の収入並びに社会保障の給付の重点化及び制度の運営の効率化の動向を踏まえ、予算編成過程で検討。
- 「新しい経済政策パッケージ」に基づく幼児教育・保育の無償化等については、予算編成過程で検討。
- 消費税引き上げにより確保される0.7兆円以外の0.3兆円超については、財源と合わせて、予算編成過程で検討。
- 新型コロナウイルス感染症対策、原油価格・物価高騰対策等を含めた重要政策のうち事項要求のものについては、今後の感染、原油価格・物価高騰等の状況を踏まえ、予算編成過程で検討。
- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく児童福祉施設等の耐災害性強化対策等については、「経済財政運営と改革の基本方針2022」を踏まえ、予算編成過程で検討。

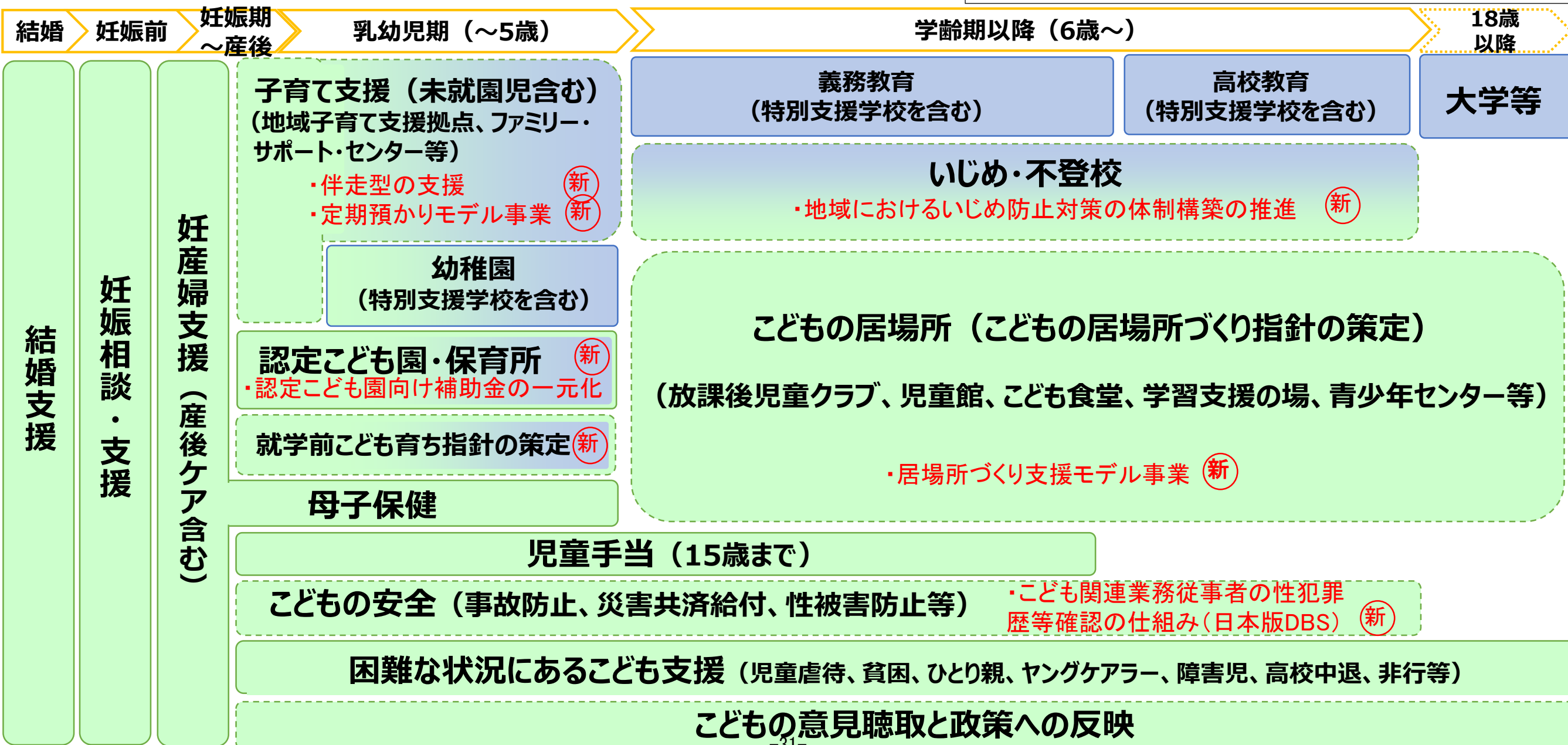
こども家庭庁関連予算の基本姿勢

こども家庭庁関連予算の要求・編成に当たっては、以下の5つの基本姿勢を踏まえ行っていく。

1. こども政策は国への投資であり、こどもへの投資の最重要の柱である。その実現のためには将来世代につけをまわさないように、安定財源を確実に確保する。
2. 単年度だけではなく、複数年度で戦略的に考えていく。
3. こどもの視点に立ち施策を立案し、国民に分かりやすい目標を設定して進める。
4. こども家庭庁の初年度にふさわしく、制度や組織による縦割りの狭間に陥っていた問題に横断的に取り組む。
5. 支援を求めているこどもの声を聴き、支援を求めている者にしっかりと届ける。

〇年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援イメージ

- ・ は、こども家庭庁準備室として新たに取り組むもの
- ・ 赤字は主な新規事業



こどもの視点に立った司令塔機能の発揮、こども基本法の着実な施行（※）

- こども大綱の策定・推進
- こども基本法・児童の権利に関する条約の普及啓発
- こどもの意見聴取と政策への反映
- こども政策に関するデータ・統計とEBPMの充実

全てのこどもに、健やかで安全・安心に成長できる環境を提供する

- 総合的な子育て支援 3兆3,557億円+事項要求
 - 子ども・子育て支援新制度の推進
 - 保育の受け皿整備・保育人材の確保等
保育所の空き定員等を活用し、未就園児を定期的に預かるためのモデル事業を実施 等
 - 認定こども園向け補助金の一元化
 - 就学前の全てのこどもの育ちを支える指針の策定・普及等（※）

・ 保育士・幼稚園教諭等に対する収入を3%程度(月額9,000円)引き上げ 926億円

- こどもの居場所づくり支援 1,099億円の内数+事項要求
 - 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの受け皿整備
 - NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業の実施（※）
 - 「こども食堂」に対する支援

・ 改正児童福祉法の施行を見据えた新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援（家庭や学校に居場所のないこどもの居場所支援の推進） 602億円(安心こども基金)

- こどもの安全・安心 23億円
 - こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み（日本版D B S）の導入に向けた検討（※）
 - 災害共済給付制度への加入促進のための機能強化
 - 予防のためのこどもの死亡検証（Child Death Review）のモデル事業の実施、他の検証事業を踏まえたこどもの安全確保の推進

結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会の実現、少子化の克服

- 地域の実情や課題に応じた少子化対策 60億円
 - 地域少子化対策重点推進交付金
- 子育て世帯を優しく包み込む社会的機運の醸成のための情報発信 3億円
 - 少子化に対する国民全体の危機感共有のための情報発信等
- 妊娠期から子育て期の包括的な切れ目のない支援 171億円
 - 低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援、遠方での妊婦健診や産後ケアの支援等
 - 母子保健事業のオンライン化・デジタル化、性や妊娠に関する正しい知識の普及や相談支援の推進 等
- 高等教育の無償化 5,196億円+事項要求
 - 高等教育の修学支援新制度の実施

成育環境にかかわらず誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障する

- 児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進 1,741億円
 - 児童相談所の職員の採用活動への支援の強化、若手職員を指導するOB・OG職員の配置促進等による児童相談所の体制強化の推進
 - 包括的な里親支援を行う機関への支援の強化、児童養護施設退所者等への支援の年齢要件の緩和等による社会的養育の充実 等
 - 未就園児等のいる家庭を支援につなぐ伴走型の支援の実施

・ 改正児童福祉法の施行を見据えた新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援 602億円(安心こども基金)

- ひとり親家庭等の自立支援の推進 1,806億円
 - 必要な支援につなぐ伴走型の支援の強化、職業訓練に係る給付金の対象資格拡充等の措置の継続等によるひとり親家庭の自立支援の推進 等
- 障害児支援体制の強化 4,721億円
 - 児童発達支援センターの機能強化等による地域の障害児支援体制の強化 等
- 地域におけるいじめ防止対策の体制構築の推進（※）
 - 社会全体でのいじめ防止対策を推進するため、文部科学省と連携しつつ、学校外からのアプローチによるいじめの防止対策に取り組む。
- ヤングケアラーなどの困難な状況にあるこども・家庭に対する支援 307億円の内数
 - ヤングケアラーの実態調査や関係機関職員の研修等に対する支援の強化、外国語対応が必要な家庭への通訳の派遣の実施、市町村の体制強化 等
 - こどもの貧困対策の推進
 - 地域におけるこども・若者支援のための体制整備、人材育成
- 潜在的に支援が必要なこどもをアウトリーチ支援につなげるためのこどもデータ連携の推進（※）

◇「基本方針2022」の第2章2（2）「包摂社会の実現（少子化対策・こども政策）」で示された方針を踏まえた対応については、予算編成過程において検討する。

（※）要求額に記載がない事項については、こども家庭庁創設に伴い新たに推進するこども政策等であり、事項要求。

こども家庭庁設立準備室において令和４年度に取り組む主な事項について

「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針（令和３年12月21日閣議決定）」において、「こども家庭庁の創設を待たずにできることから速やかに、着実に取り組む」こととしており、準備室においては、同基本方針に掲げた以下の事項について、検討に着手する方針。

（注）下記に掲げた事項は、現時点で検討の進め方がある程度具体化しているものについて記載しているものであり、下記以外の事項についても順次検討を進める方針。

また、現在、内閣府や厚生労働省において所掌している事項に係る対応は、各府省において、準備室と連携しつつ行う。

●就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針（仮称）の策定に向けた検討

- ・令和４年度において、有識者懇談会を立ち上げ、検討
- ・令和４年度において、未就園児等に対するアウトリーチ支援に関する調査研究事業を実施

●こどもの居場所づくりに関する指針（仮称）の策定に向けた検討

令和４年度において、調査研究事業を実施

●日本版ＤＢＳの導入に向けた検討

導入に向けた法的論点の整理や仕組みの検討等を行っていく。

●いじめの防止に向けた地方自治体における具体的な取組や体制づくり等の推進

令和４年度において、自治体の好事例を横展開

●こどもや若者から直接意見を聴く仕組みや場づくり

令和４年度において、調査研究事業を実施

参考資料

【参考】こども政策の推進に係る有識者会議について

「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定）に基づき、子供を産み育てやすい環境の整備を加速するとともに、子供の命や安全を守る施策を強化し、子供の視点に立って、子供を巡るさまざまな課題に適切に対応するためのこども政策の方向性について検討を行う。

<構成員・臨時構成員>

◎：座長
○：座長代理

- [構成員]

秋田喜代美

荒瀬 克己

○古賀 正義

佐藤 博樹

◎清家 篤

宮本みち子

学習院大学教授

独立行政法人教職員支援機構理事長

中央大学大学院教授

中央大学大学院教授

日本私立学校振興・共済事業団理事長、慶應義塾学事顧問

放送大学名誉教授、千葉大学名誉教授
- [臨時構成員]

青木康太郎

川瀬 信一

菅野 祐太

北川 聡子

櫻井 彩乃

谷口 仁史

辻 由起子

土肥 潤也

中島かおり

中室 牧子

堀江 敦子

前田 晃平

松田 妙子

山口 有紗

山口慎太郎

吉村 隆之

李 炯植

渡邊 正樹

國學院大學准教授、
独立行政法人国立青少年教育振興機構客員研究員

一般社団法人子どもの声からはじめよう代表理事

認定NP0法人カタリバ、大槌町教育専門官

社会福祉法人麦の子会理事長・総合施設長

Torch for Girls代表、#男女共同参画ってなんですか代表

認定NP0法人スチューデント・サポート・フェイス代表理事

大阪府子ども家庭サポーター、社会福祉士

NP0法人わかもののまち事務局長

NP0法人ピッコラーレ代表理事

慶應義塾大学教授

スリール株式会社代表取締役

認定NP0法人フローレンス代表室長

NP0法人せたがや子育てネット代表理事

子どもの虐待防止センター、
小児科専門医、子どものこころ専門医

東京大学大学院教授

鹿児島大学准教授、鹿児島県スクールカウンセラー

NP0法人Learning for All 代表理事

東京学芸大学教職大学院教授

<開催経過>

- 第1回 令和3年9月16日(木)

・構成員報告

・臨時構成員プレゼン・意見交換
- 第2回 令和3年10月18日(月)

・臨時構成員プレゼン・意見交換
- 第3回 令和3年11月8日(月)

・臨時構成員プレゼン・意見交換
- 第4回 令和3年11月10日(水)

・清原慶子前三鷹市長よりヒアリング

・臨時構成員プレゼン・意見交換

・取りまとめに向けた議論
- 第5回 令和3年11月19日(金)

・取りまとめに向けた議論

※事務局において、当事者・関係者ヒアリングを実施（7月～11月）し、その概要を第2回・第3回有識者会議に報告
※事務局において、こども・若者ヒアリングを実施（10月～11月）し、その概要を第4回有識者会議に報告

こども政策の推進に係る有識者会議 報告書【概要】

I. はじめに（こどもと家庭を取り巻く現状）

○少子高齢化の進行は社会に大きな影響を及ぼし、我が国社会全体の根幹を揺るがしかねない「有事」とも言うべき危機的な状況。

○児童虐待の相談対応件数や不登校の件数が過去最多となり、更にコロナ禍によりこどもや若者、家庭をめぐる様々な課題が深刻化。

II. 今後のこども政策の基本理念

1. こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策立案

2. 全てのこどもの健やかな成長、Well-beingの向上

3. 誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援

4. こどもや家庭が抱える様々な複合する課題に対し、制度や組織による縦割りの壁、年度の壁、年齢の壁を克服した切れ目ない包括的な支援

5. 待ちの支援から、予防的な関わりを強化するとともに、必要なこども・家庭に支援が確実に届くようプッシュ型支援、アウトリーチ型支援に転換

6. データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案、PDCAサイクル（評価・改善）

III. 今後取り組むべきこども政策の柱と具体的な施策

○こども政策の対象分野は多岐にわたり必ずしも網羅できているものではなく、あくまで当会議の議論を踏まえ整理したもの。今後、更に議論が深められるべき。

○政府において、運用改善等はできる限り速やかに、また、新たな予算・制度が必要なものは実現に向け最大限の努力を求めたい。

1. 結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会を目指す 2. 全てのこどもに、健やかで安全・安心に成長できる環境を提供する

○若い世代の結婚や妊娠への不安や障壁の解消

○子育てや教育に関する経済的負担の軽減

○妊娠前から妊娠・出産に至る支援の充実

○産前産後から子育て期を通じた切れ目のない支援

○地域子育て支援

○家庭教育支援

○妊産婦やこどもの医療

○女性と男性がともにキャリアアップと子育てを両立できる環境整備

○就学前のこどもの成長の保障、幼児教育・保育の確保と質の向上

○全てのこどもたちの可能性を引き出す学校教育の充実

○多様な体験活動の機会づくり

○居場所づくり

○こどもの安全を確保するための環境整備

○思春期から青年期・成人期への移行期にある若者への支援

○自らの心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実

○こどもの可能性を狭める固定的性別役割分担意識の解消、

固定観念の打破

-36-○こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備

Ⅲ. 今後取り組むべきこども政策の柱と具体的な施策（続き）

3. 成育環境にかかわらず、誰一人取り残すことなく健やかな成長を 4. 政策を進めるに当たって共通の基盤となるもの

保障する

- 児童虐待防止対策の更なる強化
- 社会的養護を必要とするこどもに対する支援の充実
- 社会的養護経験者や困難な状況に置かれた若者の自立支援
- こどもの貧困対策
- ヤングケアラー対策
- ひとり親家庭への支援
- 障害児支援の充実
- いじめ・不登校対策
- 自殺対策
- 非行少年の立ち直り支援

- 児童の権利に関する条約の精神に則ったこどもの人権・権利の保障
- 必要な支援を必要な人に届けるためのプッシュ型の情報発信やアウトリーチ型・伴走型の支援
- 関係機関・団体の連携ネットワークの強化（子ども・若者支援地域協議会と要保護児童対策地域協議会の有効活用等）
- こども・家庭に関する教育・保健・福祉などの情報を分野横断的に把握し、支援につなげるためのデータベースの構築
- こどもや家庭の支援に関わる人材の確保・育成、ケア
- 安定的な財源確保と十分な人員体制の確保

Ⅳ. 政策の立案・実施・評価におけるプロセス

- こどもや若者、子育て当事者からの意見聴取・反映、分かりやすい情報提供、親しみやすい広報、意見が反映される過程や成果の見える化、フィードバックなど、こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策の推進
- 地方自治体の先進的な取組の横展開や制度化、国と地方自治体の間での人事交流の推進、国と地方自治体の定期的な協議の場の設置等による地方自治体との連携強化

- 地域で支援活動を行う民間団体（NPO等）や民生・児童委員、青少年相談員、保護司等とのネットワークの強化、民間団体等との積極的な対話・連携・協働、民間人の積極的な登用等
- こどもや若者の置かれている状況や課題を的確に分析し、政策効果を明らかにした上での、データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価

こども政策の新たな推進体制に関する基本方針のポイント

～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～

- 常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（「こどもまんなか社会」）、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押し。
- そのための新たな司令塔として、こども家庭庁を創設。

今後のこども政策の基本理念

こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策立案

- ◆ こどもは保護者や社会の支えを受けながら自己を確立していく主体と認識し、保護すべきところは保護しつつ、**こどもの意見を年齢や発達段階に応じて政策に反映**。若者の社会参画の促進。
- ◆ 家庭が基盤。親の成長を支援することがこどものより良い成長につながる。**子育て当事者の意見を政策に反映**。

全てのこどもの健やかな成長、Well-beingの向上

- ◆ 妊娠前から、妊娠・出産、新生児期、乳幼児期、学童期、思春期、青年期の**一連の成長過程において、良質かつ適切な保健、医療、療育、福祉、教育**を提供。
- ◆ 安全で安心して過ごせる多くの**居場所を持ちながら、様々な学びや体験ができ、幸せな状態（Well-being）で成長**できるよう、家庭、学校、職域、地域等が一体的に取り組む。

誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援

- ◆ 全てのこどもが、施策対象として**取り残されることなく**、当事者として持続可能な社会の実現に参画できるよう支援。
- ◆ こども本人の福祉というだけにとどまらない我が国社会の持続可能性にも資するとの認識。

こどもや家庭が抱える様々な複合する課題に対し、制度や組織による縦割りの壁、年齢の壁を克服した切れ目ない包括的な支援

- ◆ こどもの困難は、こどもの要因、家庭の要因、家庭内の関係性の要因、環境の要因等、様々な要因が複合的に重なり合って表出。**問題行動はこどもからのS O S。保護者自身にも支援が必要**。
- ◆ 教育、福祉、保健、医療、雇用などに**関係する機関や団体が密接にネットワークを形成し支援**。**18歳など特定の年齢で一律に区切ることなく、こどもや若者が円滑に社会生活を送ることができるようになるまで伴走**。

待ちの支援から、予防的な関わりを強化するとともに、必要なこども・家庭に支援が確実に届くようプッシュ型支援、アウトリーチ型支援に転換

- ◆ 地域における関係機関やN P O等の民間団体等が連携して、**こどもにとって適切な場所に出向いてオーダーメイドの支援を行うアウトリーチ型支援（訪問支援）の充実**。
- ◆ S N Sを活用した**プッシュ型の情報発信**の充実。

データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案、PDCAサイクル（評価・改善）

- ◆ 様々な**データや統計を活用**するとともに、**こどもからの意見聴取などの定性的な事実も活用**し、個人情報を取り扱う場合にあってはこども本人等の権利利益の保護にも十分に配慮しながら、エビデンス³⁸に基づき多面的に政策を立案し、評価し、改善。

体制と主な事務

- ◆ 内閣総理大臣、こども政策を担当する内閣府特命担当大臣、こども家庭庁長官の下に、内部部局として以下の3部門。
- ◆ 移管する定員を大幅に上回る体制を目指す。地方自治体職員や民間人材の積極登用。

企画立案・総合調整部門

- **こどもの視点・子育て当事者の視点に立った政策の企画立案・総合調整**
 - ・ こどもや若者から意見を聴くユース政策モニターなどの実施、審議会等委員等へのこども・若者の参画促進、SNSを活用した意見聴取等の検討
 - ・ こども政策に関連する大綱を一体的に作成・推進、地方自治体における関連計画の策定支援
 - ・ 児童の権利に関する条約に関する取組を主体的に実施（外務省と連携）
- **必要な支援を必要な人に届けるための情報発信や広報等**
- **データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善**
 - ・ こどもや若者の意識調査、子どもの貧困対策や少子化対策に関する調査研究の充実、関連する国会報告（法定白書）の一体的な作成
 - ・ こどもや家庭に能動的なプッシュ型支援を届けるためのデジタル基盤の整備推進（デジタル庁と連携）

成育部門

- **妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療等**
 - ・ 子育て世代包括支援センターによる産前産後から子育て期を通じた支援
 - ・ 産後ケアなどの支援を受けられる環境の整備
- **就学前の全てのこどもの育ちの保障**
 - ・ 幼稚園・保育所・認定こども園（「3施設」）、家庭、地域を含めた取組の主導、未就園児対策
 - ・ 3施設の教育・保育内容の基準の文部科学省との共同告示
 - ・ 認定こども園の事務の輻輳や縦割りの改善（施設整備費の一本化等）
- **相談対応や情報提供の充実、全てのこどもの居場所づくり**
 - ・ 子ども・若者総合相談センター、子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点、地域子育て支援拠点の充実
 - ・ 放課後児童クラブ、児童館や青少年センター、こども食堂、学習支援の場などの様々な居場所（サードプレイス）づくり
 - ・ 児童手当の支給
- **こどもの安全**（性的被害の防止、事故防止、予防のための死亡検証(CDR)等)

支援部門

- **様々な困難を抱えるこどもや家庭に対する年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援**
 - ・ 地域の支援ネットワークづくり（子ども・若者支援地域協議会、要保護児童対策地域協議会）
 - ・ 児童虐待防止対策の強化
 - ・ いじめ防止及び不登校対策（文部科学省と連携）
- **社会的養護の充実及び自立支援**
- **こどもの貧困対策、ひとり親家庭の支援**
- **障害児支援**

スケジュール

- ◆ 令和5年度のできる限り早い時期に創設。次期常会に法案提出。
- ◆ 「こどもに関する政策パッケージ」等に基づき、こども家庭庁の創設を待たずにできることから速やかに実施。

こども政策を強力に進めるための安定財源の確保

- ◆ 国民各層の理解を得ながら、社会全体での費用負担の在り方を含め、幅広く検討を進め、確保に努めていく。
- ◆ 応能負担や歳入改革、企業を含め社会・経済の参加者全員が広く負担していく新たな枠組みの検討。

こども家庭庁の必要性、目指すもの

- ◆ こども政策を更に強力に進めていくため、常にこどもの視点に立ち、こどもの最善の利益を第一に考え、**こどもまんなか社会の実現に向けて専一に取り組む独立した行政組織と専任の大臣が必要。**
- ◆ 新たな行政組織として、**こどもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現に向けて、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護を任務とするこども家庭庁を創設。**
- ◆ こどもにとって必要不可欠な教育は文部科学省の下で充実。こども家庭庁と文部科学省が密接に連携。

こども家庭庁の基本姿勢

①こどもの視点、子育て当事者の視点

こどもや若者の意見を年齢や発達の程度に応じて政策に反映。子育て当事者の意見を政策に反映。

②地方自治体との連携強化

現場のニーズを踏まえた先進的な取組を横展開し、必要に応じ制度化。人事交流の推進。定期的な協議の場の設置。

③NPOをはじめとする市民社会との積極的な対話・連携・協働

NPO等の様々な民間団体や、民生・児童委員、青少年相談員、保護司等とのネットワークの強化。民間人の積極登用。

強い司令塔機能

- ◆ 内閣総理大臣の直属の機関として、**内閣府の外局**に。
- ◆ これまで別々に担われてきた**司令塔機能**をこども家庭庁に一本化し、**就学前の全てのこどもの育ちの保障や全てのこどもの居場所づくりなどを主導する。**
- ◆ 各省大臣に対する**勧告権等**を有するこども政策を担当する内閣府特命担当**大臣を必置化。**
- ◆ 別々に運営されてきた**総理を長とする閣僚会議**を**一体的に運営。**
- ◆ 別々に作成・推進されてきた**大綱**を**一体的に作成・推進。**

法律・事務の移管・共管・関与

- ◆ 主としてこどもの権利利益の擁護、こどもや家庭の福祉・保健等の支援を目的とするものは移管。
- ◆ こどもの権利利益の擁護、こどもや家庭の福祉・保健等の支援とそれ以外の政策分野を含んでいるものは共管。
- ◆ 国民全体の教育の振興等を目的とするものは、関係府省庁の所管としつつ、個別作用法に具体的な関与を規定するほか、総合調整。

新規の政策課題や隙間事案への対応

- ◆ こども政策に関し他省に属しない事務を担い、**各省庁の間で抜け落ちることがないように必要な取組**を行うとともに、**新規の政策課題に取り組む。**

こども家庭庁設置法（令和4年法律第75号）の概要

趣旨

こども（心身の発達の過程にある者をいう。以下同じ。）が自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえつつ、**こどもの年齢及び発達の程度に応じ、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本とし、こども及びこどものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援並びにこどもの権利利益の擁護に関する事務を行うとともに、当該任務に関連する特定の****内閣の重要政策に関する内閣の事務を助ける**ことを任務とするこども家庭庁を、内閣府の外局として設置することとし、その所掌事務及び組織に関する事項を定める。

概要

1. 内閣府の外局として、こども家庭庁を設置

2. こども家庭庁の長は、こども家庭庁長官とする

3. こども家庭庁の所掌事務

(1) 分担管理事務（自ら実施する事務）

- ・小学校就学前のこどもの健やかな成長のための環境の確保及び小学校就学前のこどものある家庭における子育て支援に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進
 - ・子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援
 - ・こどもの保育及び養護
 - ・こどものある家庭における子育ての支援体制の整備
 - ・地域におけるこどもの適切な遊び及び生活の場の確保
 - ・こども、こどものある家庭及び妊産婦その他母性の福祉の増進
 - ・こどもの安全で安心な生活環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進
 - ・こどもの保健の向上
 - ・こどもの虐待の防止
 - ・いじめの防止等に関する相談の体制など地域における体制の整備
 - ・こどもの権利利益の擁護（他省の所掌に属するものを除く）
 - ・こども大綱の策定及び推進
- 等

(2) 内閣補助事務（内閣の重要政策に関する事務）

- ・こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現のための基本的な政策に関する事項等の企画及び立案並びに総合調整
- ・結婚、出産又は育児に希望を持つことができる社会環境の整備等少子化の克服に向けた基本的な政策に関する事項の企画及び立案並びに総合調整
- ・子ども・若者育成支援に関する事項の企画及び立案並びに総合調整

4. 資料の提出要求等

- ・こども家庭庁長官は、こども家庭庁の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができることとする

5. 審議会等及び特別の機関

- ・こども家庭庁に、こども政策に関する重要事項等を審議するこども家庭審議会等を設置し、内閣府及び厚生労働省から関係審議会等の機能を移管するとともに、こども基本法の定めるところによりこども家庭庁に置かれる特別の機関は、内閣総理大臣を会長とするこども政策推進会議とする。

6. 施行期日等

- ・令和5年4月1日
- ・政府は、この法律の施行後5年を目途として、小学校就学前のこどもに対する質の高い教育及び保育の提供その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援に関する施策の実施の状況を勘案し、これらの施策を総合的かつ効果的に実施するための組織及び体制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和４年法律第76号）の概要

趣旨

こども家庭庁設置法の施行に伴い、児童福祉法その他の関係法律及び内閣府設置法その他の行政組織に関する法律について、所要の規定の整備を行う。

概要

1. 関係法律の整備

- (1) 関係省庁からこども家庭庁に所掌事務が移管されることに伴い、当該事務に関係する法律の規定により関係大臣が行う権限及び関係省庁が発する命令を、それぞれ内閣総理大臣の権限及び内閣府令に改める等の規定の整理を行う
- (2) 幼稚園、保育所及び認定こども園の教育・保育の内容に関する基準の整合性を制度的に担保するため、学校教育法及び児童福祉法を改正し、文部科学大臣が幼稚園教育要領を定めるに当たり又は内閣総理大臣が保育所保育指針を定めるに当たり、それぞれ内閣総理大臣又は文部科学大臣に協議することとする規定を設ける
- (3) そのほか、内閣総理大臣と関係大臣との間で事務を調整するために必要な協議に関する規定を整備するなど、関係法律の規定の整備を行う（医療法、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律 等）

2. 行政組織に関する法律の整理

- (1) 内閣府本府、文部科学省及び厚生労働省について、こども家庭庁にその権限の一部が移管されることに伴い、所掌事務の規定並びに審議会及び特別の機関の規定の整理を行う
- (2) こども家庭庁の所掌事務を掌理する内閣府特命担当大臣※を置き、当該大臣が掌理する事務に関する規定を整理する
※ 各省大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求める権限や勧告する権限等を有する

3. 経過措置

- ・ 関係大臣の権限を内閣総理大臣の権限としたこと等に伴い、必要となる経過措置を置く

4. 施行期日

- ・ こども家庭庁設置法の施行の日（令和５年４月１日）

資料 4

こどもに関する各種データの連携による支援実証事業 （地方公共団体におけるデータ連携の実証に係る調査研究）の実証事業計画概要

2022年6月14日

こどもに関する情報・データ連携 副大臣プロジェクトチーム（第4回）

デジタル庁

1. 戸田市

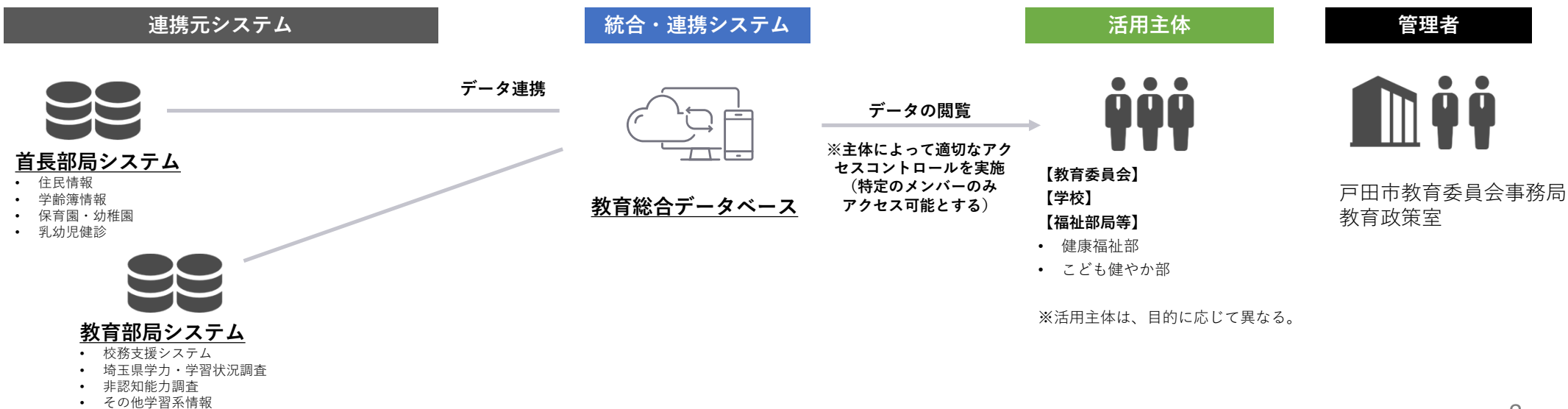
データ連携 の目的

個人情報の保護や倫理面での配慮を前提として、教育委員会を中心としたデータの連携とともに、プッシュ型支援を効果的なものとするために必要なデータ項目の検証等を行うことで、「誰一人取り残されない」教育の実現に向けて、支援が必要なこどもの発見や、ニーズに応じた支援を行っていく。

概要

- 教育委員会及び首長部局に分散しているこどもに関わるデータについて、教育分野を軸に、福祉分野等ともつなげた「教育総合データベース」を整備する。
- 「教育総合データベース」に集約したデータを分析することで、こどもたちが発する不登校等のSOSの兆候を発見し、ニーズに応じた支援につなげる。
- 困難な状況にもかかわらず学力向上等を達成している学校について、共通する特徴を分析し、学校現場への学校運営・教育指導の継続的改善のためのフィードバックを行う。

データ連携の概要 ※現時点の計画のため、今後変更の可能性あり



2. 昭島市

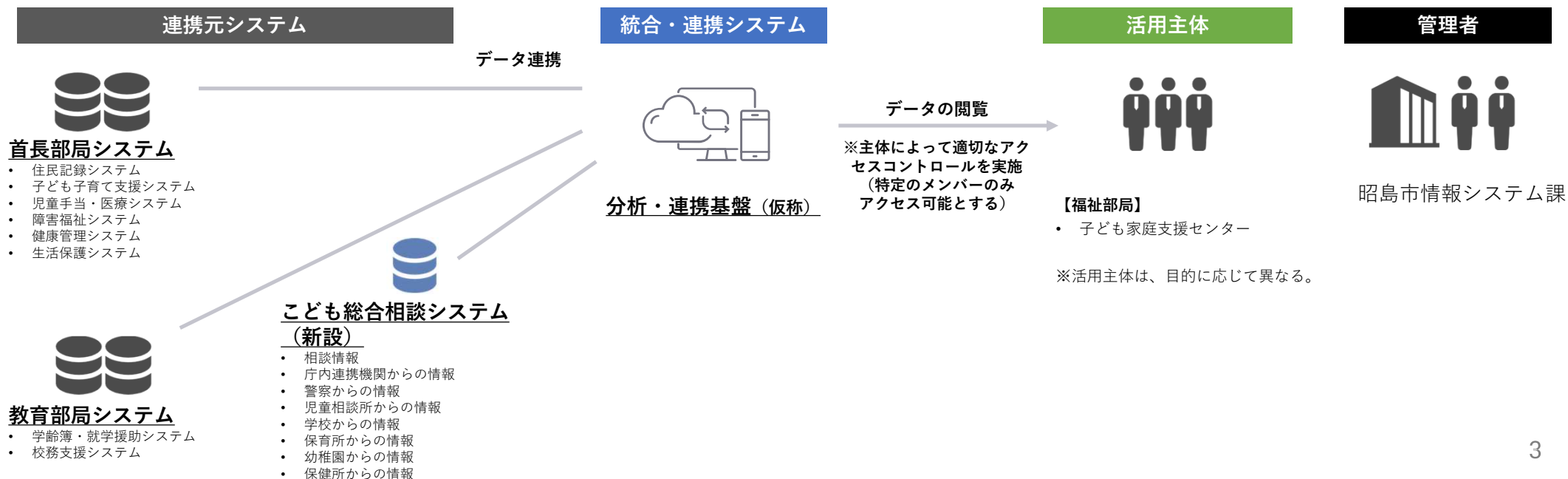
データ連携 の目的

各部署で保有しているデータを横断的に連携し有効活用するための知見を蓄積する。なお、将来的には集積したデータを分析することで、真に支援が必要なこどもの早期発見・早期支援につなげていく。

概要

- 様々な機関と連携し情報が集まる子ども家庭支援センターに「こども総合相談システム」を導入し、相談情報や他機関から寄せられた情報を活用可能なデータとして管理する。
- 既存のシステムから情報（住民記録・児童手当・生活保護情報等）を連携し分析することで、傾向を把握し、困難を抱えたこどもの早期発見につなげる。

データ連携の概要 ※現時点の計画のため、今後変更の可能性あり



3. 加賀市

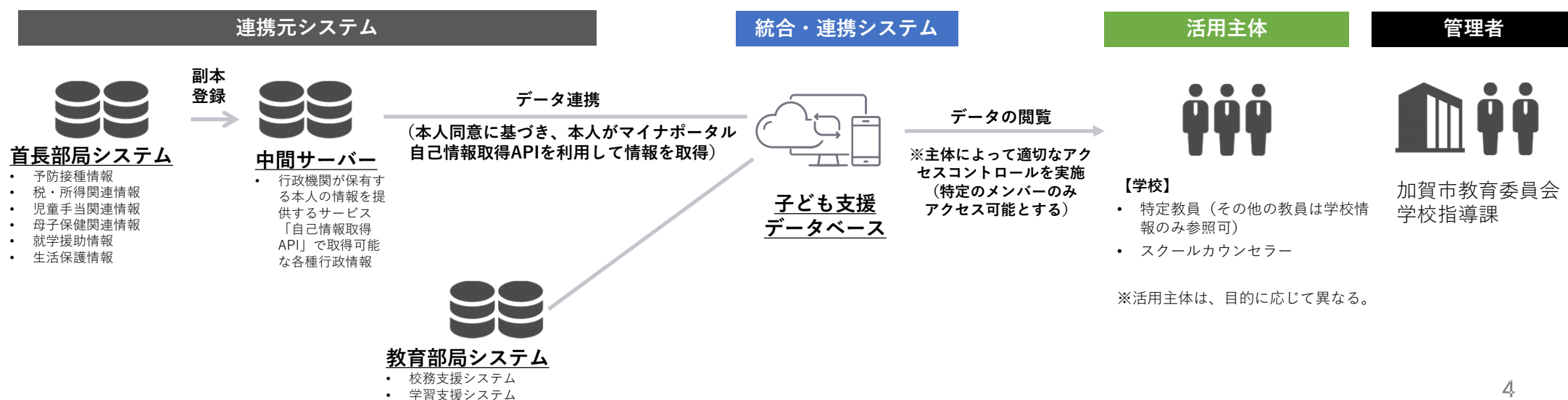
データ連携 の目的

本人の同意に基づくデータ連携により、家庭環境や心理状態を確認することで、支援が必要・必要になる可能性のあるこどもや家庭に対して学校と地域で育ちと学びをサポートする共助の仕組みを構築する。また、こども自身が一人一人の事情にあった居場所を認識し、社会とのつながり（ソーシャルキャピタル）形成のため、すべてのこどもに地域資源等をお知らせする。

概要

- ・ 本人同意に基づき教育情報と行政情報を連携して集約することで、従来は個別に把握してきた問題の予兆及び従来は把握しきれなかった問題の想定要因に直面している可能性のあるこどもを一定の判定ロジックをもって分析・判定を行う。
- ・ 判定ロジックにより分析・判定を行ったデータと他の定性的な情報の精査結果を踏まえ、教員による学校現場でのアセスメントをした上で支援対象を決定して、個々のこどもの支援策を検討し、支援につなぐ。
- ・ 支援の要否に関わらず、すべてのこどもに地域資源情報をお知らせする。

データ連携の概要 ※現時点の計画のため、今後変更の可能性あり



4. あいち小児保健医療総合センター（愛知県立医療機関）

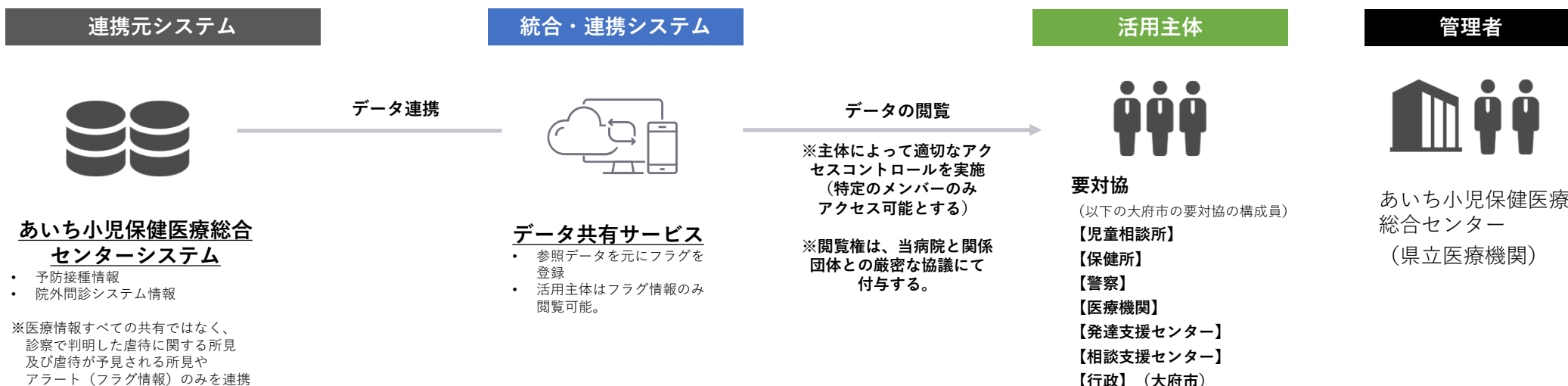
データ連携 の目的

- 医療の現場で気づかれている虐待や不適切な養育のサインを、フラグとしてシステム上に記録することを実現する。
- 本実証事業のシステムに登録されたフラグに対し、要保護児童対策地域協議会（以下、要対協）などの場で閲覧し、必要な支援をプッシュ型で展開する。

概要

- あいち小児保健医療総合センターが保有する各種システムにて構造化されたデータにより、制御された情報の内、虐待等（疑い症例も含む）の情報に限定した診察所見等の情報への閲覧権を付与する。
- 虐待や不適切な養育についてのフラグ設定が本事業の核となる。情報連携基盤は既に構築済み。
- フラグを設定出来る機関・職種を決め、閲覧出来るデータ項目について適切なアクセスコントロールを行う。
- プッシュ型支援を実現させるために、大府市と要対協との協議を実施。データやフラグの閲覧実証を行う。

データ連携の概要 ※現時点の計画のため、今後変更の可能性あり



※活用主体は、目的に応じて異なる。

5. 尼崎市

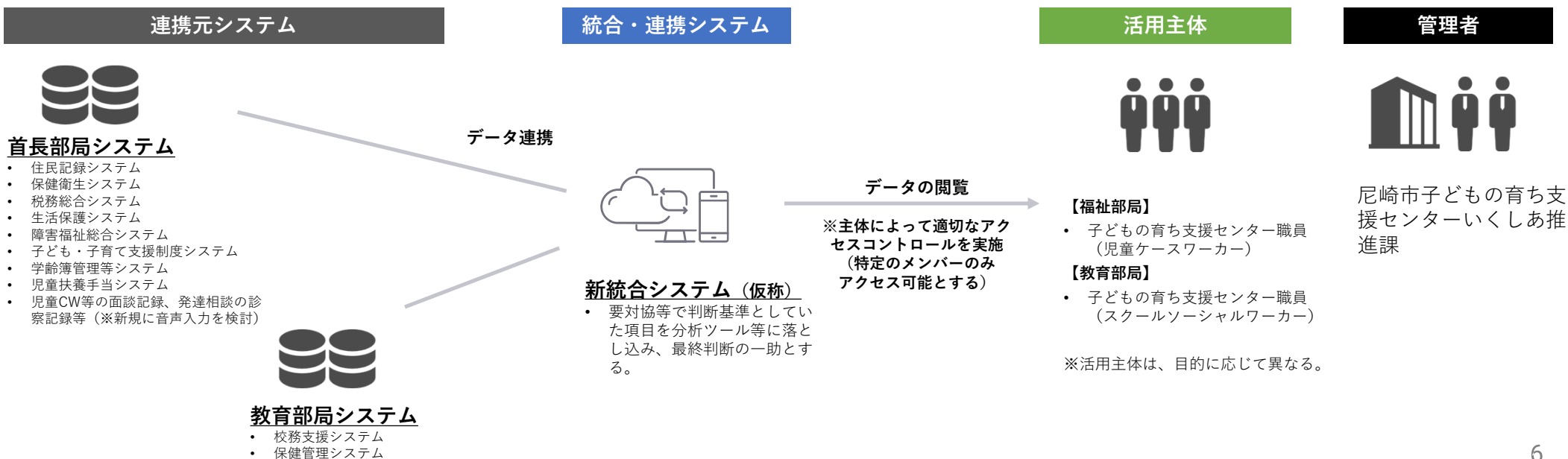
データ連携 の目的

教育系システムと福祉系システムを統合した新統合システムに分析ツール等を実装させ、多面的なこどもと家庭の総合評価のシステムを構築することで、いじめ、不登校、虐待等の早期発見、事前予測を行い、児童ケースワーカーやスクールソーシャルワーカーが核となってプッシュ型支援を実施する。

概要

- 市長部局の8システムのデータを統合した福祉系システムと教育系システムを統合した「新統合システム（仮称）」を構築する。
- 「新統合システム（仮称）」において、分析ツール等による情報の整理・分析を行い、ハイリスクとなる可能性のあるこどもを事前予測し、児童ケースワーカー、スクールソーシャルワーカー等による早期の適切な支援を目指す。
- リスク予測を踏まえ、重篤な事象が発生する前に予兆を捉え、予防的にプッシュ型の支援を実現する。

データ連携の概要 ※現時点の計画のため、今後変更の可能性あり



6. 広島県・府中町

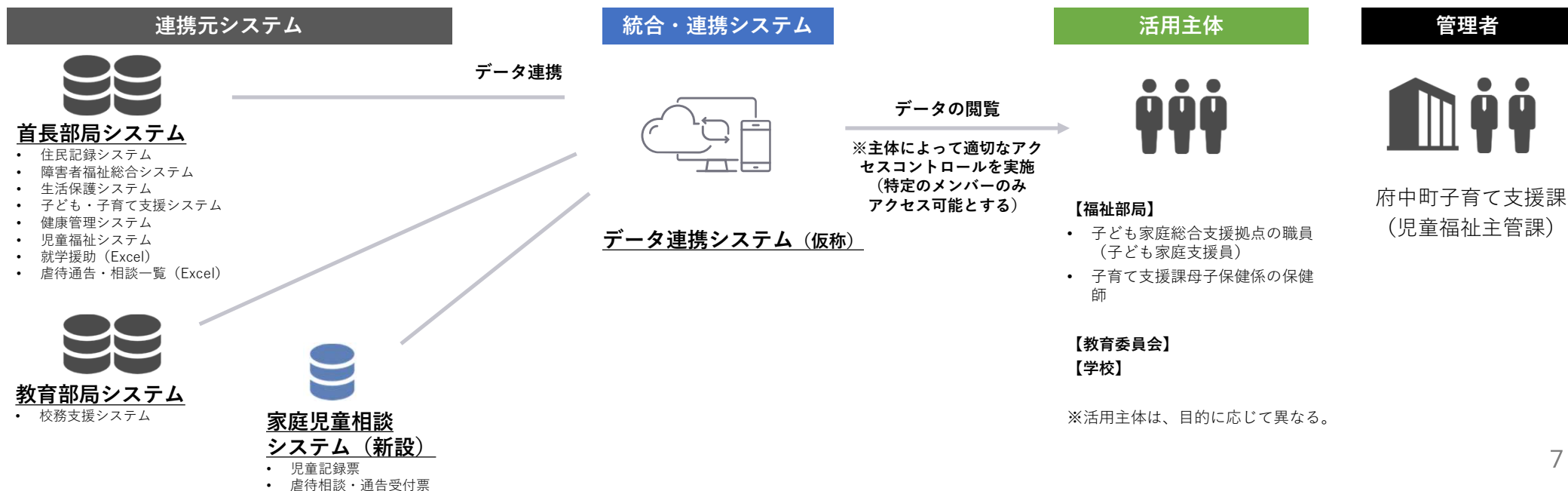
データ連携 の目的

こどもの育ちに関係する様々なリスクを、表面化する前に把握して予防的な支援を届けることにより、様々なリスクからこどもたちを守り、こどもたちが心身ともに健やかに育つこと。

概要

- 福祉や教育などのこどもの育ちに関係する様々な情報を基に、「データ連携システム（仮称）」がリスク（児童虐待、長期欠席、問題行動など）予測を行う。
- 各種情報や「データ連携システム（仮称）」のリスク予測結果を参考とし、子ども家庭総合支援拠点が対象者を決定。
- 調査を踏まえて、予防的な支援を継続的に行う。

データ連携の概要 ※現時点の計画のため、今後変更の可能性あり



7. 福岡市

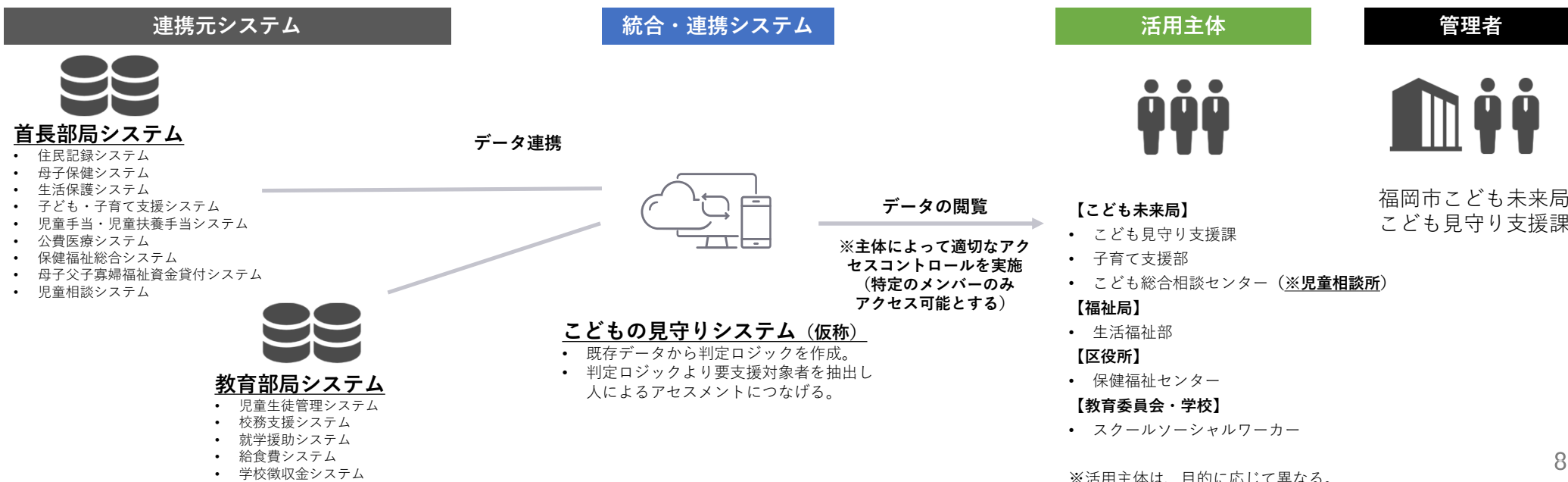
データ連携 の目的

誰一人取り残さない、社会全体で子どもたちを見守るための仕組みを構築する。子どもに関する教育や福祉などのデータを個人情報保護に配慮した上で活用することで、困難を抱える子どもを早期に発見し、支援を届けていくための仕組みづくりについて検討を行う。

概要

- 福祉や教育などのデータと現支援対象者データからリスク上昇と相関関係にあるデータ項目を特定し、要支援対象者を判定するロジックを作成する。
- 判定ロジックにより要支援対象者を抽出し、人によるアセスメントの後に、プッシュ型（アウトリーチ型）の支援につなぐ。

データ連携の概要 ※現時点の計画のため、今後変更の可能性あり



令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

**市区町村の要保護児童対策地域協議会等
に関する調査研究**

調査1：要対協と民間の連携に関する好事例調査

報告書

令和4年3月

株式会社 リベルタス・コンサルティング

目 次

要旨.....	1
第1章 調査研究の目的・実施内容等	2
1－1. 背景	2
1－2. 目的	2
1－3. 調査方法	3
1－4. 問題意識	7
第2章 好事例調査の実施	9
2－1. 調査対象の選定	9
2－2. 好事例調査の実施	13
2－3. 支援拠点／要対協と民間の連携強化に向けた方策・方向性の検討	30
2－4. 支援拠点／要対協と民間の情報共有促進に向けた方策・方向性等	39
第3章 おわりに――有識者検討会委員の見解.....	62
支援拠点／要対協を通じた官民連携好事例集.....	71
I. 山口県下関市.....	72
II. 大分県別府市.....	77
III. 埼玉県嵐山町.....	82
IV. 福井県福井市.....	87
V. 宮崎県高鍋町.....	91
VI. 栃木県日光市.....	95
VII. 福井県越前市.....	98
VIII. 大分県中津市.....	102
IX. 東京都世田谷区.....	107
X. 千葉県松戸市.....	111
XI. 東京都江東区.....	115
XII. 埼玉県和光市.....	120
XIII. 横浜市鶴見区.....	124
XIV. 東京都江戸川区.....	128

要旨

<調査研究報告書タイトル>

市区町村の要保護児童対策地域協議会等に関する調査研究 報告書

<実施主体名>

株式会社リベルタス・コンサルティング

<調査研究報告書の概要>

子ども家庭総合支援拠点（以下、「支援拠点」）及び要保護児童対策地域協議会（以下、「要対協」）の活動等を通じた市区町村と民間との連携強化に資することを目的として、下記事項を実施した。

- 支援拠点及び要対協の活動等を通じた市区町村と民間との連携に取り組む好事例に関する事例調査を実施した。
- 好事例調査に基づき、官民の連携や情報共有を促進するポイントを分析・整理した。

調査方法として、下記等を実施した。

- 好事例調査の実施：文献調査及び有識者検討会委員からの情報を得て、好事例調査の対象となる市区町村及び民間団体を設定し、オンライン形式でのヒアリング調査を実施した。
- 支援拠点／要対協と民間の連携強化及び情報共有促進に向けた方策・方向性の検討：好事例調査で得られた知見を基に、支援拠点及び要対協の活動等を通じ、市区町村と民間との連携強化、情報共有促進を進めるための方策・方向性等を検討した。
- 好事例集の作成：好事例調査の対象となった市区町村と民間団体の事例を整理・取りまとめ、好事例集として整備した。
- 有識者検討会の開催：専門的な観点から、調査研究に必要な知見等を得ることを目的に、有識者検討会を5回開催した。

上記の調査・検討を経て、下記から成る報告書を作成した。今後、弊社ホームページに掲載する等により、情報発信・周知を図っていく。

- 報告書本編：好事例調査から得られた知見を基に、市区町村と民間の連携強化に向けた方策・方向性（連携の目的・効果、外部委託のパターン、成功要因等）、情報共有促進に向けた方策・方向性（情報共有・情報守秘の仕組み、情報共有促進に向けたポイント）についてとりまとめるとともに、有識者検討会委員の見解を記した。
- 支援拠点／要対協を通じた官民連携好事例集：好事例調査の対象となった市区町村の取組を、基本情報、連携の取組、情報共有の取組等の観点からわかりやすく整理し、事例集として取りまとめた。

第1章 調査研究の目的・実施内容等

1-1. 背景

児童虐待の発生予防・早期発見、児童虐待発生時の迅速・的確な対応においては、児童相談所、市区町村、教育委員会、学校、警察等関係機関の適切な連携が重要であるが、その中で、市区町村は、児童虐待の一義的な対応窓口となっていることに加えて、要保護児童対策地域協議会の運営、各種子育て支援事業や母子保健事業の実施等、非常に重要な役割を担っている。

子ども家庭総合支援拠点（以下、「支援拠点」）の設置促進、要保護児童対策地域協議会（以下、「要対協」）の更なる充実・活性化、民間団体をはじめとした関係機関等との積極的な連携・情報交換等の取組により、市区町村の児童虐待への対応力の向上につなげていくことが必要とされている。

その中で、要対協を構成する関係機関等に守秘義務が課せられたことにより、民間（例：NPO、ボランティア、民間団体等）をはじめとした関係機関等の積極的な参加・情報交換・連携が期待されている。しかし一方で、行政側からすると、民間の方々にどのような役割を担っていただくのか、個々の家庭の情報をどこまで共有できるのか等が課題となっており、要対協と民間の連携に関する他地域のベストプラクティスを共有したいというニーズが高まっている。

1-2. 目的

上記の背景と課題認識の下、厚生労働省との協議により、支援拠点及び要対協の活動等を通じた市区町村と民間との連携に取り組む好事例に関する事例調査を実施し、連携や情報共有を促進するポイント（連携の目的・効果、成功要因、情報守秘の仕組み、情報共有への工夫等）を分析・整理し、市区町村による官民連携の強化に資することを目的に、本調査研究を実施した。

また、調査対象とした先進的に連携を進める市区町村の取組を好事例集として取りまとめ、市区町村の関係者に参照・活用いただくことに努めた。

【民間の定義】

本調査研究では「民間」として、NPO、ボランティア、市民等に加えて、児童福祉専門職のうち非公務員（児童家庭支援センター、児童保護施設、社会福祉協議会等）等の個人・団体を位置付ける。

1-3. 調査方法

1) 好事例調査の実施

文献調査及び有識者検討会委員からの情報を得て、好事例調査の対象となる市区町村及び民間団体を検討・設定した。

また、好事例として抽出した市区町村及び民間団体を対象に、オンライン形式でのヒアリング調査を実施した。調査項目は下記のとおり。

【調査項目】

- 1) 子ども家庭総合支援拠点（支援拠点）、要保護児童対策地域協議会（要対協）に関する基本情報
 - ・ 支援拠点について
(設置の有無、民間委託の有無、委託形態（一部、全部）、業務範囲等)
 - ・ 要対協について
(要対協への民間参加の動向、要対協メンバー以外で連携する民間団体、要対協のあり方と今後の方向性等)
- 2) 要対協・支援拠点と民間との連携の取組について
 - ・ <民間>との連携の背景・目的、当該民間団体の選定理由
 - ・ <民間>の役割・活動内容・体制等（連携業務の仕様等）
 - ・ 連携の効果（連携により活性化した／実現した事項）
 - ・ 連携の課題とその克服方法・工夫
 - ・ <民間>以外に連携している民間の団体・個人（NPO、ボランティア、その他団体等）
※<民間>には、当該市区町村と連携をしている団体・個人の固有名が入る。
- 3) 要対協・支援拠点と民間との情報共有について
 - ・ 共有している情報の範囲（誰とどこまでの情報を共有しているか 等）
 - ・ 情報共有・守秘義務等の周知確認方法や、守秘義務等に関する書面・契約書等
 - ・ 民間団体内での守秘義務等に関する周知徹底方法
 - ・ 情報共有の課題とその克服方法・工夫

2) 支援拠点／要対協と民間の連携強化及び情報共有促進に向けた方策・方向性の検討

好事例調査で得られた知見を基に、支援拠点及び要対協の活動等を通じ、市区町村と民間との連携強化、情報共有促進を進めるための方策・方向性等を検討した。具体的には、連携強化及び情報共有促進に向け、下記の項目等について分析・検討・整理した。

【分析項目】

- 1) 連携強化に向けて
 - ・連携の目的・効果
 - ・連携（業務委託）のパターン
 - ・成功要因 等
- 2) 情報共有促進に向けて
 - ・情報共有・情報守秘の現状の仕組みと課題
 - ・情報漏洩・ヒヤリハットのパターン
 - ・情報共有促進に向けた取組・工夫 等

3) 好事例集の作成

好事例調査の対象となった市区町村と民間団体の事例について、下記の項目から整理・取りまとめを図り、好事例集として整備した。

【事例集掲載項目】

- 0) 自治体の概要（人口、面積、児童人口）
- 1) 子ども家庭総合支援拠点／要保護児童対策地域協議会に関する基本情報
 - ・子ども家庭総合支援拠点と民間連携
 - ・要保護児童対策地域協議会の民間構成機関
 - ・児童人口
- 2) 支援拠点／要対協と民間との連携の取組
 - ・民間団体の概要
 - ・連携の背景・目的
 - ・民間の役割・活動内容・体制
 - ・連携の効果
 - ・連携の課題、工夫
- 3) 支援拠点／要対協と民間との情報共有
 - ・情報共有の現状
 - ・守秘義務条項
 - ・情報共有の課題、工夫

4) 有識者検討会の開催

専門的な観点から、調査の実施方法、調査結果の分析方法、とりまとめ方法等に関し、必要な知見等を得ることを目的に、有識者検討会を5回開催した。

(1) 検討会メンバー

有識者検討会の構成メンバーは下記のとおり。

有識者検討会メンバー（五十音順）	
座 長	鈴木 秀洋 氏（日本大学 危機管理学部 准教授）
委 員	小橋 孝介 氏（松戸市立総合医療センター小児科 副部長）
委 員	佐藤 まゆみ 氏（淑徳大学短期大学部 こども学科 教授）
委 員	出口 茂美 氏（越前市 市民福祉部 理事）
委 員	橋本 達昌 氏（全国児童家庭支援センター協議会 会長）
委 員	藤林 武史 氏（西日本研修センターあかし 企画官）
オブザーバー	厚生労働省 子ども家庭局 家庭福祉課 虐待防止対策推進室
事務局	株式会社リベルタス・コンサルティング

(2) 開催記録

有識者検討会は5回開催した。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、オンライン会議形式での開催とした。

図表 1-1 有識者検討会開催記録

開催日時	議題
第1回 令和3年9月2日（木） 17時30分～20時30分	● 実施方針（本調査に求められる事項、好事例の要件、民間団体の範囲、その他重要事項）の検討 ● 調査対象・項目の検討
第2回 令和3年10月14日（木） 19時～21時	● 調査対象の決定 ● 調査項目の決定

第 3 回 令和 3 年 12 月 15 日 (水) 19 時 30 分～21 時 30 分	● ヒアリング途中結果報告 ● 追加ヒアリング先の決定 ● 報告書取りまとめ方針案の検討
第 4 回 令和 4 年 2 月 8 日 (火) 19～21 時	● ヒアリング結果報告 ● 報告書素案の検討
第 5 回 令和 4 年 3 月 16 日 (水) 19～21 時	● 有識者検討会委員の見解の検討 ● 報告書の確認

1-4. 問題意識

本調査研究では、下記の認識の下、検討を進めた。好事例調査の対象となった市区町村及び民間団体に対しても、下記認識を周知した上で、調査協力をいただいた。

- 市区町村により設置運営される支援拠点が、要対協を活用し、関係機関との連絡調整等を図っていくことが望ましい。

【参考】「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱

4. 業務内容 — (3) 関係機関との連絡調整 — ①要保護児童対策地域協議会の活用

(支援拠点は) 地域協議会の対象ケースに関しては、進行管理を行う会議など実務者会議等を通じて、要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等に関する情報の交換及び共有や支援内容の協議等を行う地域協議会を構成する関係機関等との連絡調整を密に行う。特に、多機関連携においては、常に子どもの権利を意識したアセスメントや支援計画を共有し、すべての機関において、子どもの権利擁護の考えを浸透させ、それに基づく評価を行うことが求められる。

- 支援拠点が、要対協の調整機関を担うことが望ましい。

【参考】「市町村子ども家庭支援指針」(ガイドライン)

第2章 子ども家庭支援における市町村(支援拠点)の具体的な業務 — 第5節 関係機関との連絡調整 — 2. 要保護児童対策地域協議会の活用

市町村(支援拠点)は、要保護児童対策地域協議会に参加する多くの関係機関の役割や責務を明確にし、その機能を最大限に発揮できるよう、あらゆる場面で調整力を発揮し、地域の総合力を高めていくことが求められている。また、関係機関相互の円滑な連携・協力を図り、具体的な支援に結び付けていく役割も担っているため、児童福祉法第25条の2第5項に基づく、支援対象児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、児童相談所、養育支援訪問事業を行う者その他の関係機関等との連絡調整を行う「要保護児童対策調整機関」を担うことが求められる。

(「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱、要保護児童対策地域協議会設置・運営指針にも同様の記述)

- 支援拠点業務の民間委託、要対協への民間参加が進んでいく中で、関係機関等との間での適切に役割分担、情報共有を行うことが必須とされており、好事例から有効な方法等を学び、市区町村間で共有していくことが重要である。

【参考】「市町村子ども家庭支援指針」(ガイドライン)

第1章 市町村における子ども家庭支援の基本 — 第4節 市区町村子ども家庭総合支援拠点の整備 — 2. 支援拠点の実施主体

支援拠点の実施主体は、市町村(一部事務組合を含む。以下同じ。)とする。

ただし、市町村が適切かつ確実に業務を行うことができると認めた社会福祉法人等にその一部を委託することができる。

また、委託先の選定に当たっては、支援拠点が子どもとその家庭及び妊産婦等の個人情報を取り扱うことになるため、徹底した情報の管理や知り得た内容を外部に漏らすことがないように守秘義務の徹底等を図る体制が整備されている委託先を選定する必要がある。その際、市町村は、支援内容の役割分担や個人情報の取扱いなどについて、支援拠点に係る条例や規則等で定め、委託先の社会福祉法人等が適切に業務を行うことができるよう援助する必要がある。

第1章 市町村における子ども家庭支援の基本 ― 第5節 要保護児童対策地域協議会の役割・機能 ― 1. 要保護児童対策地域協議会とは

(1) 虐待を受けている子どもを始めとする支援対象児童等（児童福祉法第25条の2第2項に規定する「支援対象児童等」をいう。以下同じ。）の早期発見や適切な保護・支援を図るためには、関係機関等がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要であるが、こうした多数の関係機関等の円滑な連携・協力を確保するためには、

① 運営の中核となって関係機関等相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にするなどの責任体制の明確化

② 関係機関等からの円滑な情報の提供を図るための個人情報保護の要請と関係機関等における情報共有の関係の明確化が必要である。

とされ、特に、要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関等に守秘義務が課せられたことにより、民間団体をはじめ、法律上の守秘義務が課せられていなかった関係機関等の積極的な参加と、積極的な情報交換や連携が期待されている。

第2章 好事例調査の実施

支援拠点／要対協を通じて民間との連携に取り組む市区町村を対象に、その取組の内容、官民の情報共有の方法等についてうかがう好事例調査（ヒアリング調査）を実施し、連携強化及び情報共有促進に向けたポイント等について聴取した。

2-1. 調査対象の選定

文献調査及び有識者検討会委員からの情報を得て、好事例調査の対象となる市区町村及び民間団体を検討・設定した。

調査対象の選定に際しては、有識者検討会での議論を経て、下記等の事項に留意した。

図表 2-1 調査対象となる好事例の選定基準

No.	事例選定基準	事例選定に際して考慮するポイント
1	人口規模	自治体の人口規模による地域資源の多寡等の状況を踏まえる（政令指定都市、中核市以上、中規模、小規模等、自治体規模につきバランスよく事例抽出する）。
2	要対協への民間団体参加の有無	要対協に参加している民間団体を主とするが、それ以外の民間団体からも事例を抽出する（要対協に参加しない民間団体との連携・情報共有方法の検討も必要なため）。
3	民間メンバーの属性	市民ネットワーク、NPO等の地域組織で行われている活動、児童福祉専門職のうち非公務員（児家セン、社協等）により行われている活動等、民間メンバーの多様性を踏まえる（バランスの取れた事例抽出をする）。
4	行政業務への参加度合い	支援拠点業務／要対協調整業務等を委託されている民間団体、要対協メンバーである民間団体、要対協メンバーではないが官民連携に参加している民間団体等、行政業務への参加度合いを踏まえる（バランスの取れた事例抽出をする）。
5	連携のタイプ	連携による機能強化、情報共有の両方の好事例を抽出する。
6	自治体の姿勢	要対協メンバーが固定化しないように、積極的に民間参加を図り、要対協の活性化に努めている自治体の事例を抽出する。
7	情報守秘に対する姿勢	子ども、家庭に関する情報守秘がしっかり守られている／守秘意識が高い事例を抽出する。
8	民間資源の有効活用	官民連携をしているからこそ実現できている取組（情報共有を含む）事例を抽出する。

上記の事例選定基準に沿って、調査対象となる好事例を 14 件選定した。好事例調査の対象は次ページからの図表 2－2 を参照されたい。

図表 2-2 好事例調査対象自治体の概要（自治体規模、民間メンバーの属性、行政業務への参加度合い、連携のタイプ）

調査対象		人口規模				民間メンバーの属性		民間メンバーの行政業務への参加度合い				連携のタイプ	
		政令指定都市	人口20万人以上	人口5～20万人	人口5万人未満	市民活動・NPO活動等	児童福祉専門職のうち非公務員	支援拠点業務の運営支援	要対協調整機関の業務支援	要対協構成員	要対協構成員以外	機能強化	情報共有
1	嵐山町（埼玉県） ×(一社)彩の国子ども・若者支援ネットワーク				●		●	●			●	●	
2	下関市（山口県） ×なかべこども家庭支援センター 紙風船		●				●	●	●	●			●
3	越前市（福井県） ×児童家庭支援センター 一陽			●			●		●	●		●	●
4	別府市（大分県） ×(福)別府光の園			●			●	●	●	●			●
5	中津市（大分県） ×児童家庭支援センター 和			●			●		●	●			●

6	福井市（福井県） ×(学)福井仁愛学園		●				●	●		●		●	
7	世田谷区（東京都） ×(特非)せたがや子育てネット		●			●		●		●		●	
8	高鍋町（宮崎県） ×高鍋町社会福祉協議会				●		●	●	●	●		●	
9	日光市（栃木県） ×(特非)だいじょうぶ			●		●		●		●		●	●
10	松戸市（千葉県） ×おやこ DE 広場ネットワーク		●			●				●		●	
11	江東区（東京都） ×(一社)ママリングス		●			●					●	●	●
12	和光市（埼玉県） ×(特非)わこう子育てネットワーク			●		●				●			●
13	鶴見区（神奈川県横浜市） ×(特非)サードプレイス	●				●				●		●	
14	江戸川区（東京都） ×(特非)バディチーム		●			●					●	●	

2-2. 好事例調査の実施

1) ヒアリング調査の実施

前節での選定された好事例について、市区町村と民間団体の双方に対し、下記要領にてヒアリング調査を実施した。

【ヒアリング調査実施要領】

- 実施方法：新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、オンライン形式によるヒアリング調査を実施（1時間程度）
 - 実施時期：2021年11月～2022年1月
 - 自治体側参加者：
 - 要対協の設置・運営ご担当課の方（可能な限り、管理職相当の方を含む）
 - 連携先となる民間団体のご担当者
 - 調査実施者側参加者：
 - 有識者検討会委員
 - 事務局（リベルタス・コンサルティング）
 - 質問項目（再掲）
 - 1) 子ども家庭総合支援拠点（支援拠点）、要保護児童対策地域協議会（要対協）に関する基本情報
 - ・ 支援拠点について
（設置の有無、民間委託の有無、委託形態（一部、全部）、業務範囲等）
 - ・ 要対協について
（要対協への民間参加の動向、要対協メンバー以外で連携する民間団体、要対協のあり方と今後の方向性等）
 - 2) 要対協・支援拠点と民間との連携の取組について
 - ・ <民間>との連携の背景・目的、当該民間団体の選定理由
 - ・ <民間>の役割・活動内容・体制等（連携業務の仕様等）
 - ・ 連携の効果（連携により活性化した／実現した事項）
 - ・ 連携の課題とその克服方法・工夫
 - ・ <民間>以外に連携している民間の団体・個人等
- ※<民間>には、当該市区町村と連携をしている団体・個人の固有名が入る。

3) 要対協・支援拠点と民間との情報共有について

- ・共有している情報の範囲（誰とどこまでの情報を共有しているか 等）
- ・情報共有・守秘義務等の周知確認方法や、守秘義務等に関する書面・契約書等
- ・民間団体内での守秘義務等に関する周知徹底方法
- ・情報共有の課題とその克服方法・工夫

2) 好事例の概要

14 件の好事例の概要を下記に示す。各事例に関する詳細は、「資料編：支援拠点・要対協を通じた官民連携好事例集」を参照されたい。

(1) 支援拠点業務における連携

① 下関市(山口県) × なかべこども家庭支援センター「紙風船」

特徴：支援拠点運営における官民連携モデル

- 支援拠点業務の効果的運営に向け、紙風船に子ども家庭支援員、心理担当支援員、虐待対応専門員を配置している。
- 支援拠点を市職員 3 名、紙風船職員 3 名で分担・協働して運営している。
- 市と紙風船の職員数を合算し、配置人員を確保。市にはいない心理士を得ることができている。
- 紙風船との連携により、土日・夜間の体制が充実。また人事異動がなく固定メンバーで対応してもらえることで市民の安心感も高まっている。
- 民間団体が相談を受けることで、市民も心理的に相談しやすいメリットもある。
- 市と紙風船は、支援拠点業務に必要な情報を共有。市から紙風船への支援拠点事業補助業務委託契約書や仕様書の中で、秘密の保持、個人情報の保護等について規定している。
- 紙風船を含む要対協構成員に対しては、要対協設置要綱の中で守秘義務について規定した上で、会議の冒頭等で口頭説明を行っている。

【民間団体の概要】なかべこども家庭支援センター「紙風船」

児童福祉法第 44 条の 2 に基づいた相談援助を行う施設。県の児童相談所や市の家庭児童相談室等の関係諸機関と連携しつつ、地域に密着したよりきめ細やかな相談援助事業の実施を目的に、虐待や不登校、発達障がい等に関する悩みなど、専門的援助が必要な子どもや家庭に対する相談やケア業務を行っている。

②別府市(大分県) × (福)別府光の園

特徴:市・民間団体の2拠点で支援拠点を展開

- 支援拠点を市(本所)、社会福祉法人別府光の園(支所)の2カ所に設置。
- 市は支援拠点業務の拡充分(相談事業、弁護士による専門相談、要対協業務、家庭訪問、子育て短期支援事業等)を別府光の園に委託。
- 官民連携の目的・効果として、①児童福祉の専門的知見に基づく支援対応強化、②夜間・休日の対応強化、③支援拠点として国の人員配置基準を確保した安定した運営、④これらによる在宅支援の強化等が進められている。
- 別府光の園の専門職相談員が長期的に勤務することで、市は心強さを感じている。
- 市と別府光の園とは、支援拠点業務に必要な情報を共有。市から別府光の園への支援拠点業務の委託契約書の中で、秘密の保持、個人情報の保護を規定し、秘密保持及び個人情報保護に関する取扱特記事項を添付している。
- 別府光の園を含む要対協構成員に対しては、要対協設置要綱の中で守秘義務について規定するとともに、会議の冒頭での守秘義務の説明、出席者名簿兼守秘義務に関する同意書への署名取得を行っている。

【民間団体の概要】社会福祉法人 別府光の園

「敬天・如己・慈愛」の3つの精神(こころ)を理念に、自己研さん、専門性向上に努め、祈りながら、子ども・養育者・その家族の幸せのために、喜びを持って生きるという実践を通じて、地域に福祉文化を広める団体。「Plaza Puer 光の園」という敷地内にて、児童養護施設、保育所、児童館、子ども家庭支援センター、子どもクラブ、グループホーム等を運営する。

③嵐山町(埼玉県) × (一社)彩の国子ども・若者支援ネットワーク(アスポート)

特徴:連携により児童と職員が1対1で向き合う体制を整備

- 支援拠点で行う相談業務・支援業務のうち、相談業務は町職員が担当。支援業務のうち、拠点で子どもたちに直接接する業務をアスポートに委託。
- 支援拠点に来所する子どもは様々な問題を抱えているため、児童と職員が1対1で手厚く対応している。アスポートとの連携により、1対1体制が実現している。
- 親を通して子どもの話を聞く(主に町職員が担当)、親のいないところで子どもたちから生の声を聞く(アスポート職員が連携)ことにより、多くの情報量を得て、支援を検討することができている。
- 支援拠点業務にマッチする人材を得るため、一度現場で働いてもらい適性を見極めていく。アスポートが有する人材ネットワークから候補者を探してもらえることで町は助かっている。

- 町とアスポートとは、支援拠点業務に必要な情報を共有。町からアスポートへの支援拠点業務委託契約書に添付されている個人情報取扱特記事項に守秘義務事項を明記。
- アスポートは要対協構成員ではないが、要対協においては、要綱の守秘義務条項に沿って、構成員には包括的な守秘義務が生じることを口頭で説明している。

【民間団体の概要】一般社団法人 彩の国子ども・若者支援ネットワーク

様々な困難を抱える子ども・若者を対象に学習教室およびソーシャルワークの手法で家庭訪問、面談、居場所づくり等を行い、社会参加、自立のための支援を行う団体。埼玉県および各市から「生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業」を経年受託。大学等の研究者、小・中・高・特別支援学校の現職と元教員、社会福祉士、臨床心理士、ケースワーカー、児童相談所元職員等で構成。学習支援員 112 名、学習専門員 119 名、学習ボランティア 817 名（令和 3 年度）。

④福井市(福井県) × (学)福井仁愛学園

特徴:学園が育成する心理士・保育士人材を活かした支援拠点、要対協業務の運営

- 市と駅前商業施設内の子ども家庭センターの 2 カ所を併せて支援拠点として位置付けている。子ども家庭センターの運営を福井仁愛学園に委託。また、要対協関係業務（要保護児童等への支援業務）も同学園に委託。
- 学園では、市で確保しにくい心理士等を支援拠点に配置。子育てに悩む家庭への訪問、要対協内での比較的軽微なケースへの対応等を担当している。
- 連携のメリットとして、土日祝日の相談受け付け、市民にとっての話しやすさ（市役所への相談は心理的ハードルがある）等も挙げられる。
- 学園側にとっても、心理士の地域貢献の場、保育士の実習の場を得ることができている。
- 子ども家庭センターの業務、要対協関連業務等を通じて、市と福井仁愛学園の間では頻繁な情報共有が図られている。
- 子ども家庭センター業務の委託事業については、委託契約書・仕様書に秘密の保持を明記し、さらに個人情報取扱特記事項を添付している。
- 同学園を含む要対協構成員に対しては、代表者会議、実務者会議の冒頭で要対協設置要綱の守秘義務を示すとともに、配布資料内にも守秘義務を記載。個別ケース検討会議でも配布資料内に守秘義務を記載している。

【民間団体の概要】学校法人福井仁愛学園

「仁愛兼済」の建学精神に基づき、大学院、大学、女子短期大学、女子高等学校、幼稚園を設置して、時代の要請に応えつつ、地域の発展を支える人材の輩出を目指す。心理学科、子ども教育学科、大学院等を通じた、心理士、保育士養成に定評がある。

⑤高鍋町(宮崎県) × 社会福祉協議会

特徴:町と社協との長期的、広範に渡る協業関係

- 社協が常時2人体制により子ども家庭支援センター「みらい」の中核業務を担う。また、「みらい」が入る総合相談センター「架け橋」では、ふれあい総合相談（心配ごと相談、生活資金貸付相談、法律相談など）、障がい者相談（障がい者(児)等基幹相談支援センター）、高齢者相談・支援（地域包括支援センター）の運営等も手掛ける。「みらい」は、要対協の調整機関業務も担当。
- 専門性を有する社協の職員をセンターに固定的に配置することにより、支援対象となる家庭と長期的な信頼関係を築いている。
- 「みらい」は家庭に関する相談ごとの「何でも屋」として、家庭訪問、同行支援等、迅速・柔軟な対応を実現。
- 行政には言いづらいことも、民間の「みらい」になら気軽に相談できるという市民も多い。
- 町から社協への各種事業委託については、委託契約書内で守秘義務を規定。
- 要対協では、個別ケース検討会議等の冒頭で守秘義務について説明している。

【民間団体の概要】高鍋町社会福祉協議会

社会福祉を取り巻く厳しい経営環境の中、地域福祉実践隊としての使命を自覚し、誰もが「安心してともに暮らせる地域社会の実現」を基本理念として、行政や関係機関、福祉団体等との連携を図り、地域福祉の計画的な推進のための事業に積極的に取り組んでいる。

⑥日光市(栃木県) × (特非)だいじょうぶ

特徴:地域関係者が、官民連携に向けて設立した児童虐待対応専門の民間団体

- NPO 法人だいじょうぶは、官民連携に向けて地域関係者が協力して設立した民間団体。
- 従来から、家庭児童相談室業務にだいじょうぶの職員が参画（業務委託による相談員2名の派遣）。その後同相談室が支援拠点となる。相談業務における夜間・土日祝対応の充実、固定的な相談員による支援対象家庭との継続的な関係構築に寄与。
- だいじょうぶは、要対協の各会議に中核的なメンバーとして参加。
- 市とだいじょうぶの協働により、家庭児童相談、育児支援家庭訪問、子どもの居場所づくり、子どもの学習支援等の事業を進めている。
- 支援拠点（家庭児童相談室）業務に必要な情報は、市・だいじょうぶで情報共有している（相談室の情報システムの利用を含む）。だいじょうぶの職員は、業務委託契約書内の守秘義務条項の規定の範囲内で、個人情報にアクセスすることが可能となっている。

- だいじょうぶを含む要対協構成員に対しては、設置要綱に守秘義務規程を記載するとともに、各会議前における同規定の口頭周知、出席者名簿の作成・保存、配布資料への同規定の文面記載等を行っている。

【民間団体の概要】特定非営利活動法人 だいじょうぶ

平成 16 年の児童福祉法改正の折、市の体制だけでは支援を必要とする家庭への対応が困難であるとして、地域関係者が集った勉強会を契機に創設された、児童虐待対応専門の民間団体。

子どもの声に耳を傾け、寄り添いながら、その家庭が地域の中で安心した暮らしを送れるように、必要な支援を届けている。日光市との協働により、家庭児童相談、育児支援家庭訪問、子どもの居場所づくり、子どもの学習支援等の事業を進めている。

(2)要対協を通じた連携

①越前市(福井県) × 児童家庭支援センター 一陽

特徴:要対協運営における官民連携モデル

- 市は、要対協調整支援業務を(福)越前市自立支援協会（一陽の運営母体）に委託。一陽は児童養護の相談業務における知見・経験を基に、本業務の効果的推進に貢献。
- 一陽では、協議会事務、支援実施状況の進行管理、関係機関との連携調整、家庭訪問、研修企画実施、地域住民への情報発信等、広範な業務を担当。
- 人手不足、専門職採用を課題とする市にとって、一陽からの職員派遣はメリット大。
- 市職員だけでは難しい土日・夜間の対応を、一陽と連携することで強化。市が対応できる時間を過ぎた際に、一陽で預かることもある。
- 一陽を含む要対協構成員に対しては、児童福祉法第 25 条の 5 で個人情報保護を規定。一陽の職員は、要対協の調整支援員として必要となる情報を、市職員と共有している。
- 市では民間団体との連携事業においては、業務委託契約書の中で秘密保持、個人情報保護等について規定。また添付する個人情報取扱注意事項の中で、秘密の保持、収集の制限、利用・提供の制限、適正管理、事故報告等について文面化している。

【民間団体の概要】児童家庭支援センター 一陽

社会福祉法人越前自立支援協会により、児童養護施設、子育て支援センターとともに設置された児童家庭支援センターであり、地域の要支援児童・家庭に対する相談機関となっている。児童家庭支援センター、児童養護施設、子育て支援センターがそれぞれの特徴を活かしつつも、一体的かつ総合的に事業を展開し、切れ目のないワンストップ型の支援を行うことで、社会的養護の地域支援拠点として成長することを目指している。

②中津市(大分県) × 児童家庭支援センター 和

特徴:要対協中核メンバーとして、各種事業で即応・柔軟な対応

- 児童家庭支援センター 和は、要対協の中核的な構成員として代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議に参加。地域の家庭の状況をきめ細かに把握し、情報共有・守秘義務等の対応も整備された、市が安心して事業を委託できる団体となっている。
- 和では、市から支援児童等見守り強化事業、子育て短期支援事業（ショート／トワイライトステイ）、各種研究会事務局等、児相からかるがもステイ（親子関係再構築）事業等と、多様な事業を受託している。
- 和の特徴は「即応性、柔軟性」。和との連携により、市だけでは困難な、子ども・家庭のニーズに応じた個別対応等が実現している。
- 市が目指す「顔の見える連携」、「切れ目のない支援」の実現にも貢献している。
- 和を含む要対協構成員に対しては、各種会議の冒頭で守秘義務（要対協設置要綱の情報守秘条項等）を説明している。
- 市が和に委託する支援対象児童見守り強化事業等の事業においては、委託契約書の中で守秘義務を課している。また、サービス利用者から、個人情報の取扱（市と民間団体による情報共有等）について、同意の署名を取得するようにしている。

【民間団体の概要】児童家庭支援センター 和(やわらぎ)

社会福祉法人 清浄園が運営する児童家庭支援センター。相談支援、一時保護、地域支援、地域連携等の事業を展開。中津市から、養育訪問支援事業、支援対象児童等見守り強化事業、子育て短期支援事業（ショート／トワイライトステイ）、各種研究会事務局、子育てしつけ教室運営、乳幼児健診職員派遣等を受託。スタッフはセンター長 1 名、相談員 2 名、心理担当職員 1 名。

③世田谷区(東京都) × (特非)せたがや子育てネット

特徴:区の各種事業の実施を通じ、心配な子ども・家庭の早期発見・情報共有に資する

- せたがや子育てネットは要対協（世田谷区における正式名称は「世田谷区要保護児童支援協議会」）の構成員であり、情報共有・守秘環境・体制が整っている。
- 区では、せたがや子育てネットのスタッフの情報察知能力を高く評価。予防的観点から、おでかけひろば、地域子育て支援コーディネーター、フードパントリー等をとおして、支援が必要な子ども・家庭の早期発見及び要対協のケースにおける連携した支援を行っている。
- 民間団体が地域子育て支援コーディネーターを担うことにより、より市民に近い目線から、官民のつながりを風通しよく行っている。
- せたがや子育てネットは、支援が必要な家庭の情報が入ると状況に応じて、区に状況提供を行っている。

- せたがや子育てネットを含む要対協構成員に対しては、説明文書等を用いて守秘義務規程、罰則規定を説明した上で、承諾書を取得している。個別ケース検討会議では、守秘義務規定を予め記載した名簿に、直筆で機関名・氏名の記載を依頼している。
- また、せたがや子育てネットに業務委託している事業をはじめ、区の委託事業については、委託契約を締結する際に「個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項」または「電算処理の業務委託契約の特記事項（兼電算処理の個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項）」を契約書に添付し、順守を求めている。

【民間団体の概要】特定非営利活動法人 セタがや子育てネット

産前産後の手伝い、子どもとお出かけ、子育ての悩み相談、学びの場の創出、子育てお役立ち情報の提供等、さまざまな活動を行っている「区民による子育て支援ネットワーク」。子育ての視点からのまちづくりに取り組みながら、「世田谷で楽しく子育てしようよ！」と呼びかけを行っている。区内 100 以上の所属からステークホルダーが参加している「区民版こども子育て会議」を主催し、計画策定にも提案等を行っている。

④松戸市(千葉県) × おやこDE広場ネットワーク

特徴：民間約10団体から成るネットワークが、民間同士、市と民間の連携を促進

- 「おやこ DE 広場」は、0～3 歳の乳幼児とその保護者が気軽に集える拠点（遊び、交流、友達づくり、相談の場）。市の地域子育て支援拠点事業で実施し、利用者支援事業で「子育てコーディネーター」が配置されている。
- 各広場の運営は NPO、社会福祉法人、大学等の民間団体が運営を受託。「おやこ DE 広場ネットワーク」は、これらの受託団体間の連携、市と受託団体との連絡・調整を促進する目的で発足し、毎月全体会議を行う等、受託団体間での情報交換・情報共有を図る場として機能している。情報交換・情報共有のほか、研修、事例検討等も進めている。
- おやこ DE 広場が、保護者が気軽に集まり相談できる場所となることで、虐待の疑いがあるケースの早期発見につなげることができている。
- おやこ DE 広場の運営を受託する各団体の代表者がおやこ DE 広場ネットワークへ参加することで対応した事例情報を共有している。
- おやこ DE 広場ネットワーク側からも市への申し入れにより、おやこ DE 広場ネットワークが要対協の構成員になった。これにより、おやこ DE 広場ネットワーク所属団体間の連携が非常にスムーズになっている。
- おやこ DE 広場ネットワークの所属団体は、基本的に要対協のルールの中で情報共有を行っている。要対協構成員間で、タイムラグなく情報共有が行えている。

【民間団体の概要】おやこ DE 広場ネットワーク

市委託事業の「おやこ DE 広場」を担う民間約 10 団体（NPO 法人、社会福祉法人等）から成るネットワーク。「おやこ DE 広場」は、0～3 歳の乳幼児とその保護者が気軽に集える場で、遊びや交流、友達づくりの場、子育て相談の場として利用されている。おやこが利用できるおやこ DE 広場が、要保護・要支援家庭のインフォーマルな相談窓口として機能し、行政では引き出しにくい隠れたニーズを拾う等の機能を担っている。

（３）その他事業を通じた連携

①江東区（東京都）×（一社）ママリングス

特徴：民のアイデアを官が支援する協働事業を通じ、官民で新たな地域事業を生み出す

- 江東区では、非営利活動を行う団体の柔軟で先駆的な発想や専門性を効果的に公共サービスに取り入れ、地域課題の解決に取り組むことを目的に「江東区協働事業提案制度」を継続実施。「自由提案」枠（民間団体の専門性を活かして自由な提案をしてもらう）及び「課題提案」枠（区から社会課題を提示し、民間団体から解決手法を提案してもらう）により、民間団体からの提案を募集し、毎年度数事業を採択している。
- 協働事業期間（原則 1 年。2 年提案も可能）に予算をつけて事業を実施し、事業終了後の民間団体による自立的運営や、区による新規事業化を図っている。
- ママリングスは、「こうとう子育てメッセ」（江東区の子育て支援情報を発信する事業：平成 27 年度採択）、「脱孤育て®プロジェクト」（子育て応援 MAP の作成と、子ども虐待予防研修プログラムの実施：令和元年度採択）を提案実施。こうとう子育てメッセは事業終了後も継続中。脱孤育て®プロジェクトは事業期間中で、地域の子ども安全安心ネットワークを構築中である。
- 協働事業では契約書、仕様書に守秘義務規定と業務範囲を明記し、それに沿った情報共有を行っている。

【民間団体の概要】一般社団法人ママリングス

子ども虐待予防啓発を実践する子育て支援組織。江東区協働事業提案制度において「こうとう子育てメッセ」を企画立案し、事業から生まれた「こうとう子育てメッセ実行委員会」と江東区とともに「脱孤育て®」をスローガンに、地域と子育て当事者を巻き込んだ「子ども虐待予防」啓発を実施している。また、「子育て応援 MAP」や「児童虐待予防研修プログラム」等を区内で展開している。

②和光市(埼玉県) × (特非)わこう子育てネットワーク

特徴：情報システム利用による最新情報の共有が、官民連携による支援充実につながる

- 市は、安心・安全な妊娠・出産・子育てを実現する「わこう版ネウボラ」事業を開始し、母子保健相談事業（個別マネジメント）の要として、子育て世代包括支援センターを市内5カ所に設置。センターの一つの運営を、子育て中の親子が集う場所である「子育てサロン」や「おやこ広場もくれんハウス」の運営実績を持つ、わこう子育てネットワークに委託。
- 地区の親子の個別マネジメント拠点となったもくれんハウス（和光市北第三子育て世代包括支援センター）には、子育て支援ケアマネージャーが配置され、出産・子育て相談、イベントの開催、手あそびや製作のアドバイス等を行う「子育て支援拠点」として機能。市のネウボラ課、地域包括ケア課、もくれんハウス以外のセンターのケアマネージャー等と一緒に、訪問等の支援を行うようになった。
- 市がネウボラ事業の開始、子育て世代包括支援センターの設置等の制度改革を進める中、要対協の雰囲気が一変。官民の積極的な情報共有が進むようになった。
- 子育て世代包括支援センターのケアマネージャーは、市のイントラネット上の相談システムにアクセスし、対応状況等の最新情報を入力・更新・共有できるようになっている。これにより、市（地域包括ケア課、ネウボラ課）とケアマネージャーと一緒にケースを支えることが可能となった。
- 民間団体（ケアマネージャー）による相談システムの利用は、子育て世代包括支援センターの委託契約書、仕様書の守秘義務規定に基づき、行われている。

【民間団体の概要】特定非営利活動法人わこう子育てネットワーク

地域の中に顔が見えるつながりを生み出し、それぞれがネットワークを持てるようになり、子育てをみんなで支えていく社会の実現を目指し、平成12年に市民活動を開始。仲間づくりの場「子育てサロン」の開催や情報提供、子育て支援ボランティア育成等に取り組む。その後、NPO法人格を取得しながら活動を拡大。市事業による「おやこ広場もくれんハウス」（子育て世代包括支援センター）の運営等を手掛ける。

③横浜市鶴見区(神奈川県) × (特非)サードプレイス

特徴：児童家庭支援センターの運営を通じ、子どもが安心できる居場所を提供

- 民間団体には、区の支援が届きにくい家庭生活に密着した支援を提供する機能、とりわけ子どもが自ら足を運べ、安心でき、普通の大人とやり取りをする機会を提供する居場所づくりが求められていた。
- 居場所づくりに取り組むサードプレイスは、横浜市の認可を受け、児童家庭支援センターつるみらいを運営。児童家庭支援センター事業（相談、他機関連携、里親支援、

地域交流)、子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ、休日預かり)を行っている。

- つるみらいが子どもや親と同じ目線で寄り添うことにより、行政には話しにくい、つるみらいには話したいとする相談が増えている。また、行政や学校の支援が薄くなる土日、夜間等の対応力が強化されている。
- 区とつるみらいは、児童家庭支援センター業務、子育て短期支援事業業務に必要な情報を共有している。つるみらいは要対協構成員となっているため、要対協の枠組みの中で、守秘義務規定が課せられている。
- サードプレイスでは、つるみらい業務担当職員とそれ以外の職員とを明確に分け、児童家庭支援センター業務を通じて知り得た個人情報、他の職員に共有することがないようにしている。

【民間団体の概要】特定非営利活動法人サードプレイス

子どもたちが早い段階で大人と出会い適切なサポートが受けられる地域づくりを目指し、地域の子どもたちが自分でアクセスできる生活圏に、少なくとも1か所、サードプレイスを作ることを提案。その実現のために、子どもたちの居場所づくりの推進、子どもに関わる活動関係者のネットワークづくり、子どもに関わる人たちの育成を進めている。

④江戸川区(東京都) × (特非)バディチーム

特徴：養育困難家庭への家事・育児支援を通じて、行政・民間・市民がともに子どもを見守る

- 江戸川区では、虐待の発生予防に向けては早期支援が重要であり、ボランティアを中心に、養育困難家庭の家事・育児等を支援することが必要とされていた。そこで、アウトリーチ型支援を重視し、都内各地で養育支援訪問支援事業を展開しているバディチームと連携し、訪問型の食の支援等の事業を開始している。
- バディチームでは、区事業として「おうち食堂」(支援員が家庭に直接出向き、買い物から調理片付けまで行う)、「おとなりさん」(家庭に出向き、乳児・子ども支援、家事支援、学習支援等を行う)等の事業を実施。養育困難家庭に食の支援を行い、健全な食環境を確保することを目指している。
- ボランティア支援員は約100名。区が募集を行い、研修を通じて支援員となる。区在住の30～70代が中心。
- バディチームを通じて、支援員からの訪問記録を受け、必要に応じて児相による直接的な支援、介入につなげる。これら事業を通じて、行政、民間団体、市民がともに子ども・家庭を見守り、支援する環境が根付いてきている。
- 児相のケースワーカーがアセスメントの中で、支援対象家庭の課題、支援目標等を検討。その実現に向けて必要な情報をバディチームと共有。また、バディチームのコー

ディネーターに家庭訪問実施の有無・時期等の判断を一定程度任せることで、状況に応じた支援がしやすい環境ができている。

- 業務委託仕様書、個人情報保護に関する特約条項により、個人情報保護の具体的方法を規定。バディチームのコーディネーター（責任者）が、個人情報保護に関するボランティア支援員の指導、支援員と共有する情報の判断等を行っている。

【民間団体の概要】特定非営利活動法人 バディチーム

子育て支援・虐待防止を目的に、家庭訪問型の支援活動を行う NPO 法人。親の心身の不調、子どもの病気や障がい、ひとり親、経済的困窮等、さまざまな悩みを抱える家庭を訪問し、保育や家事等のお手伝いをしながら家庭の孤立を防ぎ、複雑な事情を抱えながらも子育てができるよう、親子を支える活動を行っている。「みんなで子育て」する社会をめざし、年齢・性別もさまざまなスタッフが活動に取り組んでいる。

図表 2-3 ヒアリング実施対象一覧とその概要情報

	事例 1	事例 2	事例 3
市区町村	下関市（山口県）	別府市（大分県）	嵐山町（埼玉県）
民間団体	なかべこども家庭支援センター「紙風船」 （要対協構成員）	社会福祉法人 別府光の園 （要対協構成員）	一般社団法人 彩の国子ども・若者支援ネットワーク （要対協参加なし）
官民連携の 内容	支援拠点業務の委託（中規模型） 要対協調整業務の委託 子ども家庭支援員 1 名、心理担当支援員 1 名、虐待対応専門員 1 名を配置	支援拠点業務の委託（小規模 B 型） 要対協調整業務の委託 子ども家庭支援員 1 名、虐待対応専門員 1 名を配置	支援拠点業務の委託（小規模 A 型） 子ども家庭支援員 1.5 名を配置
連携の目的	支援拠点の配置人員確保、 土日・休日対応の強化 等	専門的知見に基づく対応強化、 夜間休日の対応強化 等	児童と直接接する支援機能の充実等
民間の 業務内容	・ 子ども家庭支援全般（実情把握、情報提供、相談対応、総合調整） ・ 要支援児童等支援業務（相談・通告受付、アセスメント、支援計画作成、支援・指導、支援終了） ※上記は民間が分担・協働する業務	・ 相談事業 ・ 弁護士による専門相談 ・ 要対協に関する業務 ・ 個別ケースワーク業務 ・ 虐待防止普及・啓発業務 ・ 児童の安全確認 ・ 広報事業 ・ 乳幼児健診未受診者への家庭訪問 ・ 研修会への参加	・ 親子体験活動、体験教室等の運営支援 ・ 子育てに関する ➢ 相談・支援業務支援 ➢ 講習等支援 ➢ 情報収集・提供支援 ・ 親同士の交流の場提供支援 ・ 子育てサークルの育成・支援 等

	事例 4	事例 5	事例 6
市区町村	福井市（福井県）	高鍋町（宮崎県）	日光市（栃木県）
民間団体	学校法人 福井仁愛学園 （要対協構成員）	高鍋町社会福祉協議会 （要対協構成員）	特定非営利活動法人だいじょうぶ （要対協構成員）
官民連携の 内容	支援拠点業務の委託（中規模型） 事業責任者 1 名、心理担当職員 1 名、子ども 家庭支援員 1 名を配置（土曜はさらに 3 名追加）	支援拠点業務の委託（小規模 A 型） 要対協調整業務の委託 子ども家庭支援員 2 名を配置	支援拠点業務の委託 子ども家庭支援員 2 名を配置
連携の目的	専門職の確保と対応強化、 休日の対応強化 等	専門性を有する固定的な担当者による継続 的な対応	相談業務の 24 時間 365 日化、 固定担当者による継続的対応
民間の 業務内容	- 子ども相談業務 - 要対協業務（各会議への出席、会議報告書の作成等） - 要保護児童等への支援業務（要保護児童等の把握、アセスメント、支援方針の設定、支援等、児童記録票の作成、支援終結への対応）	- 支援拠点業務（子ども・家庭に係る総合相談、関係機関の連携・調整、社会資源の開発、軽度虐待・養育困難等の家庭の支援、利用者支援事業等） - その他、ふれあい総合相談（全町民）、障がい者（児）等基幹相談支援センター、地域包括支援センター（高齢者）の運営も委託。	- 相談業務 24 時間電話相談 - 育児支援家庭訪問事業 - 子育て短期支援事業 - 子どもの居場所づくり事業 - ペアレンツ・プログラム事業

	事例 7	事例 8	事例 9
市区町村	越前市（福井県）	中津市（大分県）	世田谷区（東京都）
民間団体	児童家庭支援センター 一陽 （要対協構成員）	児童家庭支援センター 和 （要対協構成員）	特定非営利活動法人 せたがや子育てネット （要対協構成員）
官民連携の 内容	要対協調整業務の一部委託（協議会調整支援 員 1 名を配置）による機能強化	事業の委託（養育訪問支援事業、子育て短 期支援事業、支援対象児童等見守り強化事 業等）	おでかけひろば、地域子育て支援コーディネ ーター、フードパントリー等
連携の目的	支援拠点の配置人員確保、 土日・休日対応の強化 等	子ども・家庭のニーズに応じた迅速・柔 軟・個別の対応 等	予防的観点から情報察知、 関係機関との情報共有、支援 等
民間の 業務内容	・ 協議会に関する業務 ・ 支援実施状況の進行管理 ・ 関係機関との連携調整 ・ 家庭訪問の実施 ・ 研修会の企画実施 ・ 地域住民への周知 ・ その他	・ 相談支援（養育訪問支援事業、支援対象等 児童見守り強化事業） ・ 一時保護、子育て短期支援事業（ショート ／トワイライトステイ、特定妊婦産後ショ ート）、里親レスパイト ・ 地域連携（各種研究機事務局） ・ 地域支援（子育てしつけ支援教室、乳幼児 健診職員派遣、子ども食堂 等）	・ おでかけひろば：子育て経験豊富なスタッ フに気軽に育児相談が可能。 ・ 世田谷区地域子育て支援コーディネータ ー：利用可能な官民サービスをコーディネ ーター。利用者支援事業。 ・ セタがやこどもフードパントリー：配食 を通じて子ども・家庭の見守りを支援。 等 ・ 区内ステークホルダーとの情報共有ワー クショップ「区民版こどもこそだて会 議」開催

	事例 10	事例 11	事例 12
市区町村	松戸市（千葉県）	江東区（東京都）	和光市（埼玉県）
民間団体	おやこ DE 広場ネットワーク （要対協構成員）	一般社団法人ママリングス （要対協参加なし）	特定非営利活動法人 わこう子育てネットワーク （要対協構成員）
官民連携の 内容	事業の委託（おやこ DE 広場）	事業の実施（こうとう子育てメッセ、脱孤 育て®プロジェクト等）	事業の委託（子育て世代包括支援センタ ー）
連携の目的	おやこ DE 広場の活動を通じた、虐待の 疑いのあるケースの早期発見、支援 等	民間のアイデア、専門性、ネットワーク等 を活用した地域課題の解決と新事業の創出	母子保健相談事業の要となる拠点運営、 個別マネジメントの充実 等
民間の 業務内容	子育てコーディネーターの配置による、 ・ 利用者の個別ニーズ把握と、それに基づ く情報の集約・提供、相談等 ・ 関係機関との連絡・調整、連携 ・ 広報・啓発、サービス利用者への周知 ・ その他必要な諸業務	こうとう子育てメッセ ・ 子育て情報発信イベント（トークショー、 出店・パネル展示等） 脱孤育て®プロジェクト ・ 子育て応援 MAP の作成-「WEB こうとう 子育てポシエット」 ・ 児童虐待予防研修プログラムの実施	地域の子育て支援拠点としての下記活動等 ・ 子育て支援ケアマネージャーの配置 ・ 出産・子育て相談 ・ イベントの開催 ・ 手あそびや製作のアドバイス等

	事例 13	事例 14
市区町村	鶴見区（神奈川県横浜市）	江戸川区（東京都）
民間団体	特定非営利活動法人サードプレイス （児家セン運営者として要対協構成員）	特定非営利活動法人バディチーム （要対協参加なし）
官民連携の 内容	事業の委託（児童家庭支援センター）	事業の委託（おうち食堂、おとなりさん事業）
連携の目的	家庭生活に密着した支援の提供・充実 子どもが安心できる居場所の構築 等	虐待発生予防に向けた早期支援、 養育困難家庭の家事・育児等の支援
民間の 業務内容	児童家庭支援センター業務 ・ 相談業務 ・ 他機関連携 ・ 里親支援 ・ 地域交流事業 子育て短期支援事業（預かり事業） ・ ショートステイ／トワイライトステイ ・ 休日預かり	おうち食堂 ・ 食事の支度、片付け等 ・ 食材の買物 ・ その他必要と認める業務 おとなりさん事業 ・ 乳児支援（沐浴・育児支援・離乳食等） ・ 子ども支援（遊び・学び・支援同行等） ・ 家事支援（掃除・洗濯・買い物等） ・ 学習支援（家庭での学習・同行支援等）

2-3. 支援拠点／要対協と民間の連携強化に向けた方策・方向性の検討

支援拠点及び要対協を活用し、官民連携強化に取り組む好事例へのヒアリング結果から、連携の目的・効果、外部委託のパターン、成功要因等について、共通する事項等を整理した。

1) 支援拠点／要対協と民間との連携の目的・効果

支援拠点及び要対協を活用した官民連携の目的・効果としては、大きく、「人員体制の充実」、「対応力の強化」の2つの方向性が挙げられる。これらのニーズが顕在化している市区町村においては、民間連携の拡充が選択肢の一つとなり得る。

図表 2-4 支援拠点／要対協と民間との連携の目的・効果

	目的・効果	内容
人員体制の充実	1) 配置人員の確保	支援拠点の最低配置人員を確保する。補助金受給基準を満たす。必要な職種・専門職を確保する。
	2) 人員の固定	自治体職員は人事異動もあり、同じ職員が継続的に関与することが難しい。民間職員に長期的に対応してもらうことで、市民への安心感を醸成。
	3) 民間団体の人材ネットワークの活用	民間団体の豊富な人材ネットワークから適切な人材を確保。自治体が募集しても集まらない等のリスク低減につなげる。
対応力・機能の強化	4) 土日祝・夜間対応の充実	公務員は業務時間が限られるため、民間連携により、土日祝日、夜間の対応力を強化する。
	5) 専門的知見に基づく対応力強化	民間連携により、専門職（臨床心理士、虐待対応専門職等）を確保。専門的知見に基づく相談、支援を拡充。
	6) 市民にとってのアクセスのしやすさ	市民にとっては、自治体よりも民間団体の方が敷居が低く、心理的に相談しやすいケースがみられる。
	7) 虐待等の予防・早期発見	子ども・親と接する機会が多い民間団体との連携により、「あれっ!?!」、「おかしいな?」等の情報をいち早く察知。予防・早期発見につなげる。
	8) 利用者支援	官民様々な機関と連携する民間団体が利用者支援業務を担うことで、市民目線による、官民の支援施策を活用するコーディネートも可能に。
	9) 民間のアイデア・実行力の活用	民間団体からのアイデア・提案に対し、補助事業等により実践を支援。民間のアイデアを活用しつつ、その実行力を高める。

(1)人員・体制の充実

①配置人員の確保

「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱で示されている、主な職員の最低配置人員基準に沿った人員を確保するために、民間団体と連携し、職員配置をする事例がみられる。特に、心理担当支援員、虐待対応専門員については市区町村では確保できないケースも少なくないことから、民間職員に対する期待も大きい。配置人員基準を充足することで、補助金受給等の予算面も含め、安定的な拠点運営が可能となる。

②人員の固定

市区町村職員には人事異動もあり、同じ職員が継続的に子どもや家庭に関与することが難しいとの意見が多くみられる。民間団体の協力を得て、同じ職員が固定メンバーとして長期間、業務に対応することで、支援対象となる子どもや家庭と長期的な関係構築が可能となり、市区町村側、市民側の双方に安心感を醸成することができる。

③民間団体の人材ネットワークの活用

市区町村が新たに人材募集を行っても、なかなか応募が集まらないという意見がみられた。また、採用後に担当業務に向いていないことが露見する場合もある。市区町村からは、民間団体が有する豊富な人材ネットワークから人材供給を受けることにより、適切な人材を確保しやすくなるとの意見がみられている。

(2)対応力・機能の強化

①土日祝・夜間対応の充実

公務員は業務時間が限られるため、民間から協力を得ることで（民間団体職員に対応いただくことで）、土日祝日、夜間の相談、訪問・子どもの預かり等の支援等の対応力強化を図りたいとする市区町村の意見は非常に多くなっている。

②専門的知見に基づく対応力の強化

特に、心理的支援を担当する臨床心理士、虐待対応を行う虐待対応専門職等の専門職については、市区町村内に人材が不足しているあるいはいないとのケースが多くみられる。このような専門職人材を民間団体から確保し、専門的知見に基づく相談、支援を拡充したいとする意見がみられている。

③市民にとってのアクセスのしやすさ

市民にとっては、子育てに関する悩みや、虐待の可能性等について相談する際に、市区町村の相談窓口よりも、民間団体が運営する相談窓口の方が、敷居が低く、心理的にアプローチしやすいケースがみられる。市民にとってのアクセスのしやすさを高めるためにも、民間団体の参画が有効であるとの意見が多くみられる。

④虐待等の予防・早期発見

子育て広場、子ども教室の運営、子育てコーディネートの実践等により、子ども・親と接する機会を多く持つ民間団体と連携することにより、虐待が疑われる家庭等の情報をいち早く察知し、情報共有と早期対応につなげることを期待するとの意見が多くみられる。民間団体の情報察知能力を期待・評価する市区町村は少なくない。

⑤利用者支援の充実

利用者支援が必要な家庭に対し、市区町村の職員では、自然と行政目線からの提案をしてしまうことが多いとの反省意見がみられた。官民様々な機関と連携する民間団体の方が、市民目線から、必要・有効となる官民支援を見定め、コーディネートする業務に適していると、民間の役割に期待する市区町村もみられている。

⑥民間のアイデア・実行力の活用

地域の行政課題を提起し、その解決に向けた方策を公募し、民間団体からの提案を受けつける取組等を通じて、民間のアイデア、実行力を活かしつつ、児童福祉の充実を図ろうとする市区町村もみられている。これらのアイデアに対し、委託事業・補助事業等の予算をつけて、実行を促進し、事業後の自立運営につなげる等の、民間能力向上に向けた仕組みを構築する事例もみられた。

2) 支援拠点業務／要対協調整業務の外部委託のパターン

支援拠点及び要対協を活用した官民連携に際しては、いくつかの連携（外部委託）パターンがあることが指摘された。官民連携を志向する市区町村においては、いずれかのパターンによる連携方法を検討することができる。

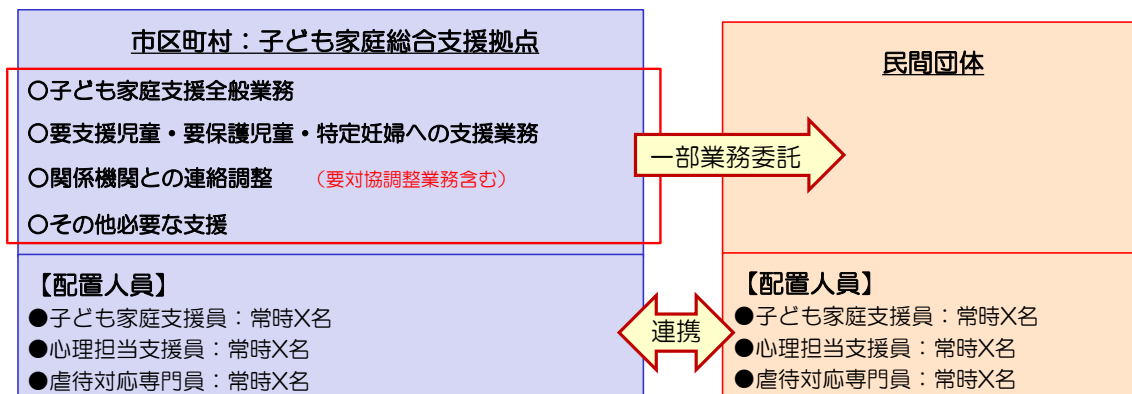
(1) 支援拠点業務＋要対協調整業務の一部委託

支援拠点業務の一部を民間団体に委託する際に、要対協の調整業務も委託業務に含めるパターンである。「支援拠点が、要対協の調整機関を担うことが望ましい」とする「市町村子ども家庭支援指針」（ガイドライン）の方針に沿った委託パターンであり、業務委託を受ける民間団体は、必然的に要対協構成員となる。

一方、支援拠点業務のうち、どの部分を一部委託対象とするか、配置人員としてどの職種を何人必要とするかについては、市区町村の実情により柔軟に設定されている（下図「民間団体への委託業務内容」参照）。

民間の活用度合いが高い形態であり、支援拠点業務、要対協調整業務の他にも、市区町村から委託事業を受けている民間団体もみられる。

図表 2-5 支援拠点業務＋要対協調整業務の一部委託パターンのイメージ



民間団体への委託業務内容

市区町村	委託業務項目
下関市	子ども家庭支援全般業務、要支援児童等支援業務 【子ども家庭支援員、心理担当支援員、虐待対応専門員各1名】
別府市	相談事業、弁護士による専門相談、要対協に関する業務、個別ケースワーク業務、虐待防止普及・啓発業務、児童の安全確認、広報事業、乳幼児健診未受診者への家庭訪問、研修会の参加等 【子ども家庭支援員、虐待対応専門員各1名】
高鍋町	支援拠点業務、その他（ふれあい総合相談、障がい者（児）等基幹相談支援センター等） 【子ども家庭支援員2名】

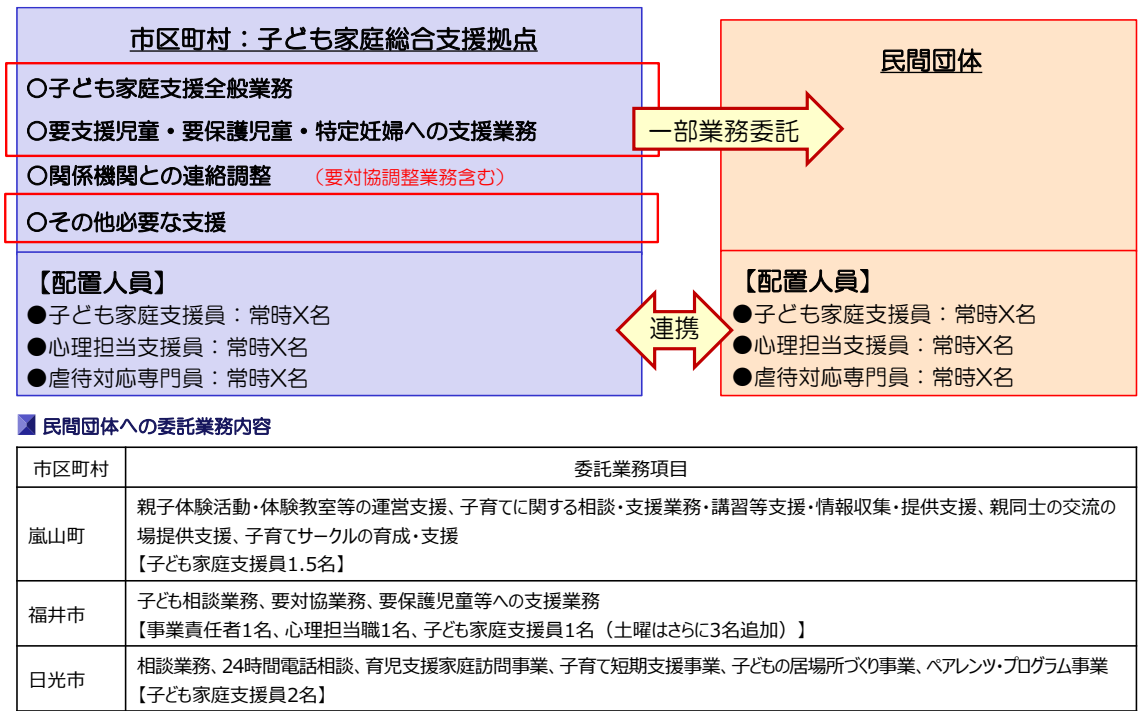
(2)支援拠点業務の一部委託

支援拠点業務の一部を民間団体に委託するパターンで、要対協業務は市区町村側で実施する。

前述の「支援拠点業務＋要対協調整業務の一部委託」同様、支援拠点業務のうち、どの部分を一部委託対象とするか、配置人員としてどの職種を何人必要とするかについては、市区町村の実情により柔軟に設定されている（下図「民間団体への委託業務内容」参照）。

業務委託を受ける民間団体は、要対協の構成員であることが多いと思えるが、嵐山町のようによに要対協構成員以外が支援拠点業務を受託するケースもみられる。

図表 2-6 支援拠点業務の一部委託パターンのイメージ

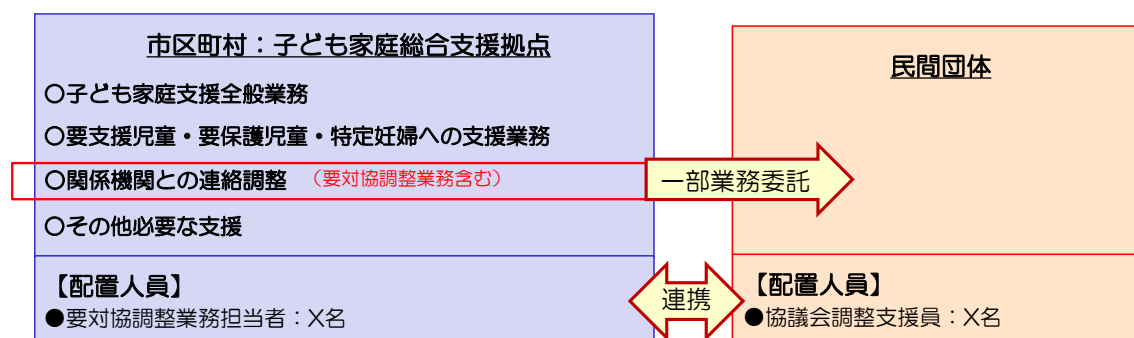


(3) 要対協調整業務の一部委託

要対協の調整業務の一部を民間団体に委託するパターン。支援拠点は官営とする市区町村において採用され得る。市区町村の要対協調整業務担当者の指揮の下、民間団体の調整支援員が調整業務の一翼を担う。

業務委託を受ける民間団体は、必然的に要対協構成員となる。また、要対協調整業務の他にも、市区町村から委託事業を受けている民間団体もみられる。

図表 2-7 支援拠点業務の一部委託パターンのイメージ



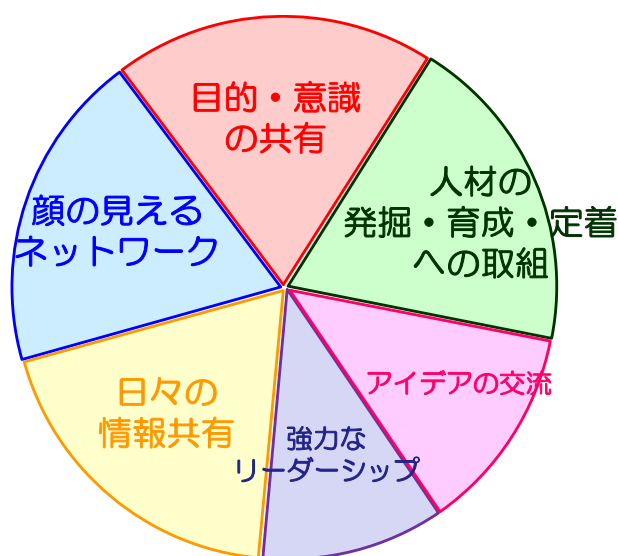
(4) その他

そのほか、支援拠点業務、要対協調整業務は官営で進めているが、他の児童福祉事業を民間団体に委託している市区町村は多くみられている。

3) 連携の成功要因

好事例の市区町村及び民間団体に、連携の成功要因をうかがったところ、いくつかの共通要因が確認された。それを、①目的・意識の共有、②顔の見えるネットワーク、③日々の譲歩共有、④強力なリーダーシップ、⑤関係者間のアイデア交流、⑥人材の発掘・育成・定着への取組の6点に分類・整理した。

図表 2-8 官民連携の成功に向けた6つの要因



※上図のうち2～3要因を基に連携を成功させているというよりも、すべての要因を意識しながら連携に挑んでいる好事例が多かったことから、円形により表現した。

※図の上での各要因の大きさ（面積）は、重要度を示すものではない。

(1) 目的・意識の共有

好事例調査では、地域の官民関係者間で打合せ、勉強会、研修等の会合を定期的を実施し、支援に関する目的や認識を共通にすることで、多様なケースに直面する際にも、官民が同じ方向性の下で支援を行える状態にしている事例が複数みられた。

長年、関係者間が密に交流・連携する中で、このような目的・意識の共有が実現している事例がみられる一方で、官民が協力してある事業に取り組む中で、比較的短期間に、集中的にディスカッションを行い、支援方針の共有を進める事例もある。目的・意識の共有には、連携を行ってきた「期間」の長さだけでなく、連携について議論してきた「時間」の量も影響していることがうかがえる。

(2) 顔の見えるネットワーク

好事例調査では、連携に際し「顔の見える」ネットワークを構築している事例が複数みら

れた。

市区町村、児童相談所、民間（児童家庭センター、社会福祉協議会等）の担当者同士が強い信頼関係を構築し、阿吽の呼吸で役割分担を行っている事例や、官民の関係者による議論の場（一次・二次・三次予防を担う支援者が集う勉強会等）を定期的・頻繁に開催し、相互理解を深める事例のほか、市区町村内で子ども広場等の活動を担う NPO の中核メンバー同士が悩みや対応方針を話し合う会議体を構築する事例もあり、官民双方から顔の見えるネットワークの構築が開始されている。

これらのネットワークは、前項で記した目的・意識の共有に役立てられるとともに、関係機関が相互の機能や事業、強みと限界を理解することで、課題に直面した際にすぐに他機関に相談したり、ケースに応じた支援策を選んだりする状況をつくりだすことを目的としている。その意味から、慣れ合いにならず、官民互いに問題点を指摘し合う、緊張感ある関係性も重要との意見もみられている。

（３）日々の情報共有の努力・仕組み

多くの好事例において、日々の情報共有への努力が行われている。継続的に発生するケースに対して迅速に、効果的に対応するためには、月１回程度の各種会議では十分ではないためである。

虐待の予防や早期対応においては、「何かおかしい」と気付く感性が重要であり、子どもや親に変わった様子があれば些細なことでも情報共有する方針の下、１日５分程度でも関係者間でミーティングを持つことを心がけている事例がみられる。また、場所的に離れていても、電話等を主たる連絡手段として密に連絡を取り合い、併せて職員同士が顔を合わせる際に連絡事項等を共有し合う方法がとる事例が複数みられた。

先進的な事例においては、児童相談状況等に関する情報システムを活用し、官民で必要な情報を入力・共有し、不明な情報を確認し合いながら情報を更新する取組が進められている。最新情報を共有する環境ができることにより、関係者間のやり取りが目に見えて活性化したとの意見もみられている。

このような日々の情報共有ができていますので、何か問題が生じたときに、すぐに官民が連絡を取り合い、役割分担の下で、迅速に対応することができている事例もみられている。

（４）強力なリーダーシップ

官民の連携においては、リーダーシップが重要となる場面も少なくない。中核となる人物による強力なリーダーシップの下、連携体制が構築され、連携機能が継続する事例もみられている。

好事例調査からは、地域の児童福祉課題の解決に向けては民間団体の役割が重要との認識の下、ある人物が推進役となって関係者を集めることで、民間団体の設立や官民連携の仕組みの構築につながった事例がみられている。また、要対協のスーパーバイザーの強力なリーダーシップと信頼度により、地域の関係者が集まり、連携活動が確立・機能している事例もみられている。これらのリーダーは官からも民からも輩出されている。

一方で、強力なリーダーシップが官民連携の軸となっている事例においては、リーダーの異動や引退後にも変わらず連携を維持拡大できるように、仕組みの構築に努めている。

(5)ボトムアップからのアイデアの活用

好事例調査からは、NPO 等の民間団体からの要請もあって、要対協への参加等を含めた官民連携が開始される事例も複数みられた。民間主導のアイデアが実現し、取組が拡大する中で、官民連携や情報共有が不可欠になり、必然的に連携が開始されるというケースである。

また、市区町村が地域の児童福祉課題を提示して民間から解決に向けたアイデアを募り、予算をつけて有効なアイデアを事業化し、民間による事業の自立運営を目指す事例もみられている。

地域課題の多様化、人材のひっ迫等により、官主導の事業だけでは限界が生じる中、民間からのボトムアップによるアイデアを活用する市区町村も増えていることがうかがえる。

(6)人材の発掘・育成・定着への取組

児童福祉人材の不足感は、全国的にみられており、募集をするだけでは人材は確保できないとの意見がみられている。人材がいなければ、官民が一緒になってこれを発掘し、育成し、定着を図っていくという姿勢で各種事業に取り組む好事例がみられた。

ある業務に対して十分な経験やスキルを有する人材の応募がない場合にも、民間の人材ネットワークから適性の高そうな人材の紹介を受け、現場での実務経験の中で育成を図りながら適性を見極めている事例がみられる。

また、市区町村と教育機関が連携することで、学生の実習の場、卒業生の就職の場、教育機関の地域貢献の場を創出し、人材輩出と定着に取り組む事例がある。

さらに、市区町村が新たな地域の児童福祉事業を立ち上げ、民間団体が受託に向けて手を挙げやすい環境を整備することで、民間による能力向上の場を拡大することを目指す事例もある。

このように、官民がともに新たな人材・スキルの発掘・育成・定着に取り組む好事例が多数みられている。

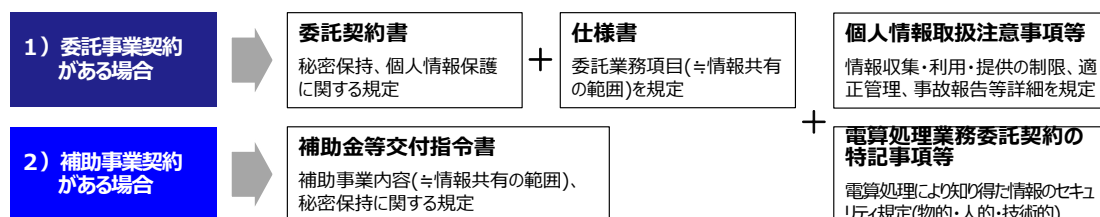
2-4. 支援拠点／要対協と民間の情報共有促進に向けた方策・方向性等

1) 支援拠点／要対協と民間との情報共有・情報守秘に関する仕組み

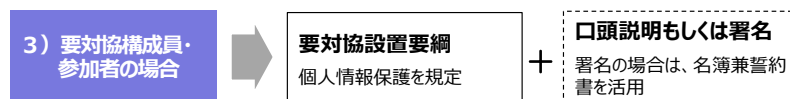
好事例調査からは、市区町村が、支援拠点／要対協と民間との情報共有・情報守秘に関する仕組みとして、下記の2つのパターンのいずれか、もしくは双方を活用していることが明らかになった。

図表 2-9 支援拠点／要対協と民間との情報共有・情報守秘に関する仕組み

(1) 市区町村と民間団体が委託・補助等の契約関係にある場合



(2) 民間団体が要対協のメンバーである場合



(1) 市区町村と民間団体の間に委託・補助事業等の契約関係がある場合

1 つ目のパターンは、市区町村と民間団体が委託・補助事業等の契約関係にある場合に、委託契約書・仕様書や補助金交付指令書等に添付される「個人情報取扱注意事項等」、「電算処理業務委託の特記事項等」の記載によって、個人情報保護、情報管理方法等について規定するものである。

委託契約書や補助金交付指令書において、基本的な情報守秘義務を規定し、さらに仕様書等にて業務内容を明確にすることにより、当該業務の遂行に必要な情報項目が共有対象となるとともに、個人情報取扱注意事項等で情報守秘、情報管理等の具体的方法を規定するという仕組みである。

① 委託契約書／補助金交付指令書

委託事業の場合には委託契約書において、「秘密の保持」、「個人情報の保護」等の情報守秘義務を規定する条文を記載している。例えば下記等の条文により、委託契約書において基本方針を示し、別記の「個人情報取扱特記事項」に詳細な遵守事項を提示する方法がとられている。

補助事業の場合の補助金等交付指令書についても同様である。

【事例：委託契約書／補助金交付指令書における記載文面(例)】

※甲は市区町村（事業委託者、補助事業交付者）、乙は民間（事業受託者、補助事業受託者）を指す。

（秘密の保持）

- ・ 乙は、業務の履行に関して知り得た秘密をいかなる理由があっても第三者に漏らしてはならない。
- ・ 本規定は、本契約終了後または解除後も存続するものとする。

＜再委託が可能な場合＞

- ・ 乙が再委託を行った場合、当該再委託先についても、秘密保持の規定を適用する。

＜成果物、記録等を取り扱う場合＞

- ・ 乙は、成果物（未完成の成果物及び業務行いう上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。

（個人情報の保護）

- ・ 甲及び乙は、この契約による業務を履行するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

②仕様書

仕様書においては、委託・補助事業における業務の内容、実施場所、配置人員等を定義することにより、当該業務の履行に必要な情報の範囲、情報が取り扱われる場所、情報を取り扱う人員等を規定している。また、下記文面例のように、当該事業においては個人情報の提供を行う旨を明記し、その情報管理方法等について記載する事例がみられる。

市区町村の個人情報保護条例の遵守を示す事例もみられる。

【事例：仕様書における記載文面(例)】

※甲は市区町村（事業委託者、補助事業交付者）、乙は民間（事業受託者、補助事業受託者）を指す。

（個人情報の管理）

- ・ 甲は、乙に対し、必要に応じて法令等の範囲内で個人情報を含む情報の提供を行う。
乙は、子ども等の個人情報が含まれ、かつ、子ども等の支援経過等のプライバシーに関わる極めて重要な書類については、鍵のかかる書庫等に厳重に保管しなければならない。なお、その書類を廃棄する場合は、行政文書として適正な手続を経るものとする。

（秘密の保持）

- ・ 乙は、委託事業を実施するに際し、〇〇市区町村個人情報保護条例を遵守し、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

③個人情報取扱注意事項等

委託契約書等に添付される「個人情報取扱特記事項」において、過半の事例では「基本的事項」、「秘密の保持」、「収集の制限」、「目的外利用及び提供の制限（又は禁止）」、「適正管理」、「複写及び複製の禁止」、「資料等の返還又は処分」、「調査（検査、監査）」、「事故報告」等について記載している。

また、各市区町村の状況に応じ、「再委託」、「責任体制の整備」、「派遣労働者等の利用時の措置」、「教育の実施」、「個人情報の管理」、「契約解除及び損害賠償」等についても記載をしている。特に「個人情報の管理」については、各契約の内容に応じて、具体的に個人情報の管理方法を規定している。

下記に、記載例を整理する。

【事例：個人情報取扱特記事項における記載文面（例）】

※甲は市区町村（事業委託者、補助事業交付者）、乙は民間（事業受託者、補助事業受託者）を指す。

●根幹となる項目（過半の事例で記載されている項目）

（基本的事項）

- ・ 乙及び実施担当者は、個人情報（個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。
- ・ 乙は、この契約による業務を履行するに当たり、個人情報を取り扱う際には、〇〇市区町村個人情報保護条例その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

（秘密の保持）

- ・ 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

＜従事者への周知を求める場合＞

- ・ 乙は、本件業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、当該業務により知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならないこと、又は不当な目的に利用してはならないこと、その他個人情報の保護及び情報セキュリティの確保に関し必要な事項を周知しなければならない。

＜誓約書等の書面提出を求める場合＞

- ・ 乙は、本件業務に関わる責任者及び業務従事者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

（収集の制限）

- ・ 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

＜本人同意を求める場合＞

- ・ 乙及び業務従事者は、この契約による業務を行うため個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。

（目的外利用及び提供の制限(又は禁止)）

- ・ 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

（適正管理）

- ・ 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他適正な管理のため、善良なる管理者の注意義務をもって必要な措置を講じなければならない。

（複写及び複製の禁止）

- ・ 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等の複写、複製又はこれらに類する行為をしてはならない。

（資料等の返還又は処分）

- ・ 乙は、この契約による業務を行うために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

＜電子データについて特記する場合＞

- ・ 乙は、パソコン等に記録された個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- ・ 甲から提供を受け、又は自ら収集し、若しくは作成した資料等が電子文書又は電磁的記録による場合の返却及び破棄処分の方法に関しては、甲乙が協議の上決定することとする。

（調査(検査、監査)）

- ・ 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。
- ・ 甲は調査の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約の業務の実施に関して必要な指示をすることができる。

(事故報告)

- ・ 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

●付帯的な項目(一部の事例で記載されている項目)

(再委託)

＜再委託を認めない場合＞

- ・ 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託又はこれに類する行為をしてはならない。

＜再委託を認める場合＞

- ・ 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、第三者にその処理を委託する場合は、事前に書面にて甲に届けなければならない。
- ・ 乙は、再委託を行う場合、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(責任体制の整備)

- ・ 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

＜業務責任者を明確にする場合＞

- ・ 乙は、個人情報の取扱いに係る責任者及び業務従事者を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。
- ・ 乙は、個人情報の取扱いに係る責任者及び業務従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。
- ・ 乙は、責任者を変更する場合は、事前に書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。
- ・ 乙は、業務従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。
- ・ 責任者は、仕様書及び特記条項に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。
- ・ 業務従事者は、責任者の指示に従い、仕様書及び特記条項に定める事項を遵守しなければならない。

＜作業場所を明確にする場合＞

- ・ 乙は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

- ・ 乙は、作業場所を変更する場合は、事前に書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。
- ・ 乙は、甲の事務所に作業場所を設置する場合は、責任者及び業務従事者に対して、乙が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名がわかるようにしなければならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）

- ・ 乙は、本件業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- ・ 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（教育の実施）

- ・ 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他本件業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、業務従事者全員に対して実施しなければならない。

（個人情報の管理）

- ・ 乙は、個人情報が記録された紙文書及び電子媒体等の取扱いにあたり、特に次の各号に留意しなければならない。

<例：保管場所>

- ・ 保管場所を定め、施錠して保管し、保管場所からの搬出及び授受に関しては管理記録を整備すること。

<例：ログの取得・保存>

- ・ 保管・管理するためのシステムに対するアクセスを監視及び記録すること。
- ・ 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の利用者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- ・ 保存、参照、更新、複写及び廃棄の日時並びに実施者を記録するログを取得し、保存すること。
- ・ 更新履歴（削除した内容・追加入力した内容等）を確認できること。

<例：業務従事者、記録媒体等>

- ・ 個人情報を取り扱うことのできる業務従事者等の範囲、作業責任区分等を明確にすること。
- ・ 個人情報を管理するために使用するパソコンや記録媒体は、適正にウィルス対策がなされた、乙が配備するものに限定すること。私用パソコン、私用記録媒体その他の私用物等を使用してはならない。
- ・ 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

＜例：複写・複製、バックアップ＞

- ・ 事前に甲の承認を受けて、業務を行う場所で、かつ、業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報を複写又は複製しないこと。
- ・ バックアップを定期的に行い、機密文書及びそのバックアップに対して定期的に保管状況及びデータ内容の正確性について点検を行うこと。

＜例：個人情報の持ち出し＞

（持ち出しを認める場合）

- ・ 安全な輸送に必要な体制（輸送車の種別、必要とされる人員、警備体制等）を整備すること。
- ・ 個人情報を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。
- ・ 保管場所からの搬出及び授受に関しては管理記録を整備すること。
- ・ 個人情報を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。

（持ち出しを認めない場合）

- ・ 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。

＜例：事故報告＞

- ・ 事故報告等緊急時の対応措置を明確にすること。

（契約解除及び損害賠償）

- ・ 甲は、乙がこの特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

④電算処理業務委託契約の特記事項

市区町村によっては、あるいはシステム利活用が重要となる事業においては、上記の「個人情報取扱特記事項」に加えて、「電算処理業務委託特記事項」を規定する事例もみられる。電算処理業務委託特記事項には、個人情報取扱特記事項の記載されている事項（「秘密の保持」、「再委託」、「資料等の返還」等）に加えて、電算機器の活用、電算処理の実施に特化した、下記等の掲載がみられている。

【事例：電算処理業務委託契約の特記事項における記載文面（例）】

※甲は市区町村（事業委託者、補助事業交付者）、乙は民間（事業受託者、補助事業受託者）を指す。

（管理体制等）

- ・ 乙は、当該委託契約の締結後直ちに、以下の文書を甲に提出しなければならない。提出後に内容の変更があった場合も、同様とする。

- 情報セキュリティ及び個人情報保護に関する社内規程又は基準
- 以下の内容を含む業務従事者名簿
 - (1) 電算処理の責任者及び電算処理を行う者の氏名、責任、役割及び業務執行場所
 - (2) 業務において個人情報を取り扱う者及び個人情報に係る記録媒体の授受に携わる者の氏名並びに業務執行場所
- 委託業務において使用する情報システムのネットワーク構成図
- 委託業務において使用する情報システムのセキュリティ仕様書
- クラウドサービス利用に係るリスク対策文書

（目的外使用及び複写等の禁止）

- ・ 乙は、甲が本件業務での使用を目的として乙に提供し、又は貸与する情報及び情報資産を、本件業務以外の目的に使用してはならない。
- ・ 乙は、本件業務で取り扱う情報及び情報資産について、業務上必要なバックアップを取得する場合を除き、甲の承認を得ずに複写してはならない。本件業務を実施する上でやむを得ず複写するときは、あらかじめ甲に通知し、その承認を得なければならない。この場合において、本件業務の終了後、乙は、直ちに複写した情報及び情報資産を消去し、再生又は再使用できない状態にするとともに、情報及び情報資産を消去した日時、担当者及び処理内容を甲に報告しなければならない。
- ・ 乙は、甲の事前の承諾なく、本件業務で取り扱う情報及び情報資産を甲の事業所または乙の事業所から持ち出してはならない。

（物的セキュリティ対策）

- ・ 乙は、本件業務に使用する情報システムに係る装置の取付けを行う場合は、できる限り、火災、水害、埃、振動、温度、湿度等の影響を受けない場所に設置するものとし、施錠等容易に取り外すことができないよう必要な措置を講じなければならない。
- ・ 乙は、本件業務に係る甲が運用する情報システムのサーバ等を甲の庁舎外に設置する場合は、甲の承認を得なければならない。また、定期的に当該サーバ等への情報セキュリティ対策状況について確認するとともに、甲から要請があった場合は、その結果を報告しなければならない。
- ・ 乙は、その従事者に身分証明書等の携帯を義務付け、甲の情報システム室その他の甲の管理区域に立ち入る場合において甲から求められたときは、身分証明書等を提示するよう指導しなければならない。
- ・ 乙は、本件業務で使用するパソコン等の盗難を防止するため、当該パソコン等をセキュリティワイヤーで固定し、又は業務従事者が作業場所を離れる間において施錠可能なロッカー等に収納させるなどの措置を講じなければならない。
- ・ 乙は、本特記事項により通知、報告、提出等が求められている事項については、特段の定めがない限り、書面により行うものとする。
- ・ 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本特記事項において

業務従事者が遵守すべき事項その他本件業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、業務従事者全員に対して実施しなければならない。

（人的セキュリティ対策）

- ・ 乙は、本件業務において、甲に提出した情報セキュリティ及び個人情報保護に関する社内規程又は基準を遵守しなければならない。また、情報セキュリティ対策について不明な点、遵守することが困難な点等がある場合は、速やかに甲に報告し、代替策について協議しなければならない。
- ・ 乙は、情報資産を適切に保管するものとし、パソコン等により情報資産を使用する場合は、第三者に使用され、又は閲覧されることがないように、離席時にパスワードロック又はログオフ等を行わなければならない。
- ・ 乙は、業務従事者に情報システムの保守又は運用業務に関し、次の事項を遵守させなければならない。
 - 自己が利用している ID は、他人に利用させないこと（ID の供用を指定されている場合は除く。）。
 - 共用 ID を利用する場合は、共用 ID の利用者以外の者に利用させないこと。
 - パスワードを秘密にし、パスワードの照会などには一切応じないこと（パスワード発行業務を除く。）。
 - パスワードのメモの不用意な作成等により、パスワード流出の機会を作らないこと。
 - パスワードは、十分な長さとし、想像し難い文字列とすること。
 - 複数の情報システムを取り扱う場合は、パスワードを情報システム間で共有しないこと。
 - パソコン等のパスワードの記憶機能を利用しないこと。
 - 社員間でパスワードを共有しないこと（ID の共用を指定されている場合を除く。）。
- ・ 乙は、業務従事者に対して、情報セキュリティに関する教育及び緊急時対応のための訓練を計画的に実施しなければならない。

（技術的及び運用におけるセキュリティ対策）

- ・ 乙は、情報システムの保守又は運用業務を遂行するに当たり、情報システムの変更記録、作業日時及び実施者を記録するとともに、各種アクセス記録及び情報セキュリティの確保に必要な記録を全て取得し、一定期間保存しなければならない。
- ・ 乙は、アクセスログ等を取得するサーバについて、正確な時刻設定を行わなければならない。自動的にサーバ間の時刻同期が可能な場合は、その措置を講じなければならない。
- ・ 乙は、情報システム等に記録された重要性の高い情報について、定期的にバックアップを取得しなければならない。また、バックアップの取得前にその手法を甲に通知

し、承認を得なければならない。

- ・ 乙は、情報システムの開発及び導入に当たり、開発及び導入前に甲と協議の上、情報セキュリティに係る検証事項を定め、検証を実施しなければならない。
- ・ 乙は、本件業務に使用する情報システムがネットワークに接続されている場合は、不正アクセスを防ぐため、常にセキュリティホールが発見に努め、メーカー等からのセキュリティ修正プログラムの提供があり次第、情報システムへの影響を確認し、甲と協議の上、修正プログラムを適用しなければならない。また、ウィルスチェックを行い、ウィルスの情報システムへの侵入及び拡散を防止しなければならない。
- ・ 乙は、情報システムを開発する場合は、システム開発及びテスト環境と、本番運用環境を分離しなければならない。
- ・ 乙は、本件業務において特定個人情報ファイルを取り扱う場合は、当該特定個人情報ファイルをインターネットから物理的又は論理的に分離された環境にて取り扱わなければならない。
- ・ 乙は、本件業務に使用する情報システムにおいて特定個人情報ファイルを取り扱う場合は、定期に及び必要に応じ随時に当該情報システムのログ等の分析を行うなど不正アクセス等を検知する仕組みを講じるとともに、当該情報システムの不正な構成変更（許可されていない電子媒体、機器の接続等、ソフトウェアのインストール等）を防止するために必要な措置を講じなければならない。
- ・ 乙は、本件業務においてクラウドサービスを利用する場合は、当該クラウドサービスの利用に伴い想定される情報セキュリティ上のリスクを回避するために必要な措置を講じなければならない。

（データのセキュリティ対策）

- ・ 乙は、本件業務に関し、甲より情報資産を受領した場合は、預かり証を甲に対して交付しなければならない。また、当該情報資産を適切に管理するため、情報資産の受領日時、受領者名、受領した情報資産の種類等の記録簿を作成するとともに、甲から要請があった場合は、速やかに当該記録簿を甲に提示しなければならない。
- ・ 乙は、本件業務に係る重要度の高い情報資産を運搬する場合は、可能な限り暗号化、パスワード設定等の保護対策を行い、鍵付きのケース等に格納する等、情報資産の紛失や不正利用を防止するための処置を講じなければならない。また、重要度の高い情報を電子メール等で送受信する場合は、暗号化、パスワード設定等の保護対策を行わなければならない。
- ・ 乙は、本件業務で取り扱う情報資産を施錠可能な金庫、ロッカー等に適切に保管する等善良な管理者の注意をもって当たり、情報資産の取扱いには十分注意し、情報資産の紛失並びに情報の改ざん、漏えい等の防止に努めなければならない。
- ・ 乙は、本件業務が終了したときは、甲より受領した情報及び情報資産を速やかに甲に返却しなければならない。また、返却が不可能な情報及び情報資産は、甲の了承のも

と、バックアップデータを含め、情報及び情報資産を復元できないように処置した上で廃棄し、日時、担当者及び処理内容を甲に報告しなければならない。

- ・ 乙は、情報資産の作成業務を終了したときは、直ちに当該情報資産を甲があらかじめ指定した職員に引き渡さなければならない。

（電算処理機器の修理又は廃棄）

- ・ 乙は、本件業務で使用しているサーバ、パソコン等の機器（以下これらを「電算処理機器」という。）を廃棄する場合は、事前に当該電算処理機器に保存されている情報を消去しなければならない。

（事故報告）

- ・ 乙は、本件業務について次に掲げる事象が発生した場合は、速やかに、甲にその状況を具体的に報告しなければならない。
 - 情報及び情報資産の紛失
 - 情報の改ざん
 - 情報の漏えい
 - 不正アクセス
 - 情報セキュリティポリシーの違反
 - 前各号に掲げるもののほか、情報セキュリティに悪影響を及ぼす事象

（サービスレベルの保証）

- ・ 乙は、本件業務のサービスレベルについて、事前に甲と合意している場合は、そのサービスレベルを保証するものとする。

(2)民間団体が要対協のメンバーである場合

2つ目のパターンは、民間団体が要対協の構成員である／あった場合に、要対協設置要綱内の「個人情報保護規定」に基づく情報守秘が義務づけられるものである。要対協の各種会議等において、守秘義務規定について書面及び口頭にて説明・周知するとともに、要対協の構成員から同意書等への署名を取得することが行われている。

①要対協設置要綱における守秘義務規定

要対協設置要綱には、協議会の構成員及び構成員であった者は、協議会で知り得た個人情報に関する守秘義務が生じること、違反者には罰則が適用されることのほか、協議会の構成員以外の関係機関から情報提供を受ける場合にも秘密保持に努めること等が規定されている。

要対協の各会議（代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議）の冒頭において、守秘義務規定を口頭等で説明の上、子どもや家庭に関する情報を共有することが行われている。

【事例：要対協設置要綱における守秘義務等に関する文面】

(守秘義務)

- ・ 協議会の構成員及び構成員であったものは、法第25条の5の規定により、正当な理由がなく、協議会の職務に関し知り得た秘密及び個人に関する情報を漏らしてはならない。その職を退いたときも同様とする。
- ・ 守秘義務の規定の適用は、前項の構成員及び構成員であったものを除き、次の各号に掲げる協議会を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者に及ぶものとする。
 - 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
 - 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者
- ・ 守秘義務の規定に違反したものは、児童福祉法第61条の3の罰則の規定の適用を受ける。
- ・ 協議会は、法第25条の3の規定により構成員以外の関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めるときは、秘密が保持されるよう配慮しなければならない。

②守秘義務規定への同意承諾書・署名

要対協設置要綱における守秘義務規定と口頭説明にとどまらず、参加者から同意の承諾・署名を取っている市区町村もみられる。

要対協の構成員になる際に、要対協の守秘義務規定（児童福祉法第25条の5）や違反時

の罰則（同第 6 1 条の 3）を記載した同意承諾書様式に、サインを求める事例がみられる。

また、個別ケース検討会議の開催時に作成する出席者名簿の様式において、守秘義務規定（児童福祉法第 2 5 条の 5）を書面で説明した上で、サインを求める事例もみられる。

【事例：構成員になる際の承諾書様式】

下記事項等からなる承諾書に、署名をいただく承諾書がみられている。

（タイトル）

- ・ 「承諾書」等

（承諾意思の表明）

- ・ 当機関は、〇〇市区町村要保護児童対策地域協議会の構成員になることを承諾します。

（記載時期）

- ・ 〇〇年〇〇月〇〇日

（機関情報）

- ・ 機関名
- ・ 代表者名
- ・ 住所
- ・ 連絡先

（注意事項）

- ・ 別紙「要保護児童対策地域協議会設置要綱」を参照ください。
- ・ 協議会の構成員及び構成員であったものは、正当な理由がなく、協議会の職務に関し知り得た秘密及び個人に関する情報を漏らしてはならない。（児童福祉法第 2 5 条の 5）
- ・ 児童福祉法第 2 5 条の 5 の規定に違反した者は、1 年以下の懲役又は 5 0 万円以下の罰金に処する。（児童福祉法第 6 1 条の 3）

（参考書き）

- ・ 児童福祉法第 2 5 条の 2 「要保護児童対策地域協議会等」
地域公共団体は、単独で又は共同で、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される要保護児童対策地域協議会を置くように努めなければならない。

【事例：個別ケース検討会議等の出席者名簿】

（タイトル）

- ・ 「個別ケース検討会議 出席者名簿」、「関係機関名簿・打合せ書」等

（会議情報）

- ・ 対象児童名
- ・ 日時
- ・ 場所

（宣誓事項）

- ・ 当会議及び今後の支援で知り得た個人情報については、守秘義務を守ります。
- ・ 打合せ内容に基づき、連携協力して子育て支援・児童虐待防止に努めます。
- ・ 状況の推移に即応し、名簿を活用し随時連絡をします。

（連絡名簿兼確認署名簿）

- ・ 下表等。

機関名	役職名	氏名	TEL（機関）

（参考書き）

- ・ ○○市区町村は、児童福祉法第25条の2に基づき、○○市区町村要保護児童対策地域協議会設置要綱を定めています。
- ・ 個別ケース検討会議は、○○市区町村要保護児童対策地域協議会設置要綱第○条に基づき、個別の要保護児童等に関する情報の交換及び支援内容の協議を行うために必要に応じ設置します。
- ・ 個別ケース検討会議を開催する場合は構成員の名簿を作成します。機関名、氏名等を記入願います。
- ・ 構成員及び構成員であった者は、会議の内容や知り得た情報について、守秘義務が課せられます。

(3)課題

市区町村においては、上記のように、「市区町村と民間団体の間に委託・補助事業等の契約関係がある場合」、「民間団体が要対協のメンバーである場合」の2つのパターンに対し、それぞれ守秘義務を規定する仕組みを構築し、2つのパターンのいずれか、もしくは双方を活用しながら、情報共有を図っている。

一方で、今後民間との連携をさらに進めるに際しては、下記等が課題となっている。

①上記に該当しない民間団体との情報共有・情報守秘の仕組みの確立

委託・補助事業等の契約関係がなく、要対協にも参加していない民間団体においては、守秘義務がかからない。

今後、NPO や市民団体の活動（例：子ども食堂や学習支援施設等と連携した見守り支援の強化等）との連携が増加していくことも予想される中、特に法人格を有していない民間との情報共有・情報守秘に向けた検討も必要となる。

②民間団体における情報守秘の周知徹底・担保に向けた運用整備

委託・補助事業等の契約における守秘義務規定、要対協における守秘義務規定をかけたとしても、民間団体側に十分な情報守秘の仕組み・体制が整っていないと懸念される場合には、市区町村側からも積極的な情報共有がしにくい状況となる。

民間団体における情報守秘の周知徹底・担保に向けた運用整備も課題となっている。

【参考】ヒヤリハットのパターン

情報守秘への取組が進む好事例においても、時に情報守秘に関する“ヒヤリハット”が発生することもある。一方で、ヒヤリハットが生じた際には関係者がすぐに集まり、情報共有フローの見直し、再発防止策の検討等を行っている事例がみられた。官民が連携し、意思疎通を図りながら、ヒヤリハットを防止していくことが課題となる。

A.官(市区町村等)側

- ・ 子どもが民間団体のスタッフに「誰にも言わないでね」とこっそり教えてくれたことでも、市区町村にはすべて情報共有している。その情報が市区町村職員を介して別の者から本人に伝わるとき、信頼関係が崩れてしまう。情報管理については、市区町村職員を含めた官民関係者の手腕次第であり、信頼関係が必須である。（民間団体からの意見）
- ・ 公的機関と民間団体、守秘義務の遵守は共通の課題である。警察と情報共有を行った

途端に出動されてしまい、保護者とトラブルになる等、ケースワークがうまくいかなかった事例はある。(市区町村からの意見)

B.民間団体側

- ・ 親子の集いの場等を運営する NPO から、保健師を通して情報共有を受けたクリニックの医師が、本人（親子）との会話の中で集いの場に通っていることに言及してしまったことがあった。(市区町村からの意見)
- ・ 地域では、見守り支援、居場所づくり等において新たに連携・協力を得る民間団体が増えており、情報守秘についての意識・経験が十分ではない団体も見受けられるようになっている。その都度、民間同士でも守秘義務について説明し、個人情報保護に関する意識の共有を図っている。(民間団体からの意見)

2) 情報共有促進に向けた方策・方向性等

官民の情報共有を促進するために、上記の課題（①市区町村との間に委託・補助事業等の契約関係を有さない、あるいは要対協のメンバーではない民間団体との情報共有・情報守秘の仕組みの確立、②民間団体における情報守秘の周知徹底・担保に向けた運用整備）を低減するための方策としてし、以下に（1）、（2）を挙げる。また、さらなる情報共有促進に向けて、（3）に官民による情報システムの利活用、（4）に市民等からの情報共有のルール化について述べる。

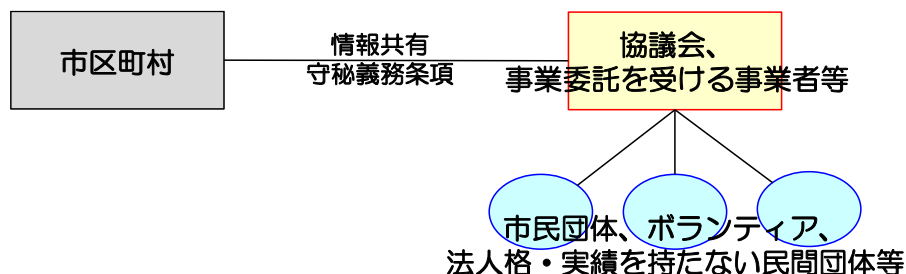
（1）市民団体、ボランティア、NPO、法人格を持たない民間団体等の組織化

市民団体、ボランティア、NPO、法人格を持たない民間団体等が、市区町村と直接契約を締結したり、要対協に新規参加したりするには、短期的には障壁も少なくない。

近年、そのような民間団体が、（官民連携を主目的としていない場合も含め）民間団体同士が連携して協議会やネットワークを立ち上げる事例がみられている。一つ一つは小さな団体についても、その連携組織（上部組織）を形成することで、組織同士の民民連携、官民連携が進みやすい環境をつくりだすことができる。

また、市区町村の事業を受託した、官民連携の実績等を有する民間団体（児家セン、社協等）が、再委託等の契約を結び、委託契約等の中で守秘義務を担保することで、市民団体、ボランティア、法人格を持たない団体等との情報共有を図る事例もみられている。

図表 2-10 市民団体、ボランティア、NPO、法人格を持たない民間団体等の
組織化イメージ



【事例：参考となる取組】

A.各地区でおでかけひろば等を運営する NPO 等が集まってネットワーク組織を形成(世田谷区)

親子の集いの場である「おでかけひろば」等を各地区で運営する複数の NPO 等が集まり、「NPO せたがや子育てネット」を軸にネットワークを形成。ひろばやこども食堂等の運営上の悩みや課題を NPO 間で共有するほか、要対協の構成員となり、心配な子どもや家庭について、予防的観点から情報察知、関係機関との情報共有、支援等を行っている。

B.子ども食堂が協議会を立ち上げる(下関市)

市内の子ども食堂が協議会を立ち上げている。今後、協議会を通して様々な体制整備（情報守秘、情報共有、要対協参加等を含む）が進められていくことが期待されている。

C.見守り強化事業の見守り支援員を、地域の学習支援拠点運営者等が務める(越前市)

全国の中でも早期に取り組まれた「支援対象児童等見守り強化事業」においては、子ども食堂運営者も見守り支援員として参加している。地域の学習支援拠点等を含む見守り支援員には、同事業の契約関係の中で（事業の委託事業者を通じて）、情報守秘義務が課せられている。

(2)情報保護体制・仕組みを有する民間団体のノウハウ移転

市区町村の事業の委託を受けて事業運営の一部を担当する等、長らく官民連携を行ってきた民間団体においては、情報保護体制・仕組みが整備され、経験豊富な職員において情報共有と情報守秘が両立されているところが多い。

情報保護について周囲の信頼を勝ち取っている民間団体においては、情報保護規定や情報セキュリティ規定等を整備する、定期的に研修を行うとともに個人情報保護についての誓約書を取り交わす、個人情報保護のチェックシートを作成し職員・上長間で相互チェック

を行う等の努力が行われている。これらの団体からは、「行政職員と同等の自覚をもって個人情報保護に努める必要がある」との指摘がみられている。

これらの仕組・努力を進める民間団体のノウハウを、他の民間団体にも共有することで、民間全体で情報保護レベルを向上していく必要があり、そのような研修や学びの場に対するニーズがみられている。

【事例：参考となる取組】

A.情報保護規定、情報セキュリティ規定等を整備・運用（せたがや子育てネット等）

情報保護規定、情報セキュリティ規定を整備し、組織内に周知し、情報保護に関する職員の意識・知識の向上と実践を図るとともに、対外的に公開して信頼確保に努める民間団体がみられる。

（参考：せたがや子育てネットの個人情報保護規定の構成）

第1章 総則

- | | | |
|----------------|--------|----------|
| 第1条 目的 | 第2条 定義 | 第3条 適用範囲 |
| 第4条 当法人及び職員の責務 | | |

第2章 個人情報の利用・取得

- | | |
|------------------|-------------------|
| 第5条 個人情報の利用目的の特定 | 第6条 個人情報の利用目的外の利用 |
| 第7条 個人情報の利用目的の通知 | 第8条 利用目的の変更 |
| 第9条 個人情報の取得 | |

第3章 個人情報保護体制

- | | |
|--------------|--------------|
| 第10条 個人情報責任者 | 第11条 個人情報取扱者 |
|--------------|--------------|

第4章 安全管理

- | | |
|-----------------|-------------|
| 第12条 安全管理措置 | 第13条 教育訓練 |
| 第14条 職員の管理 | 第15条 委託先の管理 |
| 第16条 取り扱い上の注意事項 | 第17条 廃棄 |
| 第18条 苦情処理 | |

第5章 第三者提供

- | |
|---------------|
| 第19条 第三者提供の制限 |
|---------------|

第6章 開示等

- | |
|-----------------------------|
| 第20条 開示 |
| 第21条 保有個人データの訂正、追加、削除、利用停止等 |

第7章 雑則

- | |
|----------|
| 第22条 その他 |
|----------|

資料：<http://www.setagaya-kosodate.net/modules/about/uploads/kojinjohohogo150528.pdf>

(参考:せたがや子育てネットの情報セキュリティ基本規程の構成)

第1章 総則

第1条 目的 第2条 定義 第3条 適用範囲

第2章 情報セキュリティ基本方針

第4条 基本方針 第5条 個人情報保護

第3章 情報セキュリティ管理体制

第6条 情報セキュリティ管理者

第4章 情報資産の分類とリスク評価

第7条 情報資産の分類と管理

第8条 情報資産の棚卸しとリスク評価

第5章 情報資産の管理

第9条 情報資産の調達

第10条 教育訓練

第11条 職員の管理

第12条 情報資産の持出し

第13条 情報資産の廃棄

第14条 業務委託先等の管理

第6章 人的管理

第15条 教育及び訓練

第7章 アクセス管理

第16条 アクセス管理の基本原則

第17条 システムのアクセス管理

第18条 リモートアクセス

第8章 通信

第19条 通信手段の選択

第20条 電子メール

第21条 F a x

第9章 情報システムの利用者の責務

第22条 情報システム利用者の義務

第23条 セキュリティ事故発生時の対応

第10章 重大事故への対応

第24条 重大事故への対応

第11章 雑則

第25条 その他

資料 : <http://www.setagaya-kosodate.net/modules/about/uploads/johosecurity150528.pdf>

B.職員と情報守秘義務の書面を交わす(彩の国子ども・若者支援ネットワーク等)

民間団体への入職時や各年度はじめ、市区町村からの委託事業等の開始時において、情報守秘に関する研修や説明を行った上で、団体と職員の間で個人情報保護に関する誓約書等を交わす事例がみられる。これにより職員の個人情報保護意識を高く維持することが図られている。

(参考:彩の国子ども・若者支援ネットワークの誓約書様式)

誓 約 書

私は、令和3年度学習支援事業業務委託契約書に基づく受託業務に従事するに当たり、その業務を通じて取り扱う個人情報に関し、埼玉県個人情報保護条例(平成16年度埼玉県条例第65号)第9条(安全確保の措置)、第10条(従事者等の義務)、第66条及び第67条(罰則)の規定の内容について、下記の者から説明を受けました。

私は、受託業務に従事している間及び従事しなくなった後において、その業務を通じて取り扱う個人情報について、埼玉県個人情報保護条例等の関係法令が適用されることを自覚し、本件業務の従事者として誠実に職務を行うことを誓います。

記

説明した者 一般社団法人彩の国子ども・若者支援ネットワーク
代表理事 土屋 匠宇三

令和 年 月 日

所 属
職 名
氏 名

(注) この場合における「従事者」とは、乙の組織内において、乙の指揮命令系統に属し、受託業務に従事している者すべてが含まれる。いわゆる正規職員・社員等に限られず、また、乙と雇用関係にあることは要件ではない。すなわち、いわゆるアルバイトや派遣労働者、法人(法人でない団体に代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)の代表者又は法人若しくは人の代理人も含まれる。

【参考】 埼玉県個人情報保護条例(平成16年度埼玉県条例第65号)(抜粋)

(安全確保の措置)

第9条 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合について準用する。

一 実施機関から個人情報の取扱いの委託を受けた者(その者から当該委託に係る業務の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者を含む。)が受託した業務を行う場合

二 (略〔指定管理者関係〕)

3 実施機関は、前項各号の業務を行わせるに当たり、当該各号に規定する者との間で締結する契約又は協定において、当該業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために必要な措置に関する事項を定めなければならない。

(従事者等の義務)

第10条 個人情報の取扱いに従事する実施機関の職員若しくは職員であった者、前条第2項各号の業務に従事している者若しくは従事していた者又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第26条第1項に規定する労働者派遣契約に基づく労働者派遣(同法第2条第1号に規定する労働者派遣をいう。)の役務を提供するために実施機関に派遣されている者若しくは派遣されていた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(罰則)

第66条 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第9項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

一 実施機関の職員又は職員であった者

二 第9条第2項各号の業務に従事している者又は従事していた者

三 第10条に規定する実施機関に派遣されている者又は派遣されていた者

第67条 前条各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は濫用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

資料:彩の国子ども・若者支援ネットワーク資料

C.個人情報保護に関するチェックシートに基づき、職員・上長が相互チェックを行う(彩の国子ども・若者支援ネットワーク等)

民間団体において個人情報保護に関するチェックシートを作成し、職員と上長により相互に状況を確認する事例がみられている。

例えば、個人情報の保護状況、個人情報の持ち出し状況等について、毎月職員がチェックリストに基づいた確認を行い、上長が全職員分を確認する取組が行われている。

(参考:彩の国子ども・若者支援ネットワークの個人情報持ち出しチェックシート様式)

チェックリスト			
平成 年 月分 所属名		職員名	
No.	項目	確認内容	チェック欄
	持ち出し	(1)重要な文書等は原則として、持ち出さないことを徹底しているか。 (2)個人情報など重要な文書等を持ち出す時は、事前に管理台帳に記入し、許可を得ているか。 (3)帰社後は速やかに持ち出した文書等に紛失がないか確認し、管理台帳と現物を照合してチェックしているか。 (4)重要な文書等を持ち出す時は、他の書類と分け、堅牢なカバンなどに入れ、カバンの口を閉じて肌身離さず持ち運んでいるか。 (5)重要な文書等を入れたカバンを、施設した車の中に放置したり、移動中の電車の網棚などに置いたりしていないか。 (6)重要な文書等を所持したまま、目的地以外に立ち寄りたり、出張ルートを外れて移動していないか。 (7)持ち出した文書等を、必要な場所以外で広げていないか。 (8)持ち出した文書等を、外出中にコピーしていないか。 (9)持ち出した文書等を、外出中に貸し出したりしていないか。 (10)重要な情報が入ったノートパソコンや記録媒体等を職場外に持ち出す時は、パスワードロックをかけるなど盗難・紛失対策をしているか。	
2	保管	(1)重要な文書等を、机の上に放置していないか。 (2)重要な文書等はキャビネットに保管し、施錠するなどして適切に管理しているか。	
3	破棄	(1)重要な文書等を破棄する場合は、シュレッダーで裁断するなど、適切に処分しているか。	
4	パソコン 電子データ等	(1)彩の国 子ども・若者支援ネットワークの個人情報保護方針および個人情報保護規程を遵守し、原則どおり運用しているか。	
5	研修、啓発 (センター長のみ記入)	(1)情報管理の大切さを説明するなど、定期的に職員に意識付けを行っているか。 (2)情報セキュリティ対策(パスワードの管理、入退出の管理、施錠管理、災害対策)を職員に周知しているか。 (3)重要情報の流出や紛失、盗難があった場合を想定し、事故時の対応を各職員に周知徹底しているか。	
確認年月日 平成 年 月 日 確認者 センター長 氏名			

資料：彩の国子ども・若者支援ネットワーク資料

(3)官民による情報共有に向けた情報システムの利活用

市区町村では、児童相談状況に関する情報システム（市区町村により名称は様々だが、ここでは「児童相談システム」とする）を通じて、虐待の恐れのある、あるいは心配な子ども・家庭に関する相談・支援状況等を管理している。本システムは住基情報や母子保健情報とも連動する場合があるため、利用は市区町村の職員に限られ、委託・補助事業等の契約関係や要対協の構成員であっても、民間団体はアクセスできないケースが多い。そのため、民間団体が必要とする情報については、紙媒体で共有されるか、民間から市区町村に（電話等により）照会をかけた際や、要対協等の会議の場等で、口頭情報あるいは紙媒体により情報共有されることが多いのが現状である。

一方、官民での情報共有に向け、個人情報保護に関する守秘義務を課した上で、民間団体にも児童相談システムへのアクセスを許可する事例もみられている。これらの先進事例においては、情報システムの利活用により、常に最新の情報を参照できるようになり、支援の強化や、関係団体との情報交換機会の増加につながったとの意見がみられている。

経済社会のデジタル化が進む中、今後、官民による情報システムの相互利用についても検討を進めていく必要がある。

【事例：参考となる取組】

A.支援拠点と子ども家庭支援センター間で児童家庭相談システムを利用（江東区）

区の支援拠点（区のこども家庭支援課養育支援係＋南砂子ども家庭支援センター）のうち、南砂子ども家庭支援センターとそれ以外の5地区の子ども家庭支援センターの運営は、社会福祉法人2団体に委託されている。

現在、支援拠点（養育支援係＋南砂子ども家庭支援センター）及びもう1地区の子ども家庭支援センターには、児童情報等を記録できる児童家庭相談システムが導入されている（2022年度には全ての子ども家庭支援センターに導入拡大予定）。各子ども家庭支援センターは担当地区に居住する児童の情報のみ、支援拠点は全ての情報にアクセスすることができる。

委託契約書の「個人情報の取扱いに関する特記条項」で、個人情報保護について規定するほか、区役所庁舎と各センターの間に専用回線を敷設する。アクセス可能な職員のみにはIDとパスワードを付与し、当該職員が退職・異動する際にはパスワードを失効させる等のセキュリティ対策をとっている。

B.家庭児童相談室のシステムを、民間団体（相談業務受託団体）職員も利用可能（日光市）

市の家庭児童相談室内に支援拠点が設置されている。支援拠点業務の一部はNPOだいいじょうぶに委託されており、市職員とだいいじょうぶ職員で支援拠点業務及び相談業務が運営されている。

市では、家庭児童相談室の業務遂行に必要な情報を、家庭児童相談システムにより管理

しているが、市職員・だいじょうぶ職員ともほとんど差はなくシステム利用・情報共有を行っている（同システムに住基システムからデータを取り込む作業については市職員のみが担当）。

だいじょうぶへの家庭児童相談室業務の委託契約書内に守秘義務条項があり、だいじょうぶ職員は、その条項の規定の範囲内で個人情報にアクセスすることが可能となっている。

C.包括支援センターのケアマネジャーが市のイントラネット上の相談システムにアクセス(和光市)

市内 5 カ所に子育て世代包括支援センターが設置されており、各拠点の運営は、学校法人、NPO、社会福祉法人に業務委託されている。子育て世代包括支援センターは個別マネジメントの要となっており、各拠点には 1～2 名の子育て支援ケアマネジャーと母子保健ケアマネジャー(相談員)が配置され、各地区を担当している。

和光市では、子育て世代包括支援センターは委託先であっても、市のイントラネット網に組み込まれており、権限を付与されたケアマネジャーのみがイントラネット上で相談システムにアクセスすることができる。基本的には相談システムに登録されているほとんどの情報をケアマネジャーを閲覧、入力、更新することができる（基本情報（住民登録情報）の入力・編集は市の地域包括ケア課のみが実施）。業務委託契約書、仕様書に基づき、守秘義務が課せられている。

市と各センターとは VPN 回線で接続されており、各センターには市から PC とシステムがリース提供される。端末へのログインとシステムへのログインの 2 段階認証となっている。誰がどの情報を閲覧したか、見ているかのログが残るようになっている。

(4)市民等からの情報提供への対応に関するルールづくり

今後、見守り支援や居場所づくり等において、市民やボランティア等に協力・連携を依頼する機会が増える際には、様々な方から、深刻な情報から軽微な情報まで、多くの情報が寄せられることが予想される。対応する市区町村や民間団体等においては、人員不足も課題となっているところであり、市民等から寄せられる全情報に対応しようとする業務がひっ迫する可能性がある。

児童虐待防止法の改正により面前 DV が子どもへの心理的虐待となった際、市民等からの通報により、児童相談所の業務がひっ迫したように、特に、市民からはの情報提供にどのように対応するかは今後の課題となり得る。ソーシャルワーク現場の動き方等について、市民等の理解を得ることも重要となる。

どのような場面、タイミングにおいて、①市民等に対してどのような情報を伝えるか、②市民等からどのような情報を伝えてもらうか、情報のマネジメントを含むルールづくりが必要とされている。

第3章 おわりに——有識者検討会委員の見解

調査分析結果の考察等を経て、有識者検討会の各委員から総合的見解について執筆いただいた。

1) 鈴木 秀洋 座長(日本大学 危機管理学部 准教授・前文京区子ども家庭支援センター 所長)

(1)委員会全体の意見まとめ

まず、本委員会の座長として、簡単に委員会意見のまとめを行う（各委員の名前を付しているが、全体の総意といえる）。

本委員会では、児童虐待対応等において地域の民間機関・団体等との連携をテーマに議論を積み重ねた。

民との協働には、相談の入口やアウトリーチ場面での行政支援の切れ目を繋ぐメリットがあり、子どもと保護者側からの身近な資源として利用できるようにしていくこと（佐藤委員）、そうしたメリットを活かすためには、市区町村と民間とがそれぞれの役割・知識・価値観を伝え合う双方向の関係性を構築していく努力が必要であり（小橋委員）、市区町村側には、コーディネート力が強く求められているといえる（出口委員）。

今後の要保護児童対策地域協議会（以下、「要対協」という）の在り方の具体論としては、民間と連携を進めていくためには、人的協力関係・契約関係や情報共有のスキーム等法律面での整理を避けて通れず、詰めが必要であること（橋本委員）、また官民の垣根を超えた専門人材の育成・研修体制を作り上げていくことが求められている（藤林委員）。どの市区町村も要対協を設置しているが、その法的位置付けや制度設計・運用については、必ずしも明確ではなく、法的整理の仕方、形骸化を防ぐための実効化の工夫に悩んでいる実態が浮かび上がった。今回の好事例紹介の先に、ガイドラインの改訂、マニュアル等の整備等により丁寧な市区町村への支援を行っていくことが、国・自治体の喫緊の課題といえる（鈴木）。

委員会では、要対協に関して、残された論点・課題は多く、好事例集に留まらない（又はこれまで紹介された好事例が、真の意味での好事例なのかの検証も含めて）今後の研究継続が必要であるとされた。

(2)鈴木意見・感想

児童虐待死亡事例が起きるたびに要対協の形骸化が指摘され、実質化が提言される。しかし、自治体現場からは、要対協における登録・取扱件数が多く、報告で済ませざるを得ず、1件ずつ十分に時間をかけることはできないとの声があげられる。そして、これまで、国が示してきた代表者会議・実務者会議・個別ケース検討会議との三層構造を金科玉条の如く墨守し、会議の効率化の議論に時間を費やしている市区町村が多い。登録・取扱件数を減らす

という本末転倒の扱いに向かざるを得ないと述べる市区町村すら存在する。

では、要対協の制度設計と運用はどうあるべきなのか。

要対協は、児童福祉法 25 条の 2 に規定され、児童虐待対応において、地域資源をつなぎ、子どもと保護者を支えるための法的網掛けの画期的な法制度である。そして、この制度を最適化して作り上げる裁量は市区町村にある（25 条の 4）。

こうした法的理解を浸透させ、地域における要対協の作り方、具体的活用の方法等を今一度、ガイドライン・マニュアル等で、わかりやすく詳細に提示する必要があるだろう。

今回の研究は、その提示の一部であり、一步といえる。

要対協の実効化、すなわち要対協の法的意味を理解し、地域資源を把握し、その地域資源をどのように組み合わせて、子どもの最善の利益を守っていくのか、その視点からすれば、民間との連携・協働は要対協の改善取組の一つの道である。

この研究事業で行ってきたヒアリングによる好事例集は、市区町村側の限界を認識しつつ民間との連携を進めるという観点からは参考になるはずである（ただし、民間に頼って公助が後退することがあってはならない）。

一方で、要対協の課題について指摘しておかねばならない。

この課題については、従前から私自身指摘（注）してきたことであるが、今回の調査研究を進める過程で一層その課題が浮き彫りになった（出口委員、橋本委員、藤林委員からも指摘有）。今後、法的手当・ガイドラインの追記等が必要となろう。

具体的に、以下 4 点挙げておく。

①「構成員」(指針第2章2)の選定基準

要対協が詳細な個人情報扱う以上、子育て支援事業に関わっている限りどの民間団体でも構成員としてよいわけではない。例えば、営利的又は自事業への利益誘導的団体等は市区町村としてはむしろ排除していかねばならないであろう。どの団体が要対協構成員としてふさわしく、どの団体は参加させるべきではないのか、その基準を明確にしておく必要がある。

②「守秘義務」(指針第5章)の範囲

守秘義務が構成員の所属組織との関係でどのように及ぶのか、市区町村の現場では混乱が生じている。この点、指針は、①国又は地方公共団体の機関、②法人、③それ以外の者との区別を示している。

しかし、機関や法人においても様々な形態の人々が事業に関わっており、この指針の説明のみでは、守秘義務の負わせ方に疑義が生じる例が多数生じている。市区町村からは、様々な具体的ケースを想定した Q&A の作成を国が示してほしいとの意見が多数挙げられている。

③要保護児童対策調整機関・調整担当者(指針第4章)

指針は、調整担当者として、児童福祉司、児童福祉司に準ずる者（保健師、助産師、看護師、保育士、教員、児童指導員等）を挙げるが、市区町村内での職層等についての定めがなく、市区町村においては、1、2年目の経験年数の浅い主事等の職員を充てているところも少なくない。そのため、関係機関との交渉や調整が十分なし得ない事態が生じている。このことは要対協が単なる会議体であるとの理解から要対協の位置付けが重みをもって組織に理解されていないことから生じているようである。

調整担当者の職層等についても規定を加えることが、要対協の実効化に資する運用改善となると考える。

※この点に関し、「調査2：窓口調査の実施方法に関する検討」において、要対協に関するアンケート項目にも「職層」の項目を入れることを委員会で提案している。

なお、指針は、市区町村子ども家庭総合支援拠点（以下、「支援拠点」という）が、要対協の「調整担当機関を担うことが求められる」と定め、[要対協の司令塔＝児童福祉法10条の2が定める支援拠点]（指針第1章5）であることを示している。

④民間団体との契約関係等

今回民間との連携を行っている市区町村のアンケート調査やヒアリングの中でも明らかとなったが、市区町村と民間団体とはどのような法的関係（契約等）に立っているのか。具体的には、民間団体が市区町村に人材を派遣する方法や、団体として市区町村の要対協業務の一部を受託している事例が報告されたが、この場合の法的関係は必ずしも明らかではなかった。業務委託関係であれば、当該民間の者に市区町村から直接の指揮命令はできないはずである。柔軟かつ広範な形で民間との連携の好事例が、法的には好事例として紹介してよいものではない場合も生じている。市区町村が違法状態を是認するわけにはいかないのであり、国が指針等によって注意喚起をする必要があろう。

※鈴木秀洋『市区町村子ども家庭総合支援拠点スタートアップマニュアル』（明石書店・2020）34-38頁。

※鈴木秀洋『虐待・DV・性差別・災害等から市民を守る社会的弱者にしない自治体法務』（第一法規、2021）第2章

※鈴木秀洋「要保護児童対策地域協議会の再構成(一)(二)-効果的な運営のためのガイドライン試案」『自治研究』96巻・6号、7号（第一法規、2020年6月号・7月号）

2) 小橋 孝介 委員(松戸市立総合医療センター小児科 副部長)

今回好事例としてヒアリングを行った14の市区町村では、それぞれの地域で“力のある”民間団体が根を張った活動を行っており、官と民、お互いの強みを活かしながら、子ども家庭支援の取組を進めている。官民連携の形や情報共有の方法等、これから官民連携を推進していく中で参考になる情報が数多く明らかになった。

官民の連携を進めていくにあたって、課題となるのはいかに「“力のある”民間団体を地域が育てていけるか」という点である。市区町村は、地域の資源を有機的に繋ぎ、子ども・家庭を点ではなく面で支援していかなければならない。ここに示した市区町村の担うべき機能は支援拠点として“機能”を実装することが求められている。関わる一人一人の子どもについて、司令塔として、地域に芽生えている民間団体の活動を把握し、その資源を積極的に活用することで、その民間団体を育てることにつながっていく。そのためには各市区町村が連携とは何であるかを考えていく必要がある。

連携の大前提は「背景が異なることに配慮し、互いに、互いについて、互いからそれぞれの役割、知識、価値感を伝え合うことができる」ことである。私たちはこの大前提にたっているであろうか。自身の価値観のもとで、相手を“うまく使ってやろう”という一方的なスタンスになっていないだろうか。思い通りに動いてくれない相手を“使えない”と一方的に評価していないだろうか。連携は双方向で初めて成り立つものである。そして、その双方向の関係性からお互いに高め合う力動が生まれ、官も民も力をつけていくことに繋がっていく。

連携は、市区町村における子ども家庭支援の根幹をなす機能である。今回ヒアリングに参加した中で、好事例の市区町村と民間団体はどれも「互いに、互いについて、互いからそれぞれの役割、知識、価値感を伝え合うことができる」関係が培われ、よい連携ができていることが印象的であった。もし身近な市区町村において民間団体が育っていない、官民連携がうまくいっていないなどと感じるのであれば、今一度連携の大前提に立ち戻って自らを省みる必要がある。

3) 佐藤 まゆみ 委員(淑徳大学短期大学部 こども学科 教授)

本研究でヒアリングの対象となった市区町村の中には、支援拠点の一部業務や要対協という)の調整支援業務を官民連携または一部委託により実施している事例があった。

先行研究において、人口規模が小さな市区町村では、支援拠点や要対協の職員として、専門的な人材を単独で確保したり、専門性を向上させるための研修等の取組をすることが困難な状況が指摘されてきた。日本では、人口規模 10 万人未満の市区町村が全体の 8 割強を占め(厚生労働省 2021:67)ており、先述の状況は多くの市区町村が直面していると考えることができる。つまり、虐待に限らず複数の困難なニーズのある子どもや家庭に対応するために、市区町村担当職員における専門職の確保、専門性の向上が課題のひとつであるといえる。

調査でみられた児童家庭支援センターや教育機関、社会福祉協議会等との協働の取組は、地域に溶け込んだ活動をしている民間団体が、子ども家庭相談に関わる職員や心理職等の専門的な人材の確保を助けている。それに加えて、子どもと保護者にとっては行政が提供する相談援助につながるよりも、普段から馴染みのある団体や場所、職員との関わりがベースとなる方が、心理的なハードルが低くなり、相談しやすくなるといったアクセシビリティのよさがあることがわかる。支援の入口となる相談につながりやすい安心感があれば、援助関係のベースに必要となる信頼関係も作りやすくなり、それが利用者にとっては援助や助言を受け入れる動機づけにもなると考えられる。

一方で、支援が必要であっても、それを受けることに対して消極的、拒否的であったり、パワーレスな状態にあって支援にたどり着くことが難しい人々にとって、家庭訪問、家事支援や育児支援の訪問型支援事業によるアウトリーチの重要性は論を待たない。自宅への訪問を受け入れることへの障壁を少しでも低くするために、生活圏において馴染みのある施設や顔の見える関係の中で子どもや保護者が安心して支援を受け入れられるような体制を構築するために、地域に溶け込んでいる民間の力を活用することの有用性も示唆されていると考える。また、支援の入口にある垣根を取り払う意味では、信頼関係ができている民間団体が同行支援をすることも有効と考えられる。地域の社会資源には偏りがある場合も少なくないため、移動の手段を持たない・移動が難しい人が資源に物理的にアクセスするための支援も欠かせない。これも行政のみでは困難であろう。

民間団体への委託や濃密な協働により、土休日、夜間の対応、時間外の預かり等が充実しており、行政のみでは実施することが難しい支援の切れ目をつないでいる。民間団体が支援拠点や要対協業務のほか、子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)や支援対象児童等見守り強化事業、団体によっては児童相談所から親子再構築事業といった

複数の事業を受託しており、特に子育て支援や健全育成施策と要保護児童福祉施策の専門領域間にしやすい切れ目を自然になじませて提供することができる。通常2～3年程度で異動がある市区町村職員と異なり、民間団体の場合はある程度固定した専門職員が長期に勤務することが期待でき、子どもと保護者にとっては生活の中に常にある資源として身近に感じられ、市区町村にとっては心強い存在になっている。市区町村の責務を果たし、子どもと家庭が自然な形で支援を受けることができるように、行政が民間団体と一緒に取り組んでいく必要があると考えられる。

4) 出口 茂美 委員(越前市 市民福祉部 理事)

要対協の成果は、従来の福祉事務所の範囲を超えた守秘義務の免罪符を得たことであり、関係機関や団体の設置目的と異なる共通目的を共有し、得意分野で役割分担しながら支援が展開できることである。その一方、実効的と思われた要対協も一旦組織化すれば時とともに形骸化や停滞が課題となる。その硬直化や停滞の起爆剤となるのは民間（NPO、ボランティア、市民等）に加えて、児童福祉専門職のうち非公務員等の団体や人材）である。

要対協における民間との連携にスポットをあてた本調査研究で好事例を集め、市区町村の要保護児童対策のパワーアップを図りたいとの思いで参加したが、数々の好事例を目にして思うのは、好事例の裏にある課題である。つまりは、市区町村の児童福祉人員体制の貧しさである。生活保護制度と比較すると、組織的運営管理のうち査察指導機能（スーパービジョン）が弱い、もしくは存在していない。調整機関の実態としては、虐待対応専門員が調整担当者を兼務しているが、これは、生活保護ケースワーカーが査察指導員を兼務しているようなものである。ケースワークに追われれば、ケース全体の統計や分析にかかる時間が後回しになる。その状況は、窓口調査の実施方法に関する検討における調査票改定案に対する市区町村からの意見からも見受けられた。児童の人口規模や地域性に応じた、要対協、支援拠点及び子育て世代包括支援センターの望ましい運営体制、人材育成や研修体制のあり方等が示されるよう望む意見があり、調査回答にこれ以上多くの時間を要したくないという意見もあった。全国の市区町村の担当は、どちらの声にも頷くだろう。

本調査研究における民間との連携の好事例でぜひ読み取ってほしいことは、民間との連携は、市区町村の力が試され、市区町村が力をもつよう民間から求められることである。市区町村の児童虐待体制の充実につながるよう活かしていただきたい。

5) 橋本 達昌 委員(全国児童家庭支援センター協議会 会長)

「人員・体制の充実」や「対応力・機能の強化」を主たる目的として進められてきている「支援拠点／要対協と民間との連携」の在り様を一瞥すると、連携元である市区町村そのものの力量はもとより、地域コミュニティの特性や社会資源の配置状況によって、様々な手法や形態が編み出されていることが判る。本報告書で好事例として紹介されている地域実践も、一つとして同じ相貌はなく、それぞれの連携先（民間団体）の強みや得物を最大限に活かしたものとなっていて大変興味深かった。

一方で、多くの市区町村では、民間団体との連携があまり捗っていない現実がある。それには、地域にタイアップできる民間団体が存在しない、あるいは連携するための予算が組めない等々の理由が挙げられようが、従前より、守秘義務の柵に由来する情報共有の難しさが官民連携の足枷となったり、支援の協同化を足踏みさせたりしているとの指摘も散見される。

現に今から3年前に、市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置に向けて作成された「スタートアップマニュアル」にも、要対協活用の「更なるグレードアップ」への方途として、「情報共有の範囲及び限界についても関係機関間で協議しているか?」、「守秘義務の範囲の検討がなされているか?」等と記されている。官民連携を推し進めていくためには、かかる情報共有のスキームに関する丁寧な協議や検討が不可欠であろう。

加えて現在、児童家庭支援センターをはじめとする民間団体から専門職スタッフを受け入れ、官民人材が協同して相談支援実務を担っているような先進市区町村であっても、その人材の受け入れが、請負契約によるものなのか、準委任契約によるものなのか、はたまた派遣なのか、出向なのか曖昧なまま業務が執行されているという実情も垣間見えた。

さらに生活保護行政の領域においては、当該ケースワーク業務の外部委託化に対し、有識者やステークホルダーによって侃々諤々の議論が行われているが、残念ながら子ども家庭相談支援業務の外部委託に関しては、未だそのような議論は沸き起こっていない。今後、官と民が適切に協同していくには、いわゆる「業務委託契約」という名称で広く流通している法律行為の内容や性質を精査し、官民双方で担務の範囲や職責を吟味していく必要がある。

いずれにせよ市区町村の内部人材のみで、子ども家庭相談支援体制や地域ネットワークを構築していくのは至極困難であることは論を俟たない。それゆえ市区町村サイドが、「民間組織の有するノウハウやエネルギーをどのように取り込んでいけばよいのか!」、「わけでも「情報共有や人材交流をいかに深化させていけばよいのか!」という問いに応えうるリーガルな枠えや機作、フォーマットが欲せられており、それに資する研究が待望されているといえよう。

引用文献：「市区町村子ども家庭総合支援拠点設置に向けて…スタートアップマニュアル」
(厚生労働省 平成30年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業)

6) 藤林 武史 委員(西日本研修センターあかし 企画官)

支援拠点には、子ども等に関する相談全般から専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的な在宅支援が求められているものの、その実践は市区町村によって格差があることが従来から指摘されていた。

その一つの要因が、拠点における相談支援（ケースマネジメント）、要対協調整事務（ネットワーク支援）、子どもや家族の多様なニーズに応じたきめ細かな支援サービスの創出や提供（ソーシャルアクション）を担う、子ども家庭福祉ソーシャルワークの専門人材の確保である。市区町村、特に人口規模の小さい市区町村においては、福祉職採用が行われていないこと、人事異動のスパンが短いこと、スーパーバイズ体制が法的に整備されていないこと等の背景があり、市区町村によっては解決困難な課題でもある。

もう一つの要因が、市区町村によって提供できるサービスの格差である。子ども子育て支援事業に基づく在宅支援サービスを提供するにしても、市区町村の直接的な支援では届きにくい世帯もある。また、既存の在宅支援サービスでは子どもや保護者の多様なニーズに応じることができない場合もあり、よりきめ細かで質の高いサービスの提供が求められている。

本調査で得られた民間団体との連携・協働の実践例は、上記の2つの要因を解決する可能性がある。拠点業務の一部を民間団体に委託することで、市区町村における拠点業務（ソーシャルワーク業務）の総体として専門性の強化を実現することができている。また、民間団体が創出したサービスを活用することは、子どもや保護者の多様なニーズに応じたきめ細かで質の高い在宅支援サービスの提供を実現可能なものとしている。全国のいずれの市区町村においても、適切なアセスメントに基づいて、ニーズに応じた質の高い在宅支援・サービスを提供するためには、民間団体との連携・協働は不可欠と言えるだろう。

一方、市区町村と民間団体とが連携・協働した相談支援が、専門性の高いサービスとして将来にわたり持続可能となるためには、本報告書においていくつか記載があるとおり、市区町村職員・民間職員の垣根を超えた、初任者や現任者のための教育研修、OJT、スーパーバイズシステム等、計画的な人材育成・研修体制の構築が必要である。また、市区町村職員と民間団体の両者を対象とした研修を都道府県単位で開催することは、民間団体との連携・協働を他の市区町村へ広げる横展開の可能性があり、今度、検討すべき課題と思われる。